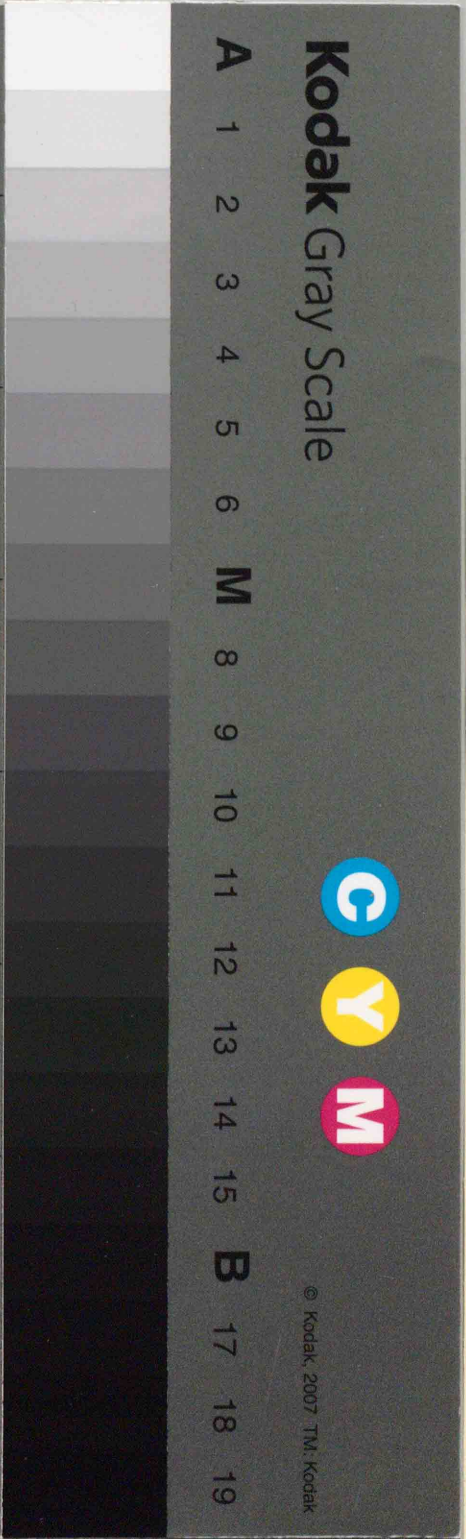
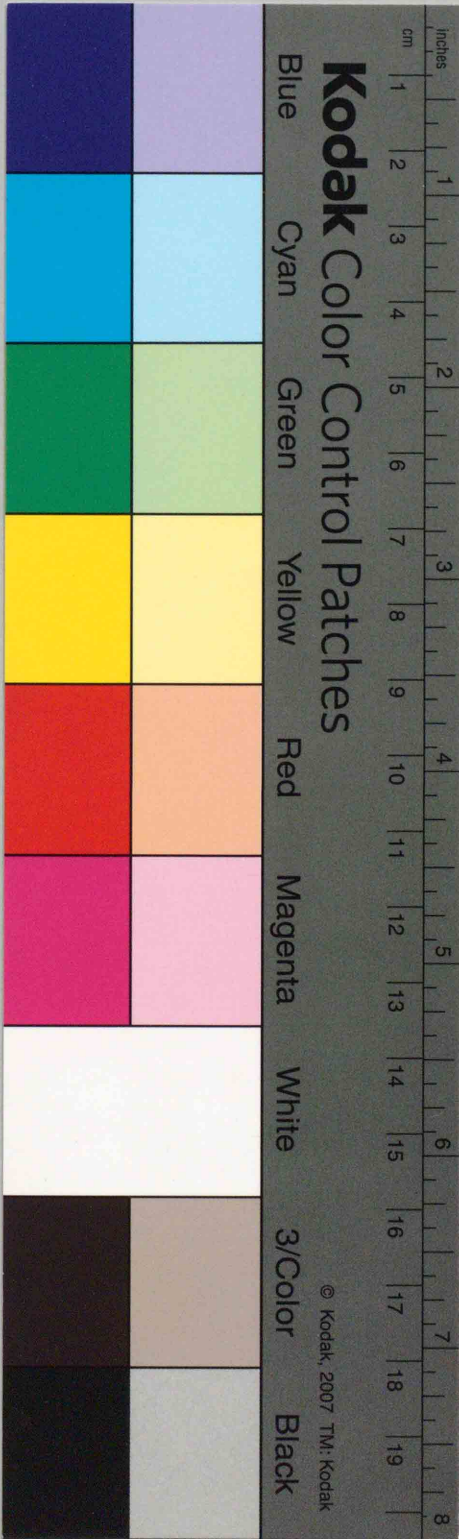
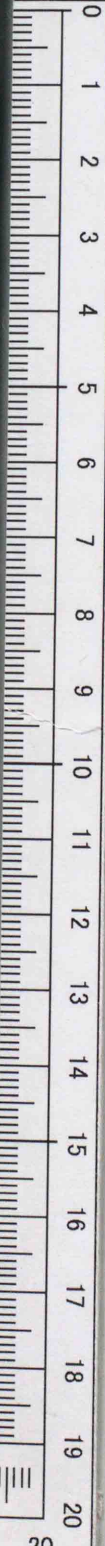


日本教育新教科書  
教育學

文博士  
乙竹岩造著



中華書局教科書株式會社



40814

教科書文庫

4
370
51-1941
20000 22320



© Kodak 2007 TM: Kodak

375.9  
Ot15

資料室

教科書文庫  
4  
370  
51-1941  
2000022320

用科育教校學範師 日九月十年六十和昭  
濟定檢省部文

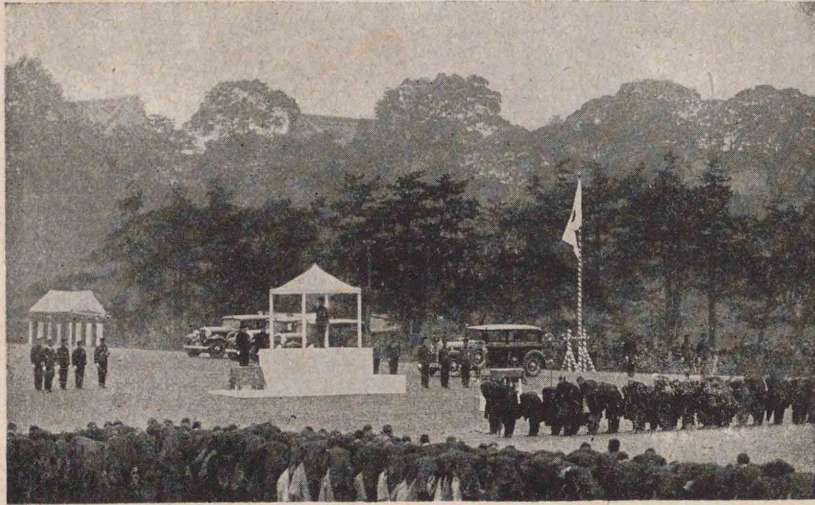
# 書科教新育教本日

## 學育教

士博學文  
著造岩竹乙

広島大学図書  
2000022320  


社會式株書科教校學等中



今上天皇陛下の御親臨  
(全國小學校教員精神大會)

廣島大學圖書印



序 言

一、日本教育新教科書は、我が國の師範學校に於ける教育の統合的教科書として、著者積年の研究に基き、昭和十二年三月改正せられた師範學校教育教授要目に準據して、新に編纂したものである。

一、従つて、文部省訓令を以て示された要目改正の方針に恪遵すると共に、師範學校に於ける各學年の進度と生徒理會の發達との實際に驗照して、各分科間相互の關聯には特に十分の注意を拂ひ、以て教授の要旨を一層よく徹底せしめることに腐心を加へたのである。

一、日本教育新教科書の一たる本書は、正に教授要目の教育學附保育法を敘述したものであるが、昭和十六年二月發布せられた國民學

校令並びに同三月に發布せられた國民學校令施行規則及びこれ等に伴つて改正せられた諸法規に基き、その全部に互つて修正したものである。

昭和十六年九月

著者 乙竹岩造 識す

目次

第一篇 緒論……………一

第一章 日本教育の根本義と教育學の學習……………一

第二章 教育の意義……………三

第三章 社會生活と教育……………六

第四章 教育の效果と限界……………二

第二篇 教育の目的……………二

第一章 教育目的の概説……………三

第一節 教育の一般的目的と具體的目的……………三

第二節 日本國民教育の目的……………三

第二章 國民學校の任務……………四

第一節 義務教育制度の本旨……………四

第二節 國民學校教育の目的……………四

第三篇 教育者と被教育者……………五三

第一章 教育者の資質と教育的態度……………五五

第二章 被教育者の發達と教育の段階……………六三

第四篇 教育の方法……………七〇

第一章 教育方法の一般的原理……………七〇

第一節 教育方法の意義とその重要性……………七〇

第二節 心身一體の教育と教授訓練養護の結合……………七一

第三節 教育内容の關聯と統合……………七五

第四節 教科と教科外教育施設との一體化……………七六

第五節 學校と家庭及び社會との聯絡……………八〇

第六節 教育と國民生活との統一……………八一

第七節 個別教育と集團教育……………八五

第八節 興味と自修の習慣……………八七

第二章 養護……………八九

第一節 養護の任務……………八九

第二節 兒童身體の發育……………九三

第三節 我が國民の體位……………一〇一

第四節 養護の方法……………一〇八

第一 養護の要領……………一〇八

第二 養護の手段……………一一三

第三章 教授……………一一三

第一節 教授の任務……………一一三

第二節 教科課程……………一一五

第一 教科課程の成立……………一一五

第二 教科課程の實施……………一二八

第三節 指導過程……………一三三

第一 指導過程の一般的考察……………一三三

第二 國民科の指導過程……………一三七

第三 理數科の指導過程……………一四一

第四 體鍊科の指導過程……………一四六

第二節 兒童身體の發育……………九三

第三節 我が國民の體位……………一〇一

第四節 養護の方法……………一〇八

第一 養護の要領……………一〇八

第二 養護の手段……………一一三

第三章 教授……………一一三

第一節 教授の任務……………一一三

第二節 教科課程……………一一五

第一 教科課程の成立……………一一五

第二 教科課程の實施……………一二八

第三節 指導過程……………一三三

第一 指導過程の一般的考察……………一三三

第二 國民科の指導過程……………一三七

第三 理數科の指導過程……………一四一

第四 體鍊科の指導過程……………一四六

第五 藝能科の指導過程……………二四九

第六 實業科の指導過程……………二五二

第四節 指導形態……………二五四

第一 教 様……………二五五

第二 教 式……………二五七

第四章 訓 練……………二六三

第一節 訓練の任務……………二六四

第二節 訓練上學校と家庭及び社會との關係……………二六九

第三節 訓練の方法……………二七七

第一 訓練上の施設……………二七九

第二 共同訓練……………二八二

第三 個別訓練……………二九三

第四 訓練の様式……………二九八

第五章 教育の効果とその測定……………三一一

第一節 教育測定の意義……………三一一

第二節 身體検査……………三二一

第三節 學業成績考查……………三二六

第四節 性行考察……………三三三

第五篇 家庭教育……………三三五

第一章 家庭教育の本質……………三三五

第二章 家庭教育の任務……………三三九

第三章 家庭教育の方法……………三四五

第六篇 社會教育……………三四九

第一章 社會教育の本質……………三四九

第二章 社會教育の任務……………三五三

第三章 社會教育の方法……………三四七

第一節 青年教育……………三四七

第二節 成人教育……………三五〇

第三節 文化施設……………三五〇

第四節 社會教育の指導……………三五六

第七篇 職業指導……………二六三

第一章 職業指導の本質……………二六三

第二章 國民學校に於ける職業指導の任務……………二六六

第三章 國民學校に於ける職業指導の方法……………二六六

第八篇 幼稚園の保育……………二七三

第一章 幼稚園の必要と保育の任務……………二七三

第二章 保育の方法……………二七七

第一節 保育上の施設……………二七七

第二節 保育の項目……………二七九

第一 遊戯……………二八一

第二 唱歌……………二八二

第三 觀察……………二八三

第四 談話……………二八四

第五 手技……………二八七

[目次終り]



日本教育新教科書 教育學

第一篇 緒論

第一章 日本教育の根本義と教育學の學習

日本教育の根本義 明治天皇の御製に  
 國のため力つくさむわらはべを教ふる道にこゝろたゆむな  
 とお詠み遊ばされてあるのを拜する。我が國の教育は、教育に關する勅語の旨趣を奉體して、國民に皇國の道を修練せしめ、内は國體の精華を益發揚して、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ると共に、外は東亞及び世界に對する皇國の使命を達成し得べき、忠良雄大な皇國民を鍊成することを根本義とする。吾等國民は、總てこの根本義によつて

忠良雄大な皇國民の鍊成



教育を受けつゝあるのであるが、特に國民教育の聖職に生涯を委ねようとする者にあつては、これを明に自覺し深く信奉し、どこまでも努力して決してたゆまないことが肝要である。師範學校生徒にして、この自覺と信念と努力とを缺くならば、百般の知識も卓抜の技能も、その生命を失ひ、單に自己一身の人格的破滅を來すのみならず、國家百年の大計を毀損するに至るであらう。

**教育學の學習** 教育學を學ぶのは、上述の根本義に基く一切の教育的運営を、理論的に反省し、體系的に整序して、確乎たる規範と合理的方途とを把握し、以て國民教育の重責を適切有效に遂行せんがためである。熱烈な信念も、學的根據を缺いては、單なる狂熱に過ぎず、旺盛な實踐力も、合理的方途に由らなければ、却つて危険な暴舉を生むであらう。教育學の學習はそれ故に、師範學校生徒に取つては、その職責遂行の眞實の動力と、的確な羅針盤とを得る所以である。

教育學の必要

立 日本教育學の樹

**日本教育學** 我が國の教育學は、日本教學の根本義に立脚し、皇國の使命に鑑み、國體の精華と國民性の特質と光輝ある國史の内容とを、生命とし血肉として、樹立せられねばならぬのであつて、これが即ち日本教育學である。

第二章 教育の意義

**教育の本質** 一般に教育とは、人間の進歩發達を助けて、より優れた人間に仕上げる仕事である。そして人間の進歩發達は、文化の傳達受容によつてのみ可能であり、且その事は、やがて文化を一層高く廣く、向上普及させる所以であるから、教育は同時に、文化の傳達擴充である。更に人は本來社會的存在であり、文化も社會的財寶であるから、人間の進歩發達を助け、文化の傳達擴充を促すところの教育は、當然社會をも存續發展せしめる。かくして教育とは、人生の向上、文化

社會の存續發展

文化の傳達擴充

人間の進歩發達

の進展、社會の發達を助ける一切の活動である。

廣義の教育 かゝる意味の教育は、人間社會の日常生活に於て、いつでもも行はれてゐる。新聞雜誌書籍等を讀んだり、映畫を觀たり、放送を聽いたり、家族と生活し、友と交はり、日々の業務に従事しつゝある間に、人と人とが互に影響し同化し、それによつて人生が向上し、文化が進展し、社會が發達するのである。かくの如き事實は、特に人を教育しようとする意圖も計畫もなくして、社會生活そのものが自ら生起させるところの教育的機能であつて、これを吾等は廣義の教育、又は生起としての教育と呼ぶ。

狭義の教育 上述の如き事實が、自然の生起に放任せられないで、特に教育的意圖の下に問題として取上げられ、成熟者が未成熟者を相手として、一定の計畫の下に、繼續的に影響が及ぼされる場合に、狭義の教育、即ち課題としての教育が行はれる。狭義の教育とは、それ故

生起としての教育

課題としての教育

に、次の三要件を備へたものである。

- 一、人の進歩發達を助けて、文化の傳達擴充と社會の存續發展とを圖る目的が明白であること。
- 二、それが、成熟者の未成熟者に對する指導的影響として行はれること。
- 三、その影響が、一定の計畫を具へて繼續的に及ぼされること。

學校教育は、狭義の教育の典型的なものであるが、家庭教育や社會教育も、教育的意圖の自覺と共に、又その計畫の具はる程度に應じて、狭義の教育たる面目を現して來るのである。

廣義の教育と狭義の教育との關係 廣義の教育と狭義の教育とは、上述の如くに區別せられるが、兩者は密接に關係してゐる。一般に狭義の教育は、廣義の教育を地盤とし、それを教育的意圖の下に、洗煉し補充し整理し繼續化するところに成立する。例へば、學校教育は、子

地盤と上層建築

弟が家庭や社會に於て受けてゐる教育を地盤とし、それをば特に子弟の進歩發達を助ける意圖の下に、不純なものを純化し、不十分なものを補充し、亂雑なものを整序し、一時的なものを繼續化して、そこに最も典型的な教育を、謂はば上層建築として、浮び出させるのである。一方また廣義の教育は、狹義の教育の背景となり、地盤となつて、それを支へてゐる。學校教育は、家庭教育や社會教育とよく聯絡を取らなければ、その使命を全うすることが出来ない。師範學校の教育學は、狹義の教育を當面の對象とするのであるが、同時に廣義の教育をも顧慮し、それとの關係を重んじて、研究することが必要である。

### 第三章 社會生活と教育

社會にまでの教育

社會と教育 教育の意義を廣く考へても、狹く限定しても、常に社會と不可分の關係が現れる。人は孤立的生物ではなくて、最もすぐれ

個性と社會

た社會的生物であるから、教育が人の進歩發達を助けることは、人をして社會化せしめることであり、換言すれば、人を社會に順應させ且社會の進展に貢獻させることである。然もこれは、決して人の個性を没却する所以ではない。社會とは、各個人の意識に於ける社會的關心としてのみ存在し、又個性とは、社會に於ける自己の自覺によつてのみ形成せられるものであるから、人を社會化することは、却つて人をしてその意識内容を豊富にし、自己の個性を自覺啓培させることとなるのである。かくして、教育とは「社會にまでの教育であり、それが同時に個性の教育である。

社會による教育

他方に於て、教育は「社會によつてのみ行はれる。人が人の進歩發達を助けるといふのは、人と人との内面的交渉であつて、これが社會の本質である。家庭による教育も、學校による教育も、一般社會による教育も、結局は人と人との交渉によつて、人を進歩發達させること

## 文化と教育

であり、換言すれば、社會によつての教育に外ならない。教育は、かくの如く社會によつて行はれ、それが社會のためになるものである。更に文化の傳達擴充といふ方面を考へても、その文化とは、社會共有の精神的財寶として、前代から後代に傳承せられてゐるものであるから、その文化を教育の内容として用ひることにより、それを傳達保存し、更に高く廣く擴充するといふ教育は、同時に社會の精神的内容を媒介として、人を進歩發達させ、然もその内容を維持し發達させることであつて、こゝでも教育は、社會により社會のために行はれると言はれねばならぬ。故に、文化の傳達擴充を教育の本質と見るところの文化教育學も、社會と教育との關係を無視してゐるのではなく、寧ろそれを一層内容的に立入つて把握してゐるのである。

## 文化教育學と社會

## 國家の優越性

各種の學藝・經濟等の諸團體もある。そしてこれ等の社會の中で、最も完全有力なものは國家である。國家内部の小社會は、國家の統制支持を受けて始めて存立し得るのであり、又地域的には國家以上の大社會の如くに見える國際社會も、實は國家を單位とし國家の協調によつてのみ、成立し維持せられるのである。

國家の中にも、優劣強弱の様々の種類があるけれども、すぐれた一民族が母體となつて、他の民族を同化し指導してゐる國家が最も優秀強力である。民族は一般に、共通の祖先から發展した血縁社會であり、一定の地域を本據として發展した地域社會であり、更に一定の歴史を通じて、特色ある文化を形成してゐる歴史的・文化的社會である。かゝる民族が一定の主權を中心として國家を結成し、それが他の民族をも同化し指導して發展する時、そこに最も完全有力な社會としての「民族國家」が成立する。我が國の如きは、大和民族そのもの

## 民族國家

國家の教育的機能

によつて生成し、萬世一系の天皇を中心として、無窮に發展しつゝある理想的民族國家である。

かくの如き國家は、社會と教育との關係を最も顯著に代表する。即ち教育は、何よりも著しく、國家による國家にまでの教育として現れる。人が國家の一員として生れ、國民相互の影響の下に生活し、國家の文化を體得し、國風に同化せられて行く事實は、國家に於ける生起としての教育である。併しながら、國家はその存立を益々鞏固にし、その發展を愈々旺盛にするために、意圖的に國民教育の方針を定め、その教育内容を精選整序し、特定の機關を通じ、方法を立て、國民教育を遂行する。これが、國家に於ける課題としての教育である。

我が國の教育

我が國は、萬邦無比の國體を地盤として、獨特の國風習俗を具へ、それが知らず識らずの間に、國民を日本國民たるべく同化してゐるのであるが、この事實を更に高め強めて、國家の存立發展を永遠に促進するために、教育の全般に互り、皇國の道を修練せしめ、特に國體觀念を明徴にし、日本精神を昂揚し、日本独自の國民的性格を涵養することに力めてゐるのである。

#### 第四章 教育の效果と限界

教育の效果 教育は人の進歩發達を助ける仕事であるが、それは果してどの程度まで可能であらうか。人は教育によつて、いかやうにもなり得るものであらうか。それとも、教育の力には一定の限界があるのであらうか。この問題を考察することが、教育の意義を一層明にするために必要である。

人が他の動物に比べて長い未成熟期を有するのは、それだけ教育の必要なことを暗示し、従つて教育の可能性即ち陶冶性の多いことを證明してゐる。昆蟲類の如きは、殆ど生れながらにして獨立の生

人間に於ける教育の必要と可能性

活が出来、鳥類や哺乳類の如きも、數日乃至數個月にして親の保育を離れることが出来る。然るに人の子は、生れたまゝでは殆ど無力であり、數年乃至十數年の間、親から衣食住を供せられ、生活様式を躰けられ、且一般社會や學校を通じて文化を體得しなければ、世に處して生きる事が出来ない。これ等の後天的影響を廣く教育と解するならば、教育の力こそ眞に絶大なものである。孔子は「上知と下愚とは移らず」と言ひ、天才と低能とは共に教育の力の及び難いものとしたけれども、吾等は一方に於て、天才と雖も教育の力によつて益、その天分を發揮し得ることを知り、他方に於て、心身不完全でありながら教育の力によつて驚くべき發達を遂げた者のあることをも知つてゐる。二宮金次郎や渡邊登や勝安芳や野口英世や奥村五百子の如きは、固より生れながらに優秀な素質を具へてゐたであらうが、その刻苦勵精を思ひ、それを促した環境を考へる時、そこに後天的影響即ち教育の效果の偉大なことを認めねばならぬ。中江藤樹の英才を以てしても、賢母の教がなかつたとしたら、近江聖人は出来なかつたであらうし、忠烈の血を承けてゐた小楠公も、大楠公の遺訓と楠母の激勵とによつて、眞に日本精神の龜鑑となつたのである。

## 英才と教育の力

## 心身缺陷者と教育の力

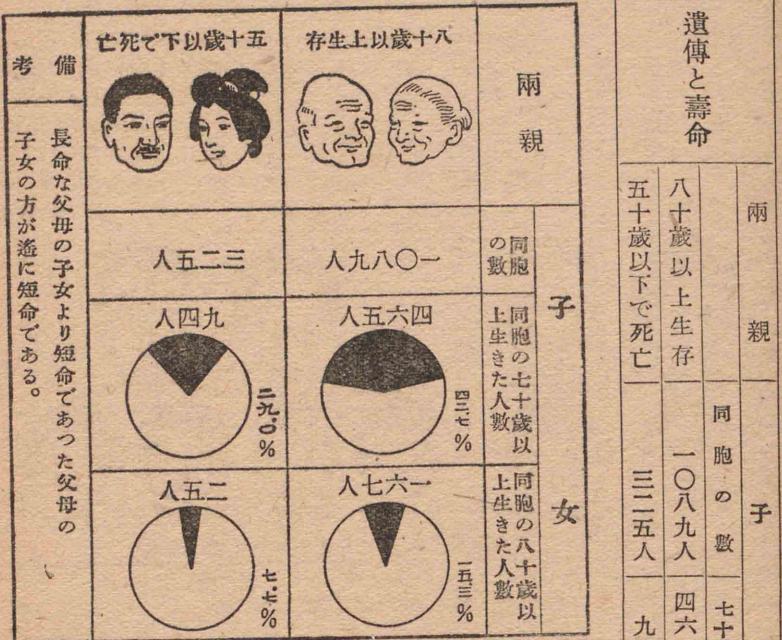
他方に於て、心身の缺陷を克服して、常人にも優る進歩を遂げた人も、古今内外にその事例が乏しくない。塙保己一は、七歳の時に失明したが、章句を一度聞けば決して忘れず、遂に一千五百三十卷の群書類従を編纂したのは、世に周知の偉績である。埼玉縣入間川町の丸山きぬは、久しい以前に盲目となつてから、氣丈にも自立自營の決心を起し、四十歳の身を以て勉學を始め、今日では書筆も達者で、琴三味線は上手となり、裁縫の如きも賃仕事にこれをなし、又電車や自動車にも獨り乗りが出来て、目明き以上に敏感であると言はれてゐる。又滋賀縣八幡町の西川濱子は、生來の聾啞者でありながら、父、姉の熱

遺傳と教育

心と教師の盡力とによつて、家庭で特殊の教育を受けた後、昭和學園といふ私立の學校に入り、口話法によつて教育を受け、これを卒へてから、十四歳で八幡高等女學校に入學し、十九歳で卒業し、今は幼稚園の助手をしてゐる。外國にも同様の事例は數々あるが、特に有名なのは、昭和十二年の春我が國を訪れたヘレン・ケラーである。ケラーは、生後十九個月目に大患に罹つて盲聾啞となつたが、その家庭教師サリヴァンの獻身的努力により、普通教育及び高等教育を受けて、ハーバート大學まで卒業した。音楽・美術の鑑賞に長じ、哲學・數學をも修め、特に文學に卓越して、多くの著述を公にし、現在はニューヨークの盲人保護協會の副會長として、盲人保護事業の促進のために世界的に活動してゐる。我が國に來たのも、その事業のためである。

教育の限界 以上は、教育の力即ち効果を述べたのであるが、他方に於て、吾等は遺傳の理論により、先天的素質がいかにかに有力であり、それ

命 壽 と 傳 遺



遺傳と壽命		兩 親		子		孫	
八十歳以上生存	一〇八九人	七十歳以上生きた人數	四六五人(四二・七%)	八十歳以上生きた人數	一六七人(一五・三%)	五十歳以下で死亡	三二五人
九十歳以上生存	九四人(二九・〇%)	七十歳以上生きた人數	四六五人(四二・七%)	八十歳以上生きた人數	一六七人(一五・三%)	九十歳以上生存	二五人(七・七%)

が教育の力をいかに制限するかを知つてゐる。昭和三年御大典の際、旌表せられた八十歳以上の高齢者に就て或學者の調査したところに據ると、右の表及び上の圖に示す如く、長命な父母には、やはり長命な子孫の多いことが判つたのである。

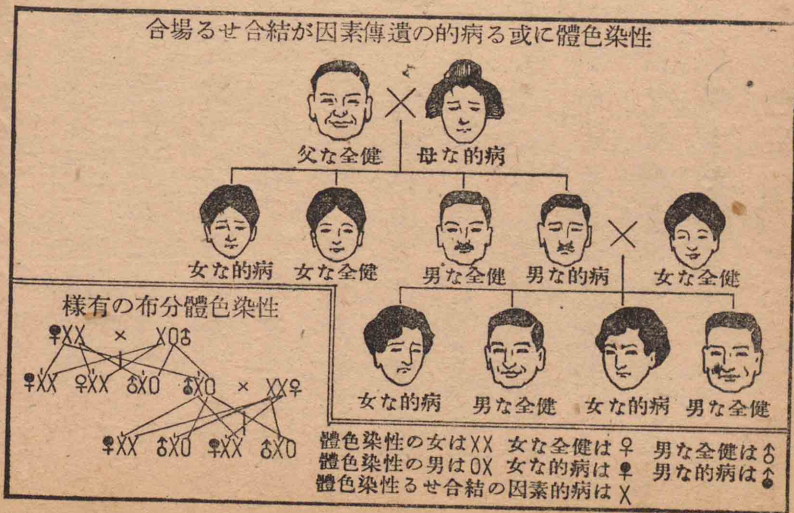
色盲にしても亦、次頁の上

性染色體とは、性を決定する染色體である。染色體とは、細胞の核の中に、或色よく染まると部分であつて、その一部分が性を決定するのである。

色盲の遺傳(性に伴ふ劣性遺傳)



性に伴ふ優性遺傳



圖の如く、色盲者の子供には色盲素因保有者があり、その保有者が結婚すれば、その子に色盲者又はその素因保有者が生れる。或は下圖の如き優性遺傳の例を見ても、子供は親の素質を承けついでる。又東京府多摩少年院で調査した飲酒家虚弱者遊蕩者精神變質者の家系を見ると、こゝにも遺傳の事實に教へられるところが多い。古來我が國に於ては、結婚の條件として、戀愛よりも家柄血統が重んぜられ、又最近斷種法が實施せられることになつたが、これらは何れも故あることである。要するに、優秀な素質を遺傳せられた者は、教育の力を俟たずとも、大いに發達する如く思はれ、劣等な素質を遺傳せられた者は、教育の力にも拘らず、劣等になる如く見えるのであつて、こゝに教育の限界が考へられるのである。併しこの事は、決して教育の無力を斷定させるものではない。一方の機能が劣つてゐても、他の機能の發達によつて、それを補償するといふ補償の法則が、自然



に與へられてゐて、さきに述べた多くの事例は、これを證明してゐる。又遺傳によつて先天的に規定せられるものは、發達の可能性であつて、この可能性の範圍内で、どれだけの機能を發揮せしめるかは、教育の力に俟つ外はないのである。

## 環境と教育

次に、教育の力に深い關係をもつ今一つの要素に環境がある。同じ父母から生れた幾人かの兄弟姉妹も、その生活する環境が異なる場合には、それぞれ違つた方面に發達する。又教育者がいかに努力しても、子弟の環境が悪いために、教育の効果が擧らぬといふ不満を屢、聞くのである。併しながら、環境の力も亦絶対ではない。例へば、我が國に於ても、宗派開祖の高僧は、山門深く靜居して葷酒を斥け、思索を開拓すべく、自然的環境の力を善用してゐるが、他面又市井雜沓の裡にも惑はぬ動ぜぬ心境をば、悟であるとも説いてゐる。禪宗大德寺派の開祖妙超は

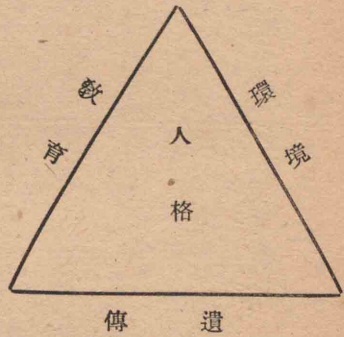
坐禪せば四條五條の橋の上往き來の人を深山木にして  
と歌つた。かの孟母三遷の教も、環境重視の思想を學ぶべきであると同時に、居所を移さなければ教育が出来ぬと考へては、環境の力を過信して、教育の力を無視するといふ弊に陥るであらう。

教育と遺傳と環境　かくの如く、吾等は一方に於て、教育の効果の偉大なことを信ずると共に、他方に於て、それが遺傳及び環境によつて制限せられることを認め、それにも拘らず又、遺傳及び環境が絶対の力でないことをも考へねばならぬ。教育と遺傳と環境とは、その何れもが唯一絶対の力ではなく、三者が相互に關係し合つて、人の發達を規定するのである。即ち、遺傳がいかに優秀であつても、環境や教育がこれに伴はなければ、十分な發展を遂げ難く、又いかに恵まれた境遇にあつても、遺傳と教育とが缺けてゐたなら、到底立派な人格とはなり得ない。三者の中、何れが最も大事かと尋ねるのは、水と空氣

## 三者の關係

教育の任務

遺傳環境の三角關係



に導いて、その人格を出来るだけ立派に發達させることが必要である。これが、教育の任務に外ならない。

と食物と、何れが最も大事かと問ふやうなものである。教育者としては、一方では遺傳の事實に着眼して、子弟の素質の方向や優劣を知ること努力し、他方では環境の力を重視して、その整理統制に留意し、かくして子弟の素質と環境との交渉をば有利

## 第二篇 教育の目的

### 第一章 教育目的の概説

#### 第一節 教育の一般的目的と具體的目的

教育の目的確立の必要 教育は、人の進歩發達を助けて、より優れた人間に仕上げることであるが、然らば、より優れた人間とは、いかなる要件を具へた人間であるか。この問題が即ち教育の目的論である。目ざす標的が確立せられなければ、教育の一切の施設方法も、その意義を失ひ、その途に迷ふであらう。教育目的の確立は、それ故に、教育學の先決問題である。

一般的目的と具體的目的 教育の目的を論理的に確立するためには、

先づ人間一般の本分に關する要件を考察し、次に、これを個々の子弟の素質や環境によつて具體化することが必要である。前者を教育の一般的目的又は陶冶理念といひ、後者を教育の具體的目的又は陶冶理想といふ。

## 身心の調和的發展

一般的目的 教育の一般的目的は、凡そ人間が完全な人間となるためには、いかなる要件を具へねばならぬか、といふ要件を列擧することによつて規定せられる。その第一は、心身の調和的發展である。「健全な身體に於ける健全な精神」とは、人間至上の幸福を端的に表現した標語である。健全な身體が、精神に旺盛な活力と明朗な方向とを與へ、健全な精神が、身體を善導し活用するやうに、心身を調和的に發展させることは、あらゆる人間に共通な教育目的である。第二に、自然性と理想性との調和が、完全な人間の要件である。人は生れながらにして、種々の性能を具へてゐるが、同時に價值に向つての憧れ

## 自然性と理想性との調和

を抱き、現にあるがまゝの性能に満足しないで、これを眞善美・聖利權等の價值に合致するやうに働かせようとする。前者が自然性であり、後者が理想性である。自然性の基礎がなければ、理想性は空虚な憧れに過ぎず、理想性に導かれることなしには、自然性は無意味な素材に過ぎない。自然性を理想性が統整して、價值的に働かせることが、完全な人間の要件である。自然の理性化とか、現實の價值化とかいふことも、この一般的目的に外ならぬのである。第三に、個人と社會との調和が要求せられる。心身が調和し、自然性と理想性とが協同した人間は、個人として完全であるが、同時に社會の一員としても完全な筈である。人は元來、社會的存在であつて、その心身の諸能力や價值への憧れは、他の人々と共通に具へて居り、それ等を正しく發展させることは、同時に社會の各成員に共通の人間性を啓培する所であつて、そこに益、緊密な社會が成立するのは當然である。故に、

## 個人と社會との調和

## 處の關係

個人の完成は同時に社會の完成であり、社會のよりよき成員にまで教育することの外に、よりよき人間への教育はあり得ないのである。具體的目的 上述の一般的目的は、凡そ人間一般がいかにあるべきかといふ見地から、時と處とを超越して、總ての人間に妥當する究極の標的を立てたのであるが、現實に存する人間は、時と處とに制約せられた具體的な人間であるから、それに對する教育目的を立てるためには、一般的目的を、時と處との條件によつて具體化しなければならぬ。先づ處の關係から見れば、子弟が屬する環境に適合して教育目的が限定せられる。環境には、自然的環境と文化的環境とがあるけれども、これ等は相互に制約し合つて、結局何等かの社會的環境を構成してゐる。家庭や郷土や國家等がそれである。子弟はかうした社會に順應し、且これを向上させるやうに教育せられねばならぬ。特に國家は、あらゆる社會的環境の中で最も完全且有力なものである。

## 時の關係

るから、子弟が國家の有爲な一員となり、國家の存續發展に貢獻するやうに陶冶せられることは、處の關係から來る陶冶理想の最大の要件である。次に時の關係から見れば、現代に即する理想が要求せられる。現代の要求に適合し、現代をより高く向上させるやうな人間にすることが、教育の具體的目的でなければならぬ。但し現在とは、過去を負ひ未來を志向するところの現在であるから、現在に即するためには、過去を顧み未來を望んで、現在の眞相を捉へることが必要である。そして上述の如く、國家が處の關係の最大要件であるとすれば、こゝでは國家の歴史に鑑み、國家の前途を考へた上で、國家の現狀に即する陶冶理想を立てることが、時の關係の第一條件である。

## 第二節 日本國民教育の目的

教育の具體的目的を規定する處と時との條件の中で、特に國家と

その現状とが最大條件であるとすれば、日本國家の現状に即した日本國民の教育目的は、いかにあるべきであらうか。吾等はこの、その最も重要な五點を擧げよう。

國體觀念の明徴

一、國體觀念の明徴と忠孝一本の貫徹 我が國體に關しては大日本帝國憲法第一條に

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス  
と掲げられてあり、教育に關する勅語には

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

と仰せられてあり、文部省から出された國體の本義には

大日本帝國は萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを

統治し給ふ。これ我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基き、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ我が國體の精華とするところである。

と示してある。北畠親房が神皇正統記の冒頭に於て

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳へ給ふ。我國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。此ゆへに神國といふなり。

と書出してゐる如く、我が國體こそ金匱無缺、尊嚴無比、全世界に冠絶するものであつて、我が國の祭祀も政治も教育も道德も、我が國民の生活も文化も風俗も行事も、一に皆この萬古不易の國體から出ている。この皇國の大道をば我等臣民の立場に即して奉體し、御歴代の聖德をば我等臣民の側から景仰し、これに應へ奉るべき臣民の本分節操を發揮するのが臣道で、この臣道をよく守られるところに我が

國體の精華が存し、これを愈益發揚させることこそ、日本教育の第一の課題でなければならぬ。臣道に於て、どこまでも嚴守せらるべきは君臣の大義である。即ち萬世一系の天皇を絶対不動の主權者、統治者と仰ぎ奉つて歸一隨順し、君臣の分別を固く執り守つて、苟くもこれを紊すが如きことの斷じて無きこと、これである。この大義は、天孫降臨の際、永遠に大君たるべき御方が決定せられてゐたと同じ時に、この大君に奉仕すべき臣下の立場が決定せられてゐたことに依つて、既に肇國の大機構の中に確然樹立してゐたのであつて、臣民は決してこの大義を誤らざることを以て、根本的臣道とする。單に大義を誤らないといふ消極的態度でなく、進んで天皇陛下の御爲に身命を捧げ、大君の御楯となつて實祚を無窮に擁護し奉り、その興隆を扶翼しまゐらせんことを希うて已まないものであつて、忠君の臣道は、こゝにその眞面目を發揮する。

## 忠孝一本の貫徹

天皇陛下に對し奉る忠節が、氏族社會の故に、己が氏族の本分を盡すといふ形を取ることは、我が國上代の注目すべき一特色である。天孫降臨の際に配侍奉仕した五部神を始め、臣民の祖先たる神々は、やがて氏族の長即ち氏、上として、下その部族を統率して、上皇室に奉仕するのが、當時の臣道發揮の具體的形態であり、そこでは各の氏族が、その祖先以來天皇から分ち與へられた職分を盡すことに依つて、その本分を全うすることを得たのであつて、この關係は後世氏族制度が頽れても、一般の家族と皇室との關係として傳承せられ、忠孝一本の道として臣道の樞軸をなすに至つたのである。會澤正志齋は忠孝は一に出づと言ひ、吉田松陰は人君、民を養ひ、以て祖業を續ぐ。臣民、君に忠に、以て父の志を繼ぐ。君臣一體、忠孝一致は、唯吾國のみ然りとなす。

と書いてゐる。心を花鳥風月に傾けた俳聖芭蕉の如き人でも蓬萊にきかばや伊勢の初日よりと詠み

ちちははのしきりに戀し雉の聲

と謳つてゐる。忠孝は實に、吾等日本人の骨の髓に湧く自然の要求純情で、忠孝の判らぬ人は日本人でない。然も忠と孝とは決して對立するものではなく、孝は實に忠に従ふものである。大塚貞傳は夫れ君と親とは何れか重しといふ時は、忠を重しとす。父母の本心も亦、戰場にて生くるを恥とし、忠義に死するを榮とせり。と言ひ、葉隠論語の筆者が

孝は忠に附くなり

と書いてゐる如く、我が國に於ける一切の道義は、總てこれ忠の大道に統轄せられるのであつて、神皇正統記の中にも

凡そ王土には生まれて忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。

と述べてゐる通りである。實に我が國は、萬古不動の皇位を中心とし、天地と共に窮り無き皇運の隆盛を最高至上の理想として、國民生活と國民文化と國民教育とを、これに歸一せしめてゐるのであつて、これに依つてのみ、國民は皇國臣民たることを得るのであるから、この國體の觀念を益、明徴にし、忠孝一本の大道を愈、貫徹せしめることこそ、日本國民教育の根本目的でなければならぬ。

皇道への隨順

二、皇道への隨順と性能の發揮 絶對不動の皇統を中心とする國民の

活動は、同時に國家への隨順であり、忠君はそのまゝに愛國である。我が皇室は、國史を通じて常に中心に立たせ給ひ、皇威の振張するところ國運の隆昌があり、皇室の彌榮に榮えますところ國民の慶福があり、億兆心を一にして皇道に隨順し君國に貢獻することは、吾等の

祖先の榮ある遺風であるが、その因つて來れるところは、實に我が國家の成立の上に淵源してゐる。即ち古事記・日本書紀に示されてゐる通り、我が國では、國土も國民も一切は皆、天つ神の造り給うたところであつて、尺地寸土といへども皇土にあらざるはなく、億兆は皆これ皇民であり、然もその生活の方法も資源も亦、實に皇室の御祖先たる神々の授け給うたところに外ならない。かくの如きは眞に萬國に比類の無いことで、臣民吾等の生存の意義も由來も、一にここから發してゐる。即ち、皇道に隨順し皇運を扶翼し奉ることこそ、永劫恒久に、吾等日本人の生存の目的であり、活動の目標であり、取りもなほさず、教育の標的でなければならぬ。そして、それには私を去つて公に盡すことの大切なのは言ふまでもないが、併しその奉公は、漠然唯全體に盡すといふのでなく、實に一齊に一心に皇運を扶翼し奉ることをさしていふのである。殊に我が國は、皇室を宗本家と

仰ぎ奉る一大家族國家であるから、皇道に隨順することは、宗家のために盡し己れの本源に立還ることである。

## 國民性能の發揮

滅私奉公は併し、各自の性能に應じ職分を通してのみ行はれる。我が國に於ける國民の性能の發揮は、この皇道隨順・皇運扶翼の目標に向けられる時、始めて現實の意味と強靱な動力とを得るのであつて、この目標を見失つた個性の發揚は、殆ど何等の價值をも持たない。況んや御歴代列聖民を嚮はすこと子の如く、大御寶として愛撫擲育を加へ給ひ、これを教化育成することに深く大御心を注がせられる御事蹟に至つては、今更に列擧するさへ畏い極みである。恐れながら明治天皇は

官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン  
コトヲ要ス

といふ國是を天地神明に誓ひ給ひ、又



ほどく／＼にこゝろをつくす國民のちからぞやがてわが力なる  
と詠ませられてあるのを拜する。國民各自が、その素質と境遇とに  
依り、その性能を暢達して職分を遂行し、以て公に奉じ國に報いるの  
が、皇運を扶翼し奉る所以の道である。

## 日本文化の顯揚

三、日本文化の顯揚と宇内進運への寄與  
今述べた國民性能の暢達は、や  
がて多方面な文化の開拓であるが、それは同時に國體の明徴に徹し、  
皇運の扶翼を期することに依つて、日本独自の文化の顯揚となる。  
又智識を世界に求めることは、我が國の積極進取の文化包攝を意味  
するが、これを日本的なものに醇化し統一することに依つてのみ、大  
いに皇基を振起することが出来る。凡そ日本文化ほど、複雑な要素  
を古今東西に負うてゐるものは世に比類が少く、然もそれ等をば、か  
くもよく日本的なものに消化融合展開せしめたものも亦、全世界に  
比類が無い。これ蓋し、我が國民性の一たる大和の精神に依ること

が少くない。抑も大和の精神は、我が國精神文化の一大原動力で、君  
臣の和、神人の和は言ふまでもなく、人と人との和合即ち億兆一心全  
國民總親和の原型でもある。この精神は常に國史の上に現れ、國民  
をば益、それに向つて教化啓導すべき目標とせられたのであつて、聖  
徳太子の十七條憲法の第一に

和をもて貴しと爲し、忤たがふることを無きを宗とせよ。

と示し給うたのも、誠に有難い御教である。又これを自然的方面に  
見ても、我が國の神典は、吾等の祖先が自然に對して、いかに親しい關  
聯を、意識し確信してゐたかを明に示してゐる。我が國民が今日に  
至るまで、自然に對して格別の親みを抱き、自然と和合するところに、  
學問や藝術や習俗の一特色をなしてゐる。我が國の學問は、かのフ  
ランシス・ベーコンに代表せられた西洋科學の如く、自然を曝露し征  
服することを目ざさず、寧ろ自然を理會し、自然と共鳴し協力して、文

化を進めることを本領となし、我が國の藝術が、山川草木、花鳥風月等の自然を題材とするのみならず、自然の趣をさながらに觀照し表現することに特色を有し、習俗に於ても亦、紋章や衣服の縞柄等に自然物を用ひ、家の姓にも、人の名にも自然に因んだものが頗る多いなど、何となく自然と人とが相和してゐる。盆栽や盆石に至つては、精神と自然との調和の妙をば、極めて深刻に藝術的に示してゐるものと言つてよい。

この大和の精神は、對外的には包容同化の働きとなつて力強く現れ、支那文化や印度文化を輸入し、眞摯に研究してゐる中に、やがて我が精神を以てこれを統一し同化して、豊饒宏大な我が國独自の國民文化を形成するに至つた。そして、畏くも皇室は、いつも文化の包攝醇化の模範を示し給うて、國民を絶えず適正な方向に指導し給うたのであるが、この御示範御指導に隨順して、優秀卓拔な日本文化を愈

字内進運への寄  
與

益、啓培し顯揚することに努めねばならない。我が國は、東西兩半球の要樞に位置して、歐亞兩世界の文化を併せ取り、然も思へば過去に於て吾等日本人ほど、世界の諸文化を眞摯に研究し、有効に活用し、適正に改善發達させたものは、他に類例が少いのであるが、尙も我が日本の見地から打つて一丸として、更に雄渾偉麗な独自の新文化をば、もつと雄大に造り上げることが、昭和日本國民に課せられた文化的使命で、これが根柢を確乎と築き固めることこそ、紀元二千六百年代の日本國民教育の大切な着眼でなければならぬ。

四、修文練武、國本培養の基礎の確立 昭和十四年五月二十二日、畏れ多くも今上天皇陛下には、青少年學徒に對する優渥なる勅語を下し賜はり

各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセンコトヲ期セヨ

修文練武の大御心の奉體

と仰せられてあるのを拜する。抑も我が國は、昔から細矛千足國くはしはちちたるくにと稱へて武勇を尙んだが、併し唯強きをのみこれ求めたのでなく、又文をも重んじたのであつて、文武兼備こそ實に日本人教養の理想であつた。この理想は、古來の教訓書類にも常に現れてゐ、北畠親房も文武の二は、しばらくも捨給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし文を左にす。國おさまれる時は、文を右にし武を左にすともいへり。

と神皇正統記に述べてゐる。殊に今日は國民皆兵の組織であつて、それは明治五年十一月に下し賜つた徵兵の詔を拜しても、又これに違つて太政官から發せられた告諭を見ても明であり、兵役の義務は日本男子の總てが擔つてゐるところで、日本女子も亦護國の義務は同様に負うてゐるのである。然も我が國民は、精神力の優秀旺盛なのに比し、體位に於ては毫も樂觀を許さざる情勢にあり、更に近年徵

兵検査や體力検査等に現れた統計の結果に見れば、國運を脊負つて立つべき人的資源たる國民の體質悪化の傾向は蔽ふべくもない。然も今日は、いかなる時であるか。戰雲は漠々として殆ど地球の全面を掩ひ、國際關係は朝に夕を測られざる情勢である。眞にこれ非常時中の超非常時で、尙且緊急切迫の度は刻一刻と加はるばかりである。併し、時局がいかに緊迫しても、國民の精神・體軀にして剛健強靱であり、その實力意氣にして旺盛充實して居るならば、斷じて克く國難を突破して、必ず國運の隆昌を致すに相違無いのである。然もその剛健強靱を進め、その旺盛充實を増すには、修文練武を措いて他に決して途は無い。苟くも思を高度國防國家體制の任務に致し、殊に青少年學徒に下し賜つた勅語に

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ

國本培養の聖旨  
の拜戴

汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ  
と仰せ出されてあるのを拜誦し奉つて、眞に恐懼の至である。日本  
教育はその程度の高下を問はず、その當體の性別を論ぜず、一齊に聖  
旨を奉體して文を修め武を練り、以て國本に培ひ國力を養ふの基礎  
を確乎と築き固めねばならない。

八紘爲宇の大使  
命と東亞共榮圈  
の指導

五、八紘爲宇の大使命と東亞共榮圈の指導とに堪ゆる職業能力の涵養 明  
治維新にも比すべき今日新體制下に於ける我が國は、嘗に東亞に對  
する關係のみならず、全世界に對する地位が殆ど正に一變したので  
あつて、吾等全國民も亦、豁然としてこゝにその見解を更め、猛然とし  
て益、奮勵活躍し、以てこの未曾有の非常變局に善處しなければなら  
ぬのである。これまでは、國民の大多數は、その所屬府縣を郷土とし、  
全國を舞臺として活動したが、今日の吾等は祖國日本を家となし、一  
億一心、東亞共榮圈を隣組と考へ、獨伊の兩國を盟邦となし、全世界を

職場として、一段緊張した躍進を続けねばならない。然もこれこそ、  
日本民族本來の使命であり天職である。畏くも神武天皇が大和樞  
原の地に都を奠め給うに當り、下し賜うた詔の中に

八紘を掩ひて宇と爲んこと亦可からずや

と仰せられてあるのを拜するのであつて、我が國民の使命がいかに  
宏遠雄大であるかを、しみじみ思はざるを得ないではないか。昭和  
十五年の紀元節に下し賜つた大詔に

爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ馳セ皇圖ノ宏遠ニシテ皇謨  
ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克  
服ヲ致シ以テ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ベントコトヲ期ス  
ベシ

と昭示遊ばされ、又紀元二千六百年曠古の式典に當りて、煥發あらせ  
られたる勅語には

今ヤ世局ノ激變ハ實ニ國運隆替ノ由リテ以テ判カルル所ナリ爾  
臣民其レ克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ體シ我カ惟神ノ大道ヲ  
中外ニ顯揚シ以テ人類ノ福祉ト萬邦ノ協和トニ寄與スルアラン  
コトヲ期セヨ

と御示しあらせられたのを拜し奉る。聖旨宏遠唯々感激の外はな  
い。忝くも生を今日に享けて、榮ある皇國の臣民たる者、今こそ遠大  
の氣宇と不拔の信念とを以て、眞に現下の新體制を如實に認識し、明  
確な非常時意識の下に、大國民として國策の線に沿つて逞しく活躍  
雄飛し、以て臣道を實踐することの出来る職業能力、さうした職分完  
遂の素地基本をば、十分に涵養しなければならぬ。かくて今日の  
日本國民教育に於ては、従前よりは一層有效な身體教育と、更に適切  
な道德教育と、そして一段と精深な科學教育とが、その必須缺くべ  
からざる企圖でなければならぬのである。

適正なる職業能  
力の涵養

## 第二章 國民學校の任務

### 第一節 義務教育制度の本旨

學校教育の特徴 前章に述べた教育の目的をば、最も明確な意圖と  
計畫とを以て追求するのは、狹義の教育の代表たる學校教育である。  
學校は、國民の精神並びに文化を護持し、これに依つて後來者を教養  
し鍛鍊するところの道場である。それも一種の社會であるが、教養  
鍛鍊を目的とする陶冶社會であるから、一般社會に比べて特に次の  
如き特徴を具へてゐなければならぬ。第一に、學校は理想的社會た  
ることを要する。一般社會には、不合理な因襲や忌むべき暗黒面が  
あつて、子弟に有害な影響を及ぼす刺激も多いから、學校は特に洗煉  
せられ醇化せられた刺激を集めて、理想的な陶冶社會とならねばな  
らぬ。第二に、學校は、一般社會の各方面の生活形式・文化領域を平均

學校は教養鍛鍊  
の道場

理想的社會

生活文化の平均  
調和

し調和して、子弟に提供することを要する。人は、その生れた環境の中に放任せられてゐたなら、或方面に偏した生活に陥り、狭い文化領域だけに接觸して、圓滿な十分な發達を遂げることが出来ない。故に學校に於ては、社會のあらゆる方面の生活形式・文化領域から、公平に調和的に文化財を採擇して、子弟の教養を豊富圓滿ならせることを任務とする。第三に、學校は、かくして採擇する文化財を、子弟の修得に適するやうに整頓し秩序づけねばならぬ。一般社會の文化財は複雑混亂を極め、そのまゝでは未成熟者の修得に困難である。故に學校は、文化財の最も本質的典型的なものを選び、それを單純容易なものから複雑困難なものへと秩序立てねばならぬ。かくして整序せられた文化財こそ眞の陶冶財で、これを提供するのが學校教育の、特徴である。

## 義務教育制度の本旨

學校教育は、上述の如く最も的確な教育であ

## 文化財の整序

## 我が國の義務教育制度

るが、その中で國民必須の基礎的課程だけは、國家の仕事として國民の總てに課せられる。これが義務教育である。國家の興隆發展が國民全般の教養に基くことは、古今東西の先覺者のひとしく思を致すところで、義務教育制度は、この根本的事實の自覺に起因してゐる。我が國の普通教育は、明治維新以前に、寺子屋といふ独自の庶民教育機關によつて相當に充實普及してゐたので、それが國民學校にまで發達したのであるが、國民教育の見地から國家の意志によつて、これを統督するに至つたのは、維新以後である。畏くも明治天皇は登極の初、五箇條の國是を定め給うて、舊習を打破し、智識を世界に求め、官武庶民の總てが、その志を暢達すべきことを昭示し給うたのであるが、これ等の大方針は、固よりその根柢を國民一般の教養の向上に求めらるべきであるから、明治五年、政府は學制を頒布して、邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期すと諭し、若し子女を

就學させないならば、それは父兄の「越度」であることを示した。かくして明治十九年には、四箇年の義務教育制度が制定せられたが、明治二十三年には、忝くも明治天皇は教育に關する勅語を下し賜はり、肇國の淵源に遡り、國體の精華に基き、古今一貫中外普遍の大道を明示し給うた。明治四十年、政府は更に義務教育年限を六箇年に延長したが、大正時代以後、世界に於ける日本の地位が益々高まり、これに應じて義務教育は、更にその年限の延長と内容の改善とを要望せられるに至つた。

今上天皇陛下常に叡慮を教學に注がせ給ふは、申すも畏き御事である。殊に昭和九年四月三日、全國二十五萬の小學校教員が、遠く南洋、關東州、朝鮮、臺灣、樺太、北海道を始め、各府縣から三萬六千餘名の代表者を送つて、昭和聖代の御慶事皇太子殿下の御誕生を奉祝し、併せて忠君愛國の日本精神を昂揚して、教育報國の誠を示さんとする全

國小學校教員精神作興大會を、宮城二重橋前廣場に開催するに先立ち、畏くも天皇陛下には會場に親臨遊ばされ、玉座に御起立あらせられて御親閲を賜ひ、

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

との優渥なる勅語を賜つたが、小學校教員を重んじさせ給ふ勅語を眼のあたり、玉音いとも朗かに賜つた參列者一同は、聖恩の深きに感激して、涙滂沱たるを禁じ得なかつた。本書卷頭に掲げたのは實に當時の光景である。參列者一同は、御親閲終了後引續き、大會に入り、御親閲の光榮と感激とを永久に忘れることなく、教育報國を期するため、左の如き決議をなした。

一、吾等は協心戮力國民道德の爲に邁進し愈々國民精神を發揚して肇國の宏謨を國民教育の上に光輝あらしめんことを期す

教育報國

一、吾等は至誠一貫職分を樂み身を以て範を示し師表たる本分を完うせむことを期す

誠に我が國初等教育界空前の盛事である。

國民學校制の實施 かゝる情勢と關聯して、教學刷新の要望が朝野に澎湃として起り、政府もこれに應じて調査をしてゐたが、支那事變を契機とする我が國未曾有の重大時局と大使命とは、國民教育の制度内容に根本的刷新を加へる必要を痛感せしめ、昭和十二年十二月畏くも上諭を拜して、内閣に教育審議會が設置せられ、その答申に基いて、昭和十六年度から國民學校制が實施せられるに及び、こゝに義務教育は八個年に延長せられ、名實共に初等國民教育の機構が確立したのである。

國民學校

第二節 國民學校教育の目的

國民學校令第一條 國民學校教育は上述の如くに重要性を有するものであるが、然らばそれは、いかなる目的を果し、いかなる任務を盡すべきであるか。これに關しては國民學校令第一條に

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

と規定せられてゐる。こゝに「皇國ノ道ニ則リテ」とは、國民學校教育の原則を「初等普通教育」とは、その程度及び内容を、又「基礎的鍊成」とは、その方法を示すものであるが、これ等諸契機が綜合されて、廣く國民學校教育の目的を成すのである。今各契機に就て説明しよう。

一、皇國ノ道 「皇國ノ道」とは、教育に關する勅語に昭示し給へる「斯ノ道」を指す。そして「斯ノ道」とは、勅語の第一段と第二段とを合せ承けて仰せられた御言葉である。即ち、第一段には國體の精華を示し給うて、教育の淵源が此に存することを教へ給ひ、第二段には臣民の直

教育に關する勅語に昭示し給へる「斯ノ道」



接守るべき道を示し給ひ、それによつて天壤無窮の皇運を扶翼すべきことを諭し給うてある。従つて「斯ノ道」とは、國體の精華と臣民の守るべき道との全體を指すのであり、臣民としては、宏遠なる肇國精神を奉體し、深厚なる聖徳を景仰し、忠孝その他萬般の臣道を實踐し、億兆一心の和を以て益、國體の精華を發揚し、皇運を扶翼し奉ることである。國民學校に於ては、これを最高の規範とし根本の原則として、教育を行ふのである。

二、初等普通教育

皇國の道に則つて修練せらるべき國民學校教育の内容は、特殊の専門的、職業的陶冶ではなくて、國民一般に共通に必要な、平易にして然も基礎的な陶冶である。これを普通教育といひ、且中等學校に於ける高等普通教育と區別して、初等普通教育と呼ぶのである。換言すれば、國民學校令施行規則第一條第二項に

國民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ體得セシメ情操ヲ醇化シ

初等普通教育の意義

その内容

健全ナル心身ノ育成ニカムベシ

とあるのが、國民學校教育の内容である。これは、凡そ義務教育の本質上當然の要求で、從來の小學校令第一條も、その趣旨に於てはこれと異なるものではなかつた。然るに今や我が國は、東亞の指導的地位を確認せられ、世界に對する重大使命を負つてゐるが故に、國民學校令施行規則第一條第三項に示された如く

我が國文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇國ノ地位ト使命トノ自覺ニ導キ大國民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ

といふ要求が、國民學校教育の新たな特色として掲げられたのである。そして、これ等の要求を充たすべき具體的内容は、各教科及科目に於て示されてゐるのであるが、それに就ては各科指導法で詳説することになつてゐる。

新體制に即應する特色

三、基礎的鍊成 國民學校教育の方法は「國民ノ基礎的鍊成」として示されてゐる。皇國の道に則つて行ふ鍊成が「國民」の鍊成であることは言ふまでもなく、又初等普通教育が「基礎的陶冶」であることも既に述べたところである。故に方法的原理としての核心は「鍊成」に存する。それは「鍊磨育成」の意であり、兒童に内在し自發する心身の全性能をば、皇國の道といふ規範に則つて、鍊り磨き育て上げることである。單に内在性能の育成のみを重んじて、育成の方向たる皇國の道を忘れては、誤れる自由教育に墮するし、又皇國の道による鍊磨を誤解して、外形的劃一的他律的強制教育に陥るならば、教育の本質に背くであらう。内なる力を伸ばし育てながら、常に皇國の道を規範として、國民的性格に、まで鍊磨して行くのが、鍊成の眞義である。そして、この鍊成を實現すべき具體的方法は、各種の方法的原理として展開せられるのであるが、それは第四篇に於て述べられる。

### 第三篇 教育者と被教育者

#### 第一章 教育者の資質と教育的態度

教育者と被教育者 廣義の教育に於ても、社會一般が教育者であり、その影響を受ける集團及びその成員が、被教育者であることを見ることも出来るけれども、狹義の教育に於ては、特に教育を意圖的に行ふ教育者と、それを受ける被教育者との關係が顯著に現れる。被教育者がいかなる情態にあり、いかに發達しつゝあるか、又教育者はいかなる資質を具へ、いかなる態度を以てこれに交渉して行かねばならぬか、といふことは、教育の姿を具體的に捉へるために、極めて重要な問題である。

皇國民鍊成の擔當者

日本教育者の使命 教育者を以て兒童生徒の單なる看護者と見るのは、自由教育思想の謬見であり、教師を以て唯知識藝能の傳授者と考へるのも亦、事態の真相を徹見せざる皮相の見解に過ぎない。教育者の任務は、教育活動の活現者たるにあり、國民文化の蕃殖者たるにある。殊に日本の教育者は、皇國民鍊成の擔當者であつて、それは皇國の道の傳令使であり、教育に關する勅語の御趣旨の傳達者であると言つても、敢て過言ではない。そして、その預かる兒童は、單なる他人の子弟ではなくして、國の子であり、國家の人的資源である。教育者は、この國の子をば、立派な皇國の臣民にまで育成し上げ、この人的資源をば、世の寶として燦たる光を放たしめるための指導者なのである。この意味に於て、教育の仕事は實に國家の聖職であり、これに携はる日本教育者の光榮は眞に大きなものである。畏くも師といふ題で詠ませ給うた明治天皇の御製に

わけのぼる道のしをりとなる松は位なくてもうやまはれけり  
とあるのを拜する。何といふ忝い御思召であらう。

吾等は以下に、教育者の資質と態度とに就て、深く省察を加へて見よう。

教育者と子弟愛 教育者の資質の根本的なもの、一つは、子弟に對する愛であつて、所謂「教育愛」とは、これに外ならない。成熟者は、本然的に未成熟者に對する愛を感じずるもので、親が子に對する愛は、その最も自然的な現れであり、特に母性愛は教育愛の典型である。教育者と被教育者との關係も、かうした親子の關係を擴充したものである。恐れながら明治天皇の御製にも

朝夕にまもり育つるをしへ子はうみの子のごとかなしかるらむ  
とあるのを拜する。楠正行の母、中江藤樹の母、孟子の母等を初めとして、古來眞の母性愛を發揮した母が、常に偉大な教育者であつたこ

母性愛と教育愛

とを思へば、教育愛と母性愛との本質的一致が頷かれる。他方に於て、ベスタロッチの如く教育愛の權化と讃へられる人は、母性愛を以て、教育の根本とし、それを家庭から學校へ、更に社會一般へと擴充することを以て、教育改善の原理としたのである。吾等が子弟愛を以て、教育者の生活形式の中心動機とするのも、この根本要件を近代的に把握するものである。

優和と嚴格  
自由と權威

教育者の子弟愛は、單なる「甘やかし」や耽溺であつてはならぬ。まことの母性愛は、優和な慈愛と共に、嚴肅な理性的な愛を含んでゐる。別言すれば、教育者は子弟の現在の未熟さ、覺束なさに對して、優和な愛護を感じずると共に、子弟の將來の發達大成を期待して、嚴格な指導鍛鍊を施さねばならぬ。そこに又、子弟の自由を尊重する態度と、教師の權威に服従させる態度との兩面が生れて來る。然もこの兩面は、決して矛盾するものではない。眞に愛するが故に、優和と嚴肅と

純粹強烈

が兼ね具はり、保護と鍛鍊とが共に行はれ、自由が放縱を許さず、權威が壓迫とならずして、そこに正しい教育的態度が現れるのである。

教育者の子弟愛は、純粹で然も強烈でなければならぬ。純粹な教育愛といふのは、ひたすら子弟の向上發達を念願して、その他の物質的報酬や世俗的名譽などを貪らない心である。強烈な教育愛といふのは、いかなる不遇障礙に遭つても、斷乎として至純な教育愛を貫徹する心である。そこに、教育的良心の美しさと強さとがあり、これが、教育的態度の顯著な現れである。

公平具體

教育者の子弟愛は、公平で然も具體的でなければならぬ。不公平といふことは、一般に道德的不徳であるが、殊に子弟は教師の公平・不公平に關しては敏感であり、そして不公平と感ずる時、一切の教育的權威は失墜する。公平といふことは併し、劃一といふことではない。子弟の個別的事情に應じて、具體的に教育愛が發動することこそ、眞

の公平である。「人を觀て法を説く」ことが宗教家の本領である如く、子弟の個性に適應して教育の態度・方法を具體化することこそ、教育者の重要な資格である。

教育者と文化愛 子弟愛と相並んで教育者に重大な要件は、文化への愛である。愛する子弟の向上發展は、文化の傳達擴充によつてのみ行はれるが故に、文化愛は子弟愛と必然に結合する。子弟愛だけあつて、文化愛のない教育者があるとしたなら、それは子供を愛しながら、子供に榮養を與へることを知らぬ親のやうなもので、明な自己矛盾である。教育者は文化の全領域に積極的關心を寄せ、自らが先づ高く豊かな文化を教養として修得し、且常に益、文化への思慕を旺盛に抱くべきである。特に教育は、教師の全人格を以て子弟の全人格を陶冶するものであるから、教師の文化的關心が全面的であり、その教養が圓滿豊饒であることが必要である。特定の教科科目を當

圓滿豊饒な文化的關心

面の擔當領域とする場合でも、その背景として全文化領域に關心を寄せ、その廣い背景の故にこそ、當面の擔當領域の陶冶が有効に行はれるといふ事態を、實現しなければならぬ。

言ふまでもなく、國民文化が凡ゆる文化の中核に立たねばならない。文化愛に燃える日本教育者は、何よりも先づ國史を通じて培はれた日本文化を熱愛すべきである。そして、前に述べた子弟愛が決して個人的私情に捉はれることなく、どこまでも國民鍊成の努力に集中されねばならぬと同様、文化愛は唯漫然たる文化憧憬に陥ることなく、必ずや祖國の文化に培ふ不斷の修養にまで結晶されねばならぬ。勿論、科學する心を養ふことも、修練的態度を造ることも、必要ではあるが、何のために科學し、何のために修練するか、の目標を的確に指導することは、更に大切である。そして、それは修養の目的に關してのみでなく、その動機に於ても、過程に於ても、方法に於ても、

日本文化の熱愛

國策國民生活への順應

常に國策に沿ひ、國是に準じ、國民生活に即應しなければならぬのであつて、これを適正に導くことこそ、教師の生命である。

併し教師は、既に學藝の全部に通曉してゐるといふ譯ではなく、又子弟が毫もこれを持たぬといふ譯でもない。唯教師は一日の長を有するから子弟を導くのであつて、實は師弟共に、絶えざる進歩の道程に立つてゐる。この意味に於て教師には、いつも永久の學生たる態度が要るのであつて、この態度を以て子弟の面前に立つことは、千言萬語の教説に勝るとも決して劣るものでない。勿論、それは示さんがための態度ではなく、國民文化の熱愛から迸る自然の流露でなければならぬ。然もかくして、教師こそは、幼き者と共に伸び、若き人と共に進むことが出来るのであつて、この點から眺めると、青年教師の前途は、洋々として春の海の如きものがある。

然も學問藝業に優れたるの故を以て、子弟から受けるところの尊

永久の學生

師弟共進

教育先覺の心境態度

敬は、翻つてこれを自己の信奉する文化そのものに歸せしめ、かくして提撕誘掖の力をば、その最高度にまで發揚せしめることが出来る。これぞ、吾等の先覺たる伊藤仁齋や、山鹿素行や、吉田松陰や、廣瀬淡窓等の持した心境であり、示した態度であつて、吾等は吾等の導きの星をばこゝに見出す。

教育的知識及び技能 以上列舉した諸條件が實際に働き出すためには、更に具體的な資格が要る。即ち、一方では、被教育者の心身の發達や、教育上の制度法令や、その他教育の運営に關係ある各種の事項に精通することが必要であり、他方では、教育の方法を研究精練して、その効果の的確ならんことを期せねばならぬ。約言すれば、教育的知識と教育的技能とが、そこに要求せられる。これを缺くならば、さきに擧げた根本要件も無爲の空想に終るか、若くは思はぬ過失に陥るかも知れない。

若々しい精神

教育者の身體と氣風 これらの諸要件に加へて、教育者は強健な身體と潑刺明朗な氣風とを大切とする。これは、一般の人々に取つても勿論必要であるが、教育者は特に兒童・少年といふ若々しい國民を相手とし、彼等の生命の活潑な律動に共鳴し、多數の彼等と日夕行動を共にせねばならぬから、そこには、多忙に處する旺盛な活力と、老朽しない精神上の若さとが、殊の外重大な要件となるのである。

教育者の徳化 上來述べた諸の資格要件が渾然融合して、身に體得實現せられる時、そこに教育者の徳が成立つ。教育者の徳とは、眞に皇國民鍊成の擔當者たる自覺に徹底し、これを樞軸として子弟愛・文化愛の融合した教育精神を發揚し、それに教育的知識と教育的技能とによる有爲有能が加はり、更に強健な身體と明朗な氣風とが、これを支へ動かすところに成立する。

今上天皇陛下畏くも、教育者の修養の要諦を示し給ひ

教育者の徳

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

との勅語を下し賜はつた。教育者が上述の諸要件を體得し、その徳を以て子弟を薰陶感化することは、實に聖慮に副ひ奉る所以の道である。

## 第二章 被教育者の發達と教育の段階

被教育者の現在と將來 教育が被教育者に對して適切でなければならぬことは、言ふまでもないが、適切といふ意義に關しては、進んで吟味すべき問題が存する。被教育者の現在の要求や能力に合致するといふ現在尊重の立場も、その一であるが、被教育者の發達向上を助けるためには、彼等の將來を展望して適切な教育を施すといふ將來尊重の立場も、認められねばならぬ。併し將來のみを考へて、現在を

専らその準備に充て、準備のためには現在の要求を犠牲にするといふ準備説の立場に立てば、子弟の現在は常にそれ自身の價値を失ひ、日々刻々の生活を充實させることが閑却せられ、速成培養的な不自然が強ひられて、早熟の結果を生じ、遂に所期の將來に於て、眞に力強い人間とならせることが出来ぬであらう。一方又、將來への意向を全く忘れて、唯現在を現在として刹那的な要求のままに生活させるとしたなら、それは全然の無方針となり、單なる「甘やかし」となつて、現在を價値あらせることが出来ず、従つて眞に現在を尊重することに、はならぬであらう。元來、現在と將來とを抽象的に分けて考へるのが誤であつて、現在とは、常に過去を負ひ將來を含んだものであり、所謂「永遠の今」である。子弟はその時々現在の現在に於て、將來の希望や覺悟を抱き、それによつて現在生活を規制してゐる。たとひ、さうした將來が意識的に展望せられない場合でも、彼等の現在の活動は、將來

永遠の今

の發展に對して深い意味を帯びてゐる。故に「永遠の今」としての現在を尊重する立場に於ては、當然子弟自らに、若くは教師の念頭に、將來への意向が内在するのである。他方に於て、將來を尊重する立場も、現在から離れた將來を望み、現在を犠牲にする將來を掲げてはならぬ。寧ろ將來への意味が現在生活の中に現實化せられ、現在の一舉一動の意義が自ら將來に連るといふ姿で、將來が尊重せらるべきである。かくして、要するに、被教育者の現在と將來とを「永遠の今」に於て一元的に捉へ、それを充實させることが、教育の要諦である。

國民學校の教育は、中等學校や青年學校の教育の準備ではなく、それ自らの本領を全うすべき完成教育である。然もそれは、到達し切つた最後の姿としての靜的完成ではなく、常に一層高い状態を目さしながら、刻々にその使命を果す動的完成である。これを比喩的に表現するならば、兒童は伸びつゝある若木であり、若木が若木として

動的完成教育



根幹も枝葉も具はり、完成してゐながらも、大樹がそれから發展する基礎である如く、國民學校教育は刻々にその使命を完成しながら、同時に大國民を鍊成する基礎でなければならぬ。そこに過去を負ひ未來を含んだ「永遠の今」が充實せられるのである。

被教育者の心身の發達 上述の意味に於て子弟の「永遠の今」を尊重するためには、彼等の心身の發達を見届けて、その時々の特徴を捉へることが必要である。これに就ては既に心理學で詳しく學んだから、吾等はこゝに、幼兒期、兒童期、青年期等各時期の心身發達の情態を十分に想起することが出来る。

教育の段階 被教育者の心身の發達に適應して教育の時期を分ち、各時期に於ける教育の目的、内容及び方法を考究するのが、教育の段階論である。教育の段階に就ては、民族が種々の經驗をなした結果として生じた考が、古くから東洋にも西洋にも存してゐる、學者がこれ

## 教育段階論

に考慮を加へて、一定の段階を立てたものも亦少くない。先づ我が國では、既に室町時代に世阿彌が立てた能樂稽古の段階があり、江戸時代に貝原益軒の立てた隨年教法もある。支那では、極めて古くから禮記の内則篇に教育の段階が擧げられ、元代には程畏齋の作つた分年日程があり、西洋でも亦、ギリシャの昔から色々の段階論が立てられてゐる。勿論、民族の相違と習俗の如何とによつて、若干異同はあるが、大體に於て、六七歳づつを含んだ三四の段階に分けられたやうである。最近の學者間には、教育の段階をば、基礎的陶冶と、専門的〔職業的〕陶冶と、高次の一般的陶冶との三段階に分けるものが多い。

基礎的陶冶とは、心身の發達が未だ特定の生活形式、即ち特定の個性乃至職業に固定せぬ時期に對應する教育であつて、將來のいかなる生活形式にも、共通に必要な基本的教養を得させることが、その任務である。世上で普通教育又は一般的陶冶と呼んでゐるのは、これ

## 基礎的陶冶

## 専門的陶冶

であつて、家庭教育、幼稚園の保育、國民學校教育、中等學校及び高等女學校の教育は、これに相當する。

専門的陶冶とは、特定の生活形式を形成するための教養で、それは人生に於ける特定の職分に向つての教養と、本質を同じくするから、職業的陶冶と一致する。青年期に於て、初に動搖不定である心意態が、次第に特定の生活領域に向つて集中し、固定して行く傾向を生ずる時、換言すれば、自我を自覺し、自己の生活計畫を樹立し、特定の生活形式に向つて進入するといふ特質が現れる時、そこに専門的職業的陶冶が行はれるのである。中等又は高等の専門學校や大學の各分科で行ふところの教育は、主としてこれを任務とし、青年學校の教育や成人教育に於ても亦これを目ざし、且實社會で職業に従事しつつある者は、不斷に専門的職業的陶冶を受けてゐるわけである。

## 高次の一般的陶冶

高次の一般的陶冶とは、専門的職業的陶冶を行ひながら、同時にそ

れを超えた國民一般としての教養を、廣く高く與へることを任務とする。専門的職業的陶冶は、人をして特殊の文化領域生活形式に没入せしめ、その心意構造を求心的に集中せしめるものであるが、人は自己が没入する特定領域の外に、廣く世界人生のあらゆる領域に接觸しようとする要求を有し、求心的に集中して行く反面に、遠心的に自己の心意構造を擴大しようとする希望を抱いてゐる。然もかうした要求は、自己の職分を放棄し、個性を没却する所以ではなく、却つて自己の職分をば、廣大な文化的社會的關聯の一關節として、よりよく理會し、自己の個性をば、豊富な世界人生の意味を背景として、益、鮮明に自覺し育成して行く所以である。かくの如き高次の一般的陶冶は、専門學校や大學に於ても、職業的陶冶と併せて常に顧慮すべきところであり、又實社會の職業に就てゐる者も、あらゆる社會教育施設を通じて、かゝる教養を身につけることを心掛けねばならぬ。

## 第四篇 教育の方法

### 第一章 教育方法の一般的原理

#### 第一節 教育方法の意義とその重要性

教育方法の意義 一般に方法とは、目的を達成するための一切の営みである。故に教育の目的を達成するために行はれる一切の営みが、教育の方法である。吾等は既に教育の目的をば、一般的要件を前提として、それを具體的條件の下に限定し、特に日本國民の教育目的を論結した上で、更にこれを被教育者の發達段階に應じて規定し、各段階の教育が目ざすべき當面の目標を明にした。かゝる目的を實現するためには、それに適合する方法がなければならぬ。方法のな

目的と方法

い目的は空想である。然も方法は目的を離れては成立し得ない。目的は方法に於て動的に具體的に顯現し、方法は目的によつて方向づけられ規定せられる。

教育方法の重要性 上述の如き關係は、やがて教育方法の重要性を意味する。教育の方法は、世人が往々にして輕蔑するやうな、末梢的技巧や窮屈な形式ではなくて、教育の目的をさながらに具現し、それを生かし働かせる方途である。この意味に於て、教育の方法を研究する方法論は、教育學の重要な部門である。教育學が教育の實踐を指導し得るか否かは、主として方法論が充足するか否かに依存する。次に節を分けて、國民學校教育の方法原理に於ける主要契機を説述しよう。

教育學と方法論

#### 第二節 心身一體の教育と教授・訓練・養護の結合

心身一體の原理

心身一體の教育 大正十一年十月三十日、學制頒布五十年記念式典に際し、下し賜はつた勅語の中に  
 惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ知徳並ヒ進ムヲ尙フ  
 と仰せられてある。恐れながら、これは教育の方法的根本原理としての心身一體の原理を教示し給うたものと拜察する。國民學校令施行規則第一條第四項には  
 心身ヲ一體トシテ教育シ教授訓練養護ノ分離ヲ避クベシ  
 と規定してゐる。偏頗な主知主義や空疎な精神主義は、「心」に偏して「身」を忘れたものであり、盲目的な訓練や自覺の伴はぬ機械的行動の訓練などは、「身」に囚はれて、「心」を失つたものである。知識は實行と結合し、精神は行動に具體化し、信念と知性と實踐力とが渾然一體となつて、作用するやうに教育することこそ、眞の教育であり、これが本來日本教育の要諦である。

教授訓練養護の結合 心身一體の原理を具體的に展開するためには、教育方法の三分節たる教授と訓練と養護とが、それぞれ當面の任務を遂行しながら、互に結合して全一的に運営せられることが必要である。

第一に、教授は知識・技能の修得を通じて、國民的人格を鍊成する教育作用であり、その當面の任務は、一定の教材を媒介として、それに託せられてゐる知識又は技能を修得させることであるが、その任務を有効に遂行するためには、訓練及び養護の力を藉らねばならぬ。先づ教授と訓練との結合を見るに、教授内容の徹底を期して反復練習を重ねることは、一種の訓練であり、教授内容を實生活に實踐させることも、生活訓練であり、更に教授を受ける態度方法を訓練することは、學習訓練であつて、これ等各方面の訓練を俟つて、初めて教授はその效を收め得るのである。次に教授と養護との結合を見るに、知

教授の任務と訓練及び養護

訓練の任務と教授及び養護

識技能の修得が的確に行はれるためには、身體的條件が合理的に整へられねばならぬから、この條件に留意するところの養護が、教授に必須不可缺であることは、言ふまでもない。

第二に、訓練は直接に情意に作用し、實踐を通じて國民的人格を鍊成することを任務とするものであるが、そのためには、兒童の發達程度に應じて知的理會を與へ、實踐の意義を自覺せしめるところの教授が必要であり、又行動の形態や方法を、生理衛生的見地から合理化し、身體的條件に適合せしめるための養護が、常に伴はねばならない。かくして、訓練は教授及び養護と結合するのである。

第三に、養護は、身體の保護と鍛鍊とを通じて、國民的人格を鍊成する教育作用であり、その當面の任務は、身體の健康・強壯・諸器官・諸機能の正常有效な活動を目ざしてゐるのであるが、この場合に生理衛生の理論その他諸方面から知的理會を與へることは、養護に必要な教

養護の任務と教授及び訓練

教育方法上の分節的全體

授であり、又有效な保健鍛鍊の方法を反復實踐せしめて、良習慣を身につけさせることは、養護に必要な訓練である。換言すれば、所謂健康教育を任務とする養護は、健康教授と健康訓練とに結合してのみ、その効果を全うし得るのである。

かくの如く、教授・訓練・養護が、それぞれ、當面の任務を獨自の方向に於て擔當しながら、その一つが常に他の二つを必須條件として伴ひ、所謂三位一體の關聯が保たれるところに、教育の方法に於ける分節的全體の面目が發揮せられるのであつて、こゝに心身一體の鍊成が成立するのである。

### 第三節 教育内容の關聯と統合

教科及び科目の取扱方 國民學校令施行規則第一條第五項に  
各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ

教育内容の分節全體の取扱

緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ  
と規定せられてゐる。これは、國民學校の教育内容たる教科及び科目が、各、その特色を發揮して獨自の使命を遂行しながら、横には相互の關聯を保ち、縦には國民鍊成の究極目的に統合せられることにより、分節的全體として、取扱はるべきことを要求したものである。

分節化の意義

特色の發揮 教科にはそれぞれ特色があつて、國民學校令施行規則に各教科の要旨として示され、科目にも亦各、獨自の使命があつて、同規則にそれぞれ規定せられてゐる。凡そ教科及び科目が分れたのは、國民鍊成の運営を的確有效ならせる必要上、その方途を分節化したのであつて、恰も有機體が多くの器官に分化し、機能分擔が的確に營まれることによつて、生活力の増大強化が實現する如く、教育内容の分節化は、教育の進歩の表徴であるから、これを無視して、原始的渾沌に逆戻りするやうなことがあつてはならない。これが即ち、教科

及び科目の特色發揮が要請せられる所以である。

相互の關聯 分節化の反面に、全體化の要求として、先づ相互の關聯が強調せられねばならぬ。即ち多くの教科の間に、又科目の間に、共通の素材が用ひられることによつて、關聯が保たれたり、同一の主人公が再三登場することによつて、聯絡が示されたり、或は一方で養はれる能力が他方で有効に活用せられることによつて、相互補強が行はれたりするのであつて、これ等の點は、當局も教科用圖書の編纂、教材の配當等に於て十分に留意するのであるが、實際教育者が方法的工夫によつて、相互關聯を緊密にする餘地は、更に大きいことを忘れてはならない。

國民鍊成への歸一 かくの如く横の關聯を重んじながら、一段と上位に共通の目標を置き、この目標を共に追求することによつて、縦の統合が行はれることが、全體化の第二の重點である。即ち科目は、そ

相互關聯の諸方  
途

理念的統合

れ等が屬するところの教科の要旨に統合せられ、教科は國民鍊成といふ最高目的に統合せられるのである。この場合に、上位の共通目標を理念と呼ぶならば、縦の統合とは所謂「理念的統合」である。かく下から上へ順次に統合せられるのであるが、併しこの事態は、下の分節が先づあつて、後から上の理念が求められると解されてはならない。寧ろ、國民鍊成といふ最高理念が五つの教科に分節化し、各教科が更に若干づつの科目に分節化したのであつて、下から上への統合は、實は元へ歸るのである。「國民鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ」といふ歸一の原理は、これに外ならない。

#### 第四節 教科と教科外教育施設との一體化

教科外教育施設の問題

教科外教育施設の重要性 國民學校教育の領域は、教科と教科外教育施設とに分けることが出来る。後者は、前者の爲し得ない機會や方

歸一の原理

教育的意義の再検討

教科との關聯  
組織化と分量上の制限

法に於て、國民鍊成の使命を分擔し、前者と相俟つて教育の効果を全うせんとするものであり、その重要性は近時益々強く認識せられ、その勢の趨くところ、時には煩雜過重に陥る傾向すら無いでもない。國民學校令施行規則第一條第六項は、この點に注意して  
儀式、學校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一體トシテ教育ノ實ヲ舉グルニカムベシ  
と規定してゐる。

教科との一體化 この規定の趣旨を實現するためには、先づ教科外施設の各に就て、その教育的意義を検討し、單なる傳統慣習に拘泥せず、眞に教育上の意義を自覺して實施すべきである。次には教科との關聯を重んじ、教科と教科外施設とが相互に、一が他の材料となつたり、準備となつたり、發展・應用となつたりするやうに、工夫することが必要である。第三には教科外教育施設を全體として組織化し、一

定の體系の下に豫め計畫立案して實施すべく、然もその分量の過多を慎み、國民學校令施行規則第三十一條に示された如く、毎週凡そ三時限以内を教科外施設に充てるやうに工夫すべきである。

### 第五節 學校と家庭及び社會との聯絡

#### 場の意義

教育の場 國民鍊成の場は、學校だけに限られるのではなく、家庭も社會も有力な場である。場とは、生活の主體とその環境との動的な相互作用であつて、主體が環境に働きかけ、環境が主體に影響し、両者が生きた交渉を重ねつゝ、相互に向上して行くのである。かくの如き場としての家庭、學校、社會が、それぞれの特色を發揮しつゝ、相互に緊密に聯絡して、全體としての場を形成するところに、教育の實は擧げられる。國民學校令施行規則第一條第七項に  
家庭及社會トノ聯絡ヲ緊密ニシ兒童ノ教育ヲ全カラシムルニ力

#### ムベシ

とあるのは、この趣旨を示したものである。

#### 家庭教育の重要性 家庭と學校との 聯絡

家庭と學校 家庭は就學以前に於ける教育の最も重要な場であり、家庭教育は一切の教育の母胎であつて、國民學校の教育は一面からは、家庭教育の延長、深化、向上と考へられる。更に國民學校の兒童は、一日の大部分を家庭に過すが故に、家庭教育と學校教育とは、相互に補充することによつて始めて全きを得る。家庭と學校とが聯絡する方法としては、家庭訪問や父兄會の如き定時の聯絡方法もあるが、一層大切なことは、日々の教授訓練、養護そのものに於ける聯絡である。學校で教へ、躰け留意する事項を、常に家庭に通知して、理會と協力とを求め、又家庭の生活體驗を、力めて學校教育の地盤とし、素材とし、實踐舞臺とするやうに工夫すべきである。

#### 社會の教育的勢力

社會と學校 社會生活が兒童に及ぼす無意的な影響は、有意的な學



## 郷土と學校

校教育の力に優ることすらある。況して社會の勢力を教育的に統制し利用するならば、その効果は頗る大きい。そして、かくの如き社會の中で、先づ最も直接に具體的に兒童と交渉するものは、郷土であるから、社會と學校との聯絡は、郷土と學校との聯絡として具體化せられる。即ち一方では、郷土の自然的・文化的事業を學校教育の素材に採り入れて、それに反省と洗煉とを加へて向上せしめると共に、他方では、學校教育の成果を郷土に適用せしめ、郷土への奉仕を促して、教育の實際化を圖ることが必要である。國民學校に於ては、國民科・國史・國民科地理の内容として、郷土の觀察が課せられるけれども、問題はこれに盡きるのではなく、寧ろ國民學校教育の全般に互つて、郷土との聯絡が要求せられるのである。

## 第六節 教育と國民生活との統一

生活と教育 國民學校令施行規則第一條第八項に

教育ヲ國民ノ生活ニ即シテ具體的實際的ナラシムベシ

高等科ニ於テハ尙將來ノ職業生活ニ對シ適切ナル指導ヲ行フベシ

## 生活教育論の趣旨

とある。教育を生活に即せしめることは、所謂生活教育論の主張である。蓋し學校教育が、動もすれば餘りにも學校風になり、學校のための學校、教科のための教科となり易い傾向を是正して、學校教育を兒童の日常生活に立脚せしめ、日常生活に出發し、それを教育的に醇化し向上せしめ、より高き日常生活に歸着せしめるといふのが、生活教育論の趣旨である。知識と實踐、精神と行動の一體化を、方法上の根本的特色とする國民學校教育は、その特色の一層具體的な展開として、教育と生活との一體化を要請するのである。

國民生活 生活教育論の主張する生活が、往々にして單なる個人生

## 國民生活の意義とその形態

活となり、國家的地盤から遊離した兒童生活になり易いことは、深く警戒しなければならぬ。苟も國民學校の重視する生活が、國民生活であるべきことは言ふまでもない。國民生活とは、國體・國情・國民性・國策等を反映する生活である。併し、かうした國民生活が兒童に於て現れる形態は、時によつて一様ではない。一見單なる兒童生活と見える形態の背景に、根柢に、國民的特徴が潜んでゐることもあり、或は國家的關心が、端的に明確に兒童の上に現れることもある。何れにしても、教育者としては、兒童生活を常に國民生活たらしめるやうに、把握し指導し建設することが必要である。

職業生活 高等科の教育は、一般に實務的陶冶を重んじ、實業科を中心として、職分奉公の態度を鍊成することを主眼とするのであるから、國民ノ生活が、ここでは、將來ノ職業生活として、切實に具體的に眼前に浮べられる。故に、これに對して適切な指導が行はるべきことを要求してゐるのである。

高等科と職分奉公

### 第七節 個別教育と集團教育

教育方法の兩面

個別教育 國民鍊成の教育は、一方に於て國民としての一般的・共同的制約を受けると共に、他方に於て兒童の心身發達、男女の性別、個性、環境等の個別的・特殊的制約を受ける。故に教育の方法も、一般的・共同的方面と個別的・特殊的方面とを兼ね具へなければならぬ。然るに「鍊成」の語感から、動もすれば劃一的・集團的教育方法のみを採り、これが國民學校の特色であるかの如く誤解することは、大いに注意を要する。故に國民學校令施行規則第一條第九項には

兒童心身ノ發達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施スベシ

と規定せられてゐる。これが、個別教育若くは教育方法個別化の原

個別教育の原理

理である。

集團教育の價值

集團教育 右の注意が必要であると共に、他方に於て、集團的教育方法の長所も決して忘れてはならない。學校といひ學級といひ、それ自身が既に集團であつて、集團教育こそは、近代學校教育の基本的特色と言ふことが出来る。況んや多くの學級を合同し、全校的に集團訓練を行つたり、多くの學校を合せて集團を作つて、勤勞や體育や國民的行事を行つたりすることは、近時注目すべき傾向である。蓋しそこでは、集團の精神的合力によつて、個別教育では到底味はれぬ雰圍氣が醸し出され、それが集團の成員たる各個人に感激と意氣と責任感とを與へ、沒我協同、克己自制、團結統制等の美德を涵養し、國民鍊成に寄與するところが甚だ多いのである。

兩面の併用

個別教育と集團教育とは、かくの如く、共に價值を有するのであるから、教育の實踐に當つては、その目的、機會設備等に應じて、兩形態を適當に運用することが肝要である。

第八節 興味と自修の習慣

興味の意義

興味の利用と喚起 興味は教育の根本原理であることは、ヘルバルトを代表として普く認められてゐる。併し興味とは單なる面白みとか好みとかではなく、寧ろ追求的興味であり、自發的、能動的に、即ち進んで自ら學び自ら修養せんとする意欲であり、熱意である。その學ぶこと、爲すことに、沒我獻身的に立向ふこと、全我を集中してその事自身に没頭することが、教育的意義に於ける興味の本質である。かくの如き意欲としての興味は、現に兒童に顯在してゐる場合と、その意識の底に潜在してゐる場合とがある。顯在的興味は、それを利用し、それに乗じて教育を有效に行ふべきであり、潜在的興味は、これを誘發し覺醒せしめるやうに、方法的工夫を行はねばならぬ。これ

顯在的興味の利用と潜在的興味の覺醒

自修の意義

が、教育方法の實際上の要諦である。

自修の習慣 興味が自發的、能動的な學習、修養の意欲である限り、これを常に利用し喚起することは、やがて自修の習慣を養成する所以である。自修とは自己陶冶であり、自己修養である。元來學校教育の使命は、學校を去つて後も自ら修養を續ける人を造るにあり、教師の任務は、教師の手を離れても自ら學ぶことの出来る人を養ふにある。そのためには、學校に於ける教育方法をば、常に兒童の自律的、積極的活動の助成を基調として、樹立しなければならぬ。「鍊成」が兒童の内から發する能力の育成を前提とし、これを皇國の道によつて鍊磨するところの「鍊磨育成」であるとしたのも、この點に照應する。國民學校令施行規則が總則の最後の一項に「自修ノ習慣」を掲げたのは、學校を去つた後も生涯を通じて、自己修養を續行せしむべきことを要請したものと解せられる。

生涯の自己修養

## 第二章 養護

### 第一節 養護の任務

養護の意義 養護とは心身を養ひ護る義であつて、それは心身を一體として保護し鍛鍊することを通じて、兒童を健康強壯にし、闊達剛健ならしめ、以て獻身奉公の實踐力に培ふことを任務とする。國民としてその使命を果すために、強健有爲なことがいかに重要であるかは、更めて説くまでもなく、殊に大東亞新體制の建設に當つて、その推進力たる國民の強い體力が、絶対に必要である今日、愈益、これを痛感するばかりである。然も、この國家的大使命達成の基本としての我が國民の體力は、毫も樂觀を許さざるのみか、却つてその體力並びに體質の推移を見ると、寧ろ寒心に堪へざるものがあり、識者爲政家

大東亞新體制の建設と養護

心身一體の原理  
と養護

が深くこれを憂へ、國民體力増進の方策を講じつゝあるのは、洵に故あることである。從來、養護といへば、肉體の養育、保護とのみ解せられてゐたが、併し人は單に身體的存在でなく、又心意的存在でもなく、心身一體としての全人であるから、養護も亦當然、心身を一體とする人間に向ふべきである。即ちそれは、健にして全なる人間への養護でなければならぬ。併しこれを身體に即していへば、先づ肉體としての身體を鍊成することによつて、外界に對する順應力を與へ、抵抗力を増し、その内實としての心を闊達剛健ならしめ、國民的人格の育成に寄與することを目的とする。かくて養護は、その當面の任務の達成を通じて、教育そのもの、全體的目的に連る。換言すれば、教育全體の目的を達する一方途と見れば、養護は教育方法の一部門であるが、その養護が又それ自らの當面の目的として、心身の強健有爲を目ざしてゐるのである。

教育の目的と養護

日本教育と心身一體の養護

我が國では、古來體育の方面は、一方には武術として、他方には養生法として、陶冶せられ修爲せられて來たものである。然もそれは、單に身體の練磨としてではなく、必ず精神の修養にも努めたのであつて、即ち概ね、心身一體の教養として積まれて來たことに至つては、日本教育の一特色として、頗る注目すべきことである。

保護と鍛鍊、養護には、消極、積極の兩方面がある。生理衛生の理法によつて、心身の健康と機能の活動とを保護するのは、養護の消極的方面であり、更にその強健を圖り、活動力を促進するため、生理上衛生上害無き限り、進んで心身を鍛鍊するのは、その積極的方面である。

兒童の身體は、正に生長の過程にあつて、その發育は一日も凝滯することなく、然も外部に對する抵抗力に至つては猶微弱で、決して成人の如く強大なものではない。それ故、教育は先づ兒童心身の生育に障礙となるものを除いて、これを促進すべき情態におき、そして、そ

保護の必要

鍛鍊の必要

の自然の發育を護らねばならぬ。これ保護の必要な所以である。併し、消極的の保護ばかりでは、到底強壯剛健な心身は造れない。教育は子弟を鍊成し、他日劇甚な生活活動に堪へて、國家に貢獻し、一旦緩急あれば、義勇公に奉ずることの出来る、強靱な國民を造らねばならぬから、獨り消極的の保護に甘んずべきでなく、更に積極的に内外の障碍に打克つて、心身の強健を増進する途をも講ぜねばならぬ。即ちこゝに鍛鍊の必要な所以がある。

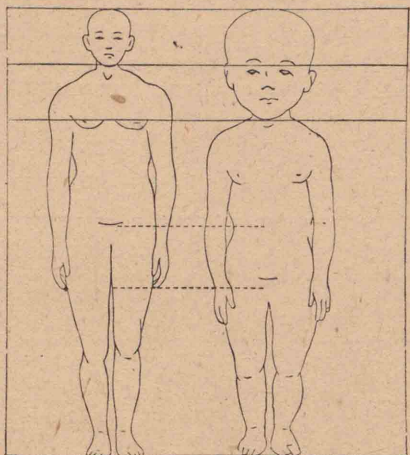
かくの如く養護には二方面あるが、併しそれは別々になさるべきものでなく、常に兩者が同時に行はねばならない。即ち保護の中に既に鍛鍊的な方法が考へられ、鍛鍊しつつ、庇護を怠らないのが、養護の要諦である。これを要するに、國民學校に於ける養護は、保護と鍛鍊との兩任務を有し、その企圖するところは、兒童の剛健強壯な心身を造るにあるといつてよい。

養護任務の要約

第二節 兒童身體の發育

兒童の身體

初生兒と成人との身體の比較



養護を行ふには、身體の發育情況を明にしなければならぬ。子供は、成人を小さくしたものではない。その身體に於ける各部の鈞合も、筋骨の成分も、成人に比べると著しい違ひがある。初生兒は、頭が大きくて顔は短く、胸が高く、腹が大きくて脚は短く、これをそのまま擴大すると、上圖に示した如く、寧ろ一種の畸形を呈するのである。

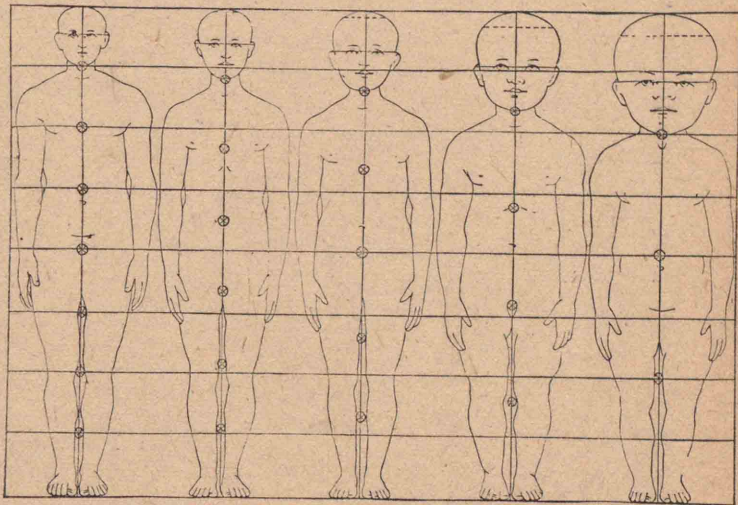
日本人初生兒の身體

身體發育の概況 専門家の調査によれば、月滿ちて生れた日本人の初生兒は、身長一尺四五寸、體重七八百匁内外で、頭の高さは身長約

成人に對する發育の割合

身身體發育の比例比較圖

初生兒 二歲 六歲 十歲 十二歲

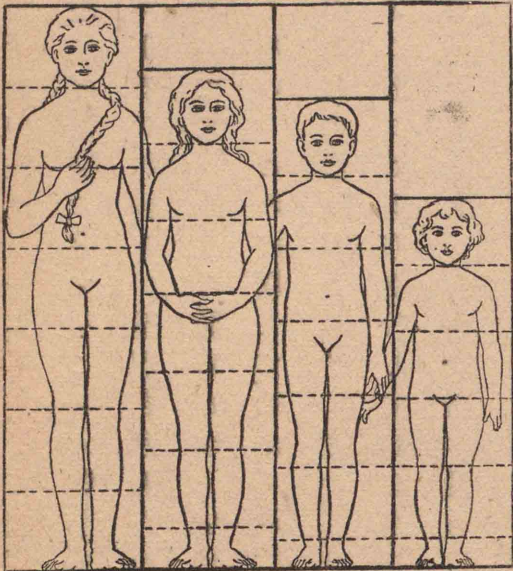


これは外形上の變化であるが、同時に身體の内部も亦頗る變るもの

四分の一、上肢と下肢とは略同長で、頭の高さの約一倍半、軀幹の長さは頭の高さの約一倍三分の二の割合である。それが健全に發育した成人となるには、頭は二倍、軀幹は三倍、上肢は四倍、下肢は五倍、そして全身長は三倍五分の三の發育を遂げなければならぬ。即ち身體發育の割合は、その各部の間に著しい相違があるのであつて、上圖はそれを示したものである。

年齢に於ける充實と伸長

各期に於ける兒童の身體



第一 充實期 一歳から四歳まで	第一 伸長期 五歳から七歳まで	第二 充實期 八歳から十歳まで	第二 伸長期 十一歳から十五歳まで
--------------------	--------------------	--------------------	----------------------

の發育の割合が違ふ。或時期には體重が比較的多く殖え、他の時期には身長が比較的多く増すのである。前者を充實期と稱

である。例へば骨の如きも、初は軟骨で、それが次第に化骨するのであるし、又身體に含まれてゐる水分の量の如きも、胎兒の始は九七%で、誕生の頃は七四%に減り、成人になると更に減つて五八%となる。身長、體重の發育 子供の身長、體重は、年齢により又季節によつて、そ

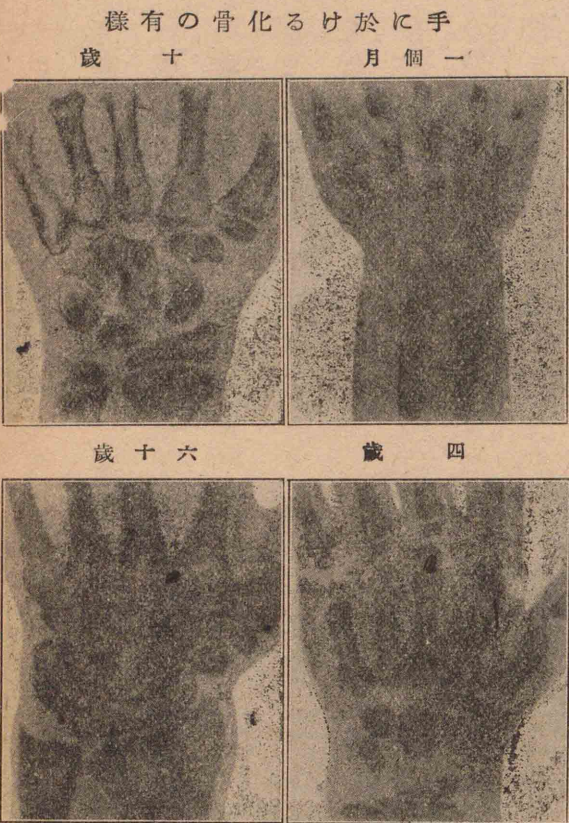
腦髓の發育

し、後者を伸長期と呼ぶ。そして充實期と伸長期とが交代して起つて、遂に成熟期に達すること、大體前頁の圖の如くである。これは、年齢による身體發育の情況を示したのであるが、更に季節に就て見ると、總じて夏は、身長發育が著しいけれども、體重の増加はさまで大きくない。これに反して、秋から冬にかけては、體重の増加は盛であるが、身長發育が比較的に遅い。即ち、身體の伸長と充實とは、一年の間にあつても亦交代して起るものである。

各部機關の發育 兒童身體の發育は、年齢季節によつて違ふのみならず、身體の部分によつても同じくない。筋肉の如く、初生から成熟に至る間に於て、その重量が實に四十八倍に達する部分もあれば、又眼球の如く、二倍にも達しない部分もある。そしてその完成する時期に就ても亦甚だ區々である。

先づ心意の働きに最も密接な關係のある腦髓は、その容積・重量共

骨格の發育



に七八歳に於て略完成に近づくが、その組織に至つては、兒童期を通じて絶えず發育を續けるのである。殊に兒童の頭蓋骨は、まだ堅固でないから、十分の注意が要り、神經も亦猶纖弱で抵抗力が薄い。

次に骨格は、先づ軟骨でその形を整へ、それから次第に化骨するもので、生後一ヶ月で略完成するが、骨の上下兩端は軟骨のまま、で残り、その内部にある骨の核が漸次に増大して、徐々に化骨するのである。上圖は、人の生活に重大な關係



## 四肢の發育

のある手の骨に就て、その骨端が化骨して行く情態を示したもので、年齢と共にその進み行く有様が判る。

健康な嬰兒が、誕生後間もなく、手足を動かし、やがて匍匐、掌握等の行動を始め、遂には直立歩行をも學ぶやうになるのは、骨格に伴つて筋肉が次第に發育するからである。けれども、膝と腿との關節がまだ屈節してゐるから、幼兒の歩く姿は走るに似てゐる。七歳以後になると、四肢の筋肉が大いに發育して、盛に運動を試みる。「七つ八つの憎まれ兒」とはこれを言つたものである。十歳頃からは、脚部の伸長は著しいが、胴部の生長がこれに伴はず、又骨格の割合に内臓その他筋肉の發育が後れてゐるため、作業に對する持續力がまだ不十分で、その上疲勞も亦早い。但し少女にあつては、十一二歳頃から、四肢の發育が急速の度を加へ、身長も體重も優に少年を凌ぐのである。併し、やがて段々とその差を少くして來て、遂には少年には及ばない

やうになる。これは、少女が少年よりも、成熟期の發育が早く停止するためである。

## 感官の發育

眼・耳・鼻・口腔・皮膚等の感官は、通例、幼兒に於て既に完成してゐ、殊に皮膚覺の如きは、成人に比べて一層鋭敏なのが常である。併し中には、眼・耳等の感覺の不十分な者や、故障のある者もあり、又皮膚そのものは、兒童にあつては一般に弱いから、これ等に對しては早くから注意を加へなければならぬ。

## 内臓の發育

嬰兒は、生後一年の間は専ら哺乳によつて榮養を取るもので、消化と排泄とがその主な働きであるが、五六歳になつても、頭と共に腹の大きいのが子供の特色で、漢字の子といふ字は、元來この形を象つたものである。そして、その腹の大きいのは、生體の維持に要する勢力に加ふるに、發育のための勢力をも補強するために、榮養を十分に取ることの必要を物語つてゐる。その他、兒童は概して成人に比べて

脈搏が迅く、呼吸の數も多く、總じて心臓・肺臟等の發育は、運動系統に較べると稍後れるものである。

身體の發育と生活力 身體各部の發育は、生活力の増進と密接な關係がある。兒童は、七八歳頃から身體の働きが盛となるけれども、前にも述べた通り、外部に對する抵抗力がまだ弱く、耐久力も少いから、過勞又は疾病によつて、その活力を萎靡させる虞も甚だ大きいのである。釣合の取れた成人の身體が、活動に適し健康に協つた構造だとすれば、これと違つたところの多い兒童の身體が、活動上健康上まだ不十分であることは、これを想像するに難くはない。兒童が成人に比べて疾病に罹り易いのは、身體の釣合が缺けてゐるからである。それ故、榮養と運動保護と鍛鍊を最も適當にして、身體各部の形態的並びに機能的發育に、成るべく調和を保たせることは、兒童の健康を増し、機能を進め、生活力を盛ならせる上に、極めて大事なことである。

發育の調和と生活力の増進

ある。

### 第三節 我が國民の體位

我が國民の體位と養護 我が國民が身體上、世界の他の諸國民と比べて、いかなる地位にあり、又それがいかなる推移を示してゐるかを知らねば、養護の任務を完遂する上に、極めて大切なことである。

國民の體格 日本人は矮小民族とされてゐる。併し、丈の高いのが必ずしも良いことでは無い。未開人の中には、イギリス・スウェーデン等の北ヨーロッパ人や北米合衆國人を凌駕する長身の民族もあり、又日本人よりも尙低い民族もある。同じことは、身長と密接な關係をもつ體重や胸圍に就ても、言ふことが出来る。それ故に、身長や體重胸圍の大小は、民族の優劣を決定するのに主要な徵標ではなく、寧ろ最近の研究に據れば、坐高の大小が、民族の優劣を決める上に一

日本人の坐高

層必要なものだと言はれ、この點に於ては、日本人は諸民族中、長い坐高の持主であり、活動上極めて有利な形態を具へてゐると見てよい。但し、身長・體重・胸圍等が、民族の優劣を判定する重大な要素でないにせよ、日本人自身としては、どこまでも、體格的に素質として與へられてゐる限度にまで、それ等を發育させねばならない。殊に、大正元年から昭和七年に至る二十一年間に互る、全國學生・生徒・兒童の發育に關する統計に據れば、身長・體重・胸圍等の如き體格方面に於ては、男女共に進歩が見られるのであり、この事實からすれば、日本人は今後、教育環境榮養その他の改善によつて、尙一層この方面の發達を圖るべきである。

全國學生生徒兒童體格の推移

人口動態から見た體位 歐米各國に較べて、我が日本の人口動態はいかなる情勢にあるか。左に掲げたのは、昭和九年から同十三年までの五個年に於ける平均(但し日本のは、昭和八年から同十二年までの平均)

人口の自然増加

六大強國に於ける出生死亡率自然増加率  
千人に就き

	出生率	死亡率	自然増加率
日本	31.3	17.4	13.9
イタリヤ	23.2	13.8	9.4
ドイツ	18.9	11.8	7.1
アメリカ	17.1	11.1	6.0
イギリス	15.3	12.1	3.2
フランス	15.2	15.4	-0.2

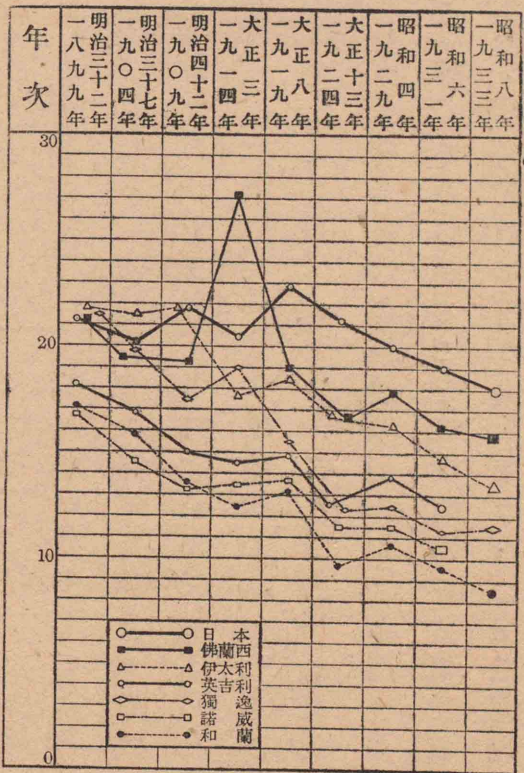
均)による六大強國の人口千に對する出生率・死亡率及び自然増加率の比較表である。これを見ると、フランスは人口千人毎に〇・二人だけ減少してゐるし、その他の國々では、人口の自然増加は若干あるが、併しその率は低いのである。そして、それ等に較ぶれば、我が日本のそれは、猶大いに良い状態にあるといはねばならぬ。

併し、出生率や人口の自然増加の割合が高いからといつて、現状を以ては斷じて安心することが出来ない。何となれば、イギリスの如きも、今から約五十年前の出生率は實に三三・九、死亡率は一九・〇、自然増加率は一四・〇といふ値(それは我が昭和二年のそれに當る)を示してゐたのであるが、五十年後の今日に於ては、自然増加率が僅に三・二

憂慮すべき自然増加率の減少

となつてゐる。これは何を物語るものであらうか。現に我が國に於ても、出生率は年を逐つて段々と減少し、昭和十一年には既に二九

列國死亡率比較表  
千人に就き



臺を示してゐるのである。これを考へると、我が國でも、フランスやイギリスのやうに減少せぬと、誰か保證し得よう。誠に憂慮すべきことである。

又自然増加の重大な原因をなすところの死亡率に就て見るに、近年諸外國のそれは何れも低下しつゝあるのに反し、明治三十二年頃歐

乳兒死亡率と死亡原因

米人に較べて餘り差異の無かつた我が日本人の死亡率に於ては、右圖に示せる如く、年を経るに従つて、次第に他の諸國のそれとの開きが大きくなつて來てゐる。これも實に遺憾なことである。殊に我が死亡率の中最も注意すべきは、乳兒死亡率が特に高く、全國平均が一二・五%であり、又その死亡原因を見ると、全國を通じて、先天性弱質〔二歳未満〕が二六・九%、下痢及び腸炎、二歳未満が一八%といふ高率を示してゐることである。更に我等日本人は、各年齢に於て歐米人よりもその死亡率が高く、加ふるに、彼等の二十歳の時の死亡率は低いのであるが、我が國だけでは特に高いのであり、然もそれは實に、主として結核による死亡に起因してゐるのである。これ等の諸點は、何れも皆、國民體位の向上を圖る上に、深甚の注意が拂はねばならぬところである。

次に國民の健康度は、その生存力の大小によつても推定せられる。

平均餘命

そして生存力は普通、平均餘命からこれを知ることが出来る。平均餘命とは、或年齢まで生き残つた者が、その後猶保ち得るところの餘命の平均數である。内閣統計局發表の「生命表」に據ると、我が國民の

日英米平均餘命の比較

國別	年		日	本	英國及威爾斯		北米合衆國	
	男	女			男	女	男	女
一〇	四〇・八三	四六・五四	四九・九	五二・三	四九・九	五二・三	五二・三	
一〇	四〇・九三	四六・六四	五〇・六	五二・五	四九・九	五二・三	五二・三	
二〇	四〇・八	四六・三	四九・七	五二・一	四九・七	五二・一	五二・一	
三〇	三三・四	三五・九	四〇・六	四三・五	四〇・六	四三・五	四三・五	
四〇	三五・七	三五・九	三九・〇	四〇・七	三九・〇	四〇・七	四〇・七	
五〇	二八・四	二九・〇	二九・九	三〇・三	二九・九	三〇・三	三〇・三	
六〇	二二・三	二二・七	二二・九	二二・七	二二・三	二二・七	二二・七	
七〇	一七・四	一七・六	一六・三	一六・三	一六・三	一六・三	一六・三	
八〇	一四・五	一四・八	一四・三	一四・三	一四・三	一四・三	一四・三	
九〇	一二・七	一二・四	一二・三	一二・三	一二・三	一二・三	一二・三	
一〇〇	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	一〇・九	

平均餘命は、甚だ僅少ではあるが、幸に延長の傾向を示しつゝあるのである。併し、これを諸外國のそれに較べると、上表の如くであつて、即ち吾等日本人は、彼等歐米人よりも平均餘命が短いのである。

國民の健康度の一面は、死亡率及び平均餘命の示す通りであるが、更に疾病・異常の方面から、これを觀察する時、國民の體質が一層明瞭

青少年に於ける  
疾病異常の増加  
傾向

となる。近年國民體位の低下に就て特に注目せられるやうになつて來たのは、青少年の間に疾病・異常者が著しく増加したからである。即ち我が國の學生生徒・兒童に就て見ると、近視・齲齒・身體虛弱等、體質と密接な關係をもつ身體異常者が著しく増加して來てゐる。前述の結核による死亡者の多いことの如きも、亦その原因の一つをこゝに見出すであらう。かの國防の第一線に立つべき壯丁の體質の惡化の如きは、眞に寒心に堪へざる事態であるが、然もかゝる現象が營に壯丁のみに止まらないのであるから、これこそは、由々しき大事と言はねばならない。女子に就てはどうかと見ると、こゝにも亦、體格方面には多少の進歩は認められるけれども、その體質に至つては、男子同様、毫も樂觀を許さない情況に立つてゐるのである。思ふに精神氣力も大切ではあるが、最後まで堪へ得るには、何といつても、その源泉たる體力に培はなければならぬ。況んや有史以來の非常時

局を擔當して、東亞新建設の大使命を完遂すべき、吾等の年少國民たるに於てをやである。

#### 第四節 養護の方法

##### 第一 養護の要領

養護に對する家庭と學校 養護は誕生と共に加へらるべきものだから、その始は家庭で行はれる。兒童が學齡に達して學校に入るに及んでも、その生活の大部は家庭に屬するから、學校兒童に就ても、その養護は主として父兄の掌るところである。けれども、心身の養護は教育の重要任務であるから、學校は常に家庭と協力して、これを全うすることに努めねばならぬ。兒童の校外生活の如きも亦、教育者の常に顧慮すべき點である。

養護に積極消極の兩方面あること、及び、この兩方面が表裏一體と

なるものであり、従つて兩面の調節の大切なことは、前に述べた通りであるが、その調節を全うするには、次の諸點を考へねばならない。

年齢の相違 學齡初期の兒童は、その身體が猶頗る薄弱である。その上、入學は彼等の生活を殆ど一變するものであるから、彼等に對しては保護を主とすべきである。積極主義の養護を執る者は、入學の初から規律的生活に慣れさせ、困苦缺乏に堪へる習慣を養はうとするけれども、幼弱な兒童に對して最初から鍛鍊を加へようとするのは、過勞に陥らせる虞がある。そして一旦過勞に陥れば、容易に恢復し難いのみならず、將來の發達を阻害するに至ることも尠くない。それでは、角を矯めようとして牛を殺すやうなものである。

併し、兒童の身體が、學齡期間に於て顯著な發育を遂げることは、前述の如くであるから、これに應じて次第に鍛鍊を加へることも亦、極めて必要である。殊に十二三歳になると、彼等の身體も成育し、その

積極消極兩方面  
調節の要領

機能も發達し、内部の生活力も旺盛となると同時に、外部の障礙に對する抵抗力も増大し、兒童も亦自ら進んで困苦缺乏に堪へることを要求するものであるから、これに對して積極的の鍛鍊を施すことは、合理でもあり有効でもある。消極主義の養護を固執する人は、年齢に伴ふ身體の發育が、既に相當の域に達せるに拘らず、猶これに對して、保護を與へることのみ止めようとする。かくては、兒童の身體が軟弱となるは勿論、質實剛健の氣象も、堅忍持久の精神も、更には強度の實踐力も、これを養ふことが難かしい。これ心身を養護しようとして、却つてその發育を阻害するものである。

**體質の強弱** 兒童の身體には、天稟の素質に於て強弱の差があり、その機能の發育にも、遅速の相違がある。それ故、素質が強健で發育の十分な者には、適度の鍛鍊を加へて、十分にその體力を鍊らせると同時に、素質が虚弱で發育の遅緩な者には、特に保護を加へつゝ、徐にそ

養護學級養護訓導

體育の奨励と主な諸施設

弱者に對する特別養護

性別上の斟酌

特性上の顧慮

の健康の増進と機能の發達とを圖るのは、國民學校教育では必要なことである。養護學級養護學校、養護訓導等特設の理由も亦ここにあり。近時一般に、兒童遊園、遊戲競技場の設置、放課後の自由遊戲等、總じて體育の奨励が甚だ盛となり、又多くの文明國では、林間學校、戶外學校、開窓教室、各種聚落、臨海保養、高原療養その他これに類する施設が著しく發達し、殊に都會地に於ては、當局が盡力して、身體虚弱な貧家の子弟に、牛乳その他榮養價に富んだ煖い食飼を給與、廉賣する等、兒童身體の強弱に應じて、適切な方途を講ずる風が、漸次に普及して來たのは、眞に養護上の福音である。

**性別及び特性** 男兒と女兒とは、將來の職分が同じでなく、その身體の發育にも遅速の別あること、前章所述の如くであるから、これが養護には、それぞれ斟酌が必要である。又特性の相違に就ても、常に多少の顧慮を要する。

養護上の自覺と指導 養護は、初は専ら父兄教師の手によつて施され、社會も適切な施設を講じて、これを援けるべきものであるが、兒童の知識道徳が發達するにつれて、彼等自らも亦養護の價値を覺つて、己が身體を保護鍛錬し、自發的にその健康と機能との増進向上を圖つて、强健な國民となり、以て文化に貢獻し、國家に奉仕することに努めるやうにならねばならぬ。かやうに兒童を指導することも亦、養護の要領の一つである。

### 第二 養護の手段

養護は、身體諸機能の全部に互らねばならぬ。今その主なものに就て、これが手段を述べよう。

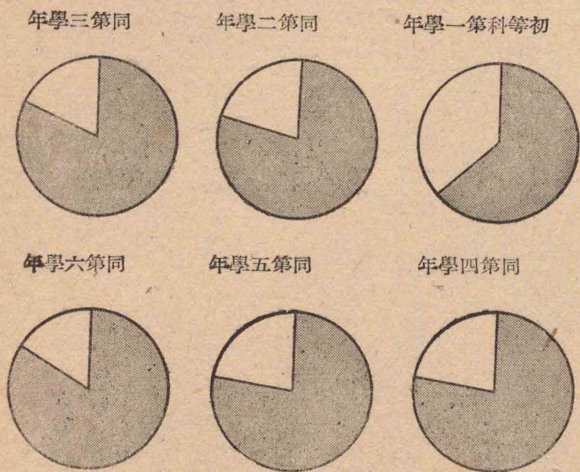
食事 食事は榮養の基であるから、その大切なのは言を俟たない。食物は、空腹に於て飢を満たすものではあるが、又それが過ぎると消

食事上の注意

化器の障礙を起す。そこで食事に就て特に注意すべきは、**一**身體を養ふに必要な成分を、適當な分量に攝ること、**二**食事の前に手をよく洗ふこと、**三**偏食しないこと、**四**食事の時刻を守り、間食を少くすること、**五**急いで食せず、十分に咀嚼すること等これである。榮養は十分に取らせねばならぬけれども、暴飲暴食や過食は、屢、疾病の原因となるもので、腹八合に醫者要らずの俚語も、一面の眞理を含んでゐる。

尙こゝに注意すべきは、齒の衛生である。東京市の兒童に就て調べた結果を見ると、齲齒の一本も無い者は、百人中僅に十三人しかないのである。

齒齲の齒白るけに於て兒童校學民國



下圖の説明  
黒は齲齒になつてゐる者  
白は齲齒になつてゐない者

齒の衛生



又臼齒即ち満六歳頃に生える永久齒が既に齶齒になつてゐる者の割合を取つた結果は、前頁の圖に示す通りである。これ等を見ると、齒の衛生に注意することは、特に大切である。

年齢に適した運動

年齢	性別	目種	運動	
			單簡	雜複
七	男	入球平源・取旗等遊鬼	單簡	雜複
七	女	ル・ボール・フリスド等遊蛙手鏡脚片	單簡	雜複
八	男	等遊・旗・丸ノ目	戲遊	歌唱
八	女	進行字十等トウエニミ	戲遊	進行
九	男	走離距短	技	走
九	女	走離距中		
九	女	走離距長		
十	男	跳高	技	跳
十	女	跳幅		
十	男	投丸砲	技	投
十	女	投盤團		
十	女	投槍		
十一	男	ル・ボール・ボクド等	單簡	球技
十一	女	レ・ボール・ボグスバ等	雜複	球技

運動運動は、筋肉を強健にするだけでなく、常に消化と循環とを助けて、新陳代謝の機能を盛にするから、その大切なのは言ふまでもない。殊に發育の極めて旺盛

運動上の注意

な兒童に於ては、養護上必須のものである。これに就て注意すべき點は數々あるが、特に大切なのは、**一** 毎日少くとも約三時間、體鍊科の時間を含めて、運動すること、**二** 身體各部の調和的發達を圖るやうに種目を選定すること、**三** 練習はいつも漸進的に且體力相當に行ふこと、**四** 運動が過度に流れぬやう注意すること等である。前頁の圖は、前節の兒童身體の發育に基き、年齢に適した運動の種目を、男女に別けて一表に示したものである。

作業上の注意

作業 課業は勿論、一般に學校に於ける作業には、養護上多大の注意を要する。總じて兒童に課すべき作業は、疲勞を來させない程度に止めねばならぬ。即ち、作業時間と休憩時間との適當な調節には、絶えず細心の考慮を要する。疲勞問題は教育上重要な問題で、殊に課業過重の弊は、斷じてこれを避けなければならぬ。又家庭に於ける復習・豫習・及び宿題等は、往々睡眠時間の減殺と、運動の不足とを來し、

過度の疲勞を生じさせ易いものであるから、その分量程度に就ては特に考慮を加へて、適正の方法を取るべきである。

睡眠諺にも「眠る兒は育つ」といひ、臺灣の子守唄にも「一晚寝れば一寸太る」といふ句がある如く、睡眠は心身の發達と活動とに缺くべからざるものだが、兒童の學校生活が始まると、早起昇校のため、睡眠時間の妨げられることも無いではない。それ故、國民學校の始業時刻は決して早きに失してはならぬ。睡眠時間が、年齢によつて長短の差あることは、心理學で學んだ通りであり、殊に疲勞を回復させるには、睡眠に越したものが無いのだから、安眠を妨げないことは、兒童の養護に極めて重要である。就寝の前には、興奮性の讀物、娛樂及び過食等、總じて安眠を妨げるものを避け、又寢所は成るべく靜肅な場所を選び、寢具は厚きに過ぎ或は薄きに失してはならない。

休息・休息は、睡眠と並んで養護上大切なもので、運動と共に身體發

睡眠上の注意

休息上の注意

達には缺くべからざる條件である。それ故、休憩時間には眞に休憩の意義を發揮させなければならぬ。日曜日、夏季、冬季、學年末、農繁期その他の授業を行はざる日に、兒童に適當な運動・遊戯をさせて慰安を取らせるのは、最も望ましいことであるが、過度の運動によつて却つて疲勞を感じさせてはならぬ。

呼吸空氣は生活に第一の條件であつて、密室に長く居ると、空氣中の酸素が減じて有毒瓦斯が増加する。呼吸器を養護するには、このやうな悪い空氣を避けて、新鮮な空氣に十分浸るやうにせねばならない。殊に我が國には、呼吸器病患者の數が非常に多く、兒童の死亡原因中その第一位を占めるものは、實に肺炎及び氣管枝炎であり、呼吸器に對する養護の極めて大切なものを知るべきである。それ故、一換氣装置の無い室では、暖い頃は戸を常に開き、寒くて窓を閉ぢてゐる頃でも、時々それを開くこと、二遊びや運動は成るべく戸外か開放

呼吸上の注意

教室で行ふこと、<sup>三</sup>塵埃の多い空氣を避けること、<sup>四</sup>海岸山地林間屋上等で適當な運動を行ひ、體内に新鮮な空氣を多く取ること、<sup>五</sup>起床後又は休憩時間には、新鮮な空氣中に出て深呼吸を行はせること、等に注意すべきである。又日光に浴しなれば、食物中のカルシウムが體成分とならぬから、明るい部屋で勉強し、日向で遊ぶことが、共に必要である。

姿勢上の注意

姿勢課業の際は固より、萬事につけて適當な姿勢を保たせることが大切である。即ち、机腰掛等が必ず身體發育の程度に適合すべきは勿論、兒童の姿勢には、直立着坐歩行何れの場合にも注意を加へねばならない。蓋し姿勢が正しくないと、體格の完全な發育を阻止するのみならず、呼吸及び血行を妨げ、延いて腦髓及び筋肉の疲勞を早からせ、往々疾病の原因となるからである。

感官知識の門戸たる眼耳鼻等は、適正な練磨を要するが、過度の刺

視力の保護

激は避くべきである。書寫の際は、眼と字との間に約一尺の距離を保たせることが必要である。黄昏又は照度の不十分な燈火の下で讀書寫字裁縫工作手藝等をさせるのは、屢、近視亂視の誘因となる。

聽力等の保護

皮膚の鍊固

細かい文字を永く視續けないことも亦、近視の豫防上大切なことである。眼耳鼻口腔齒牙は常に清潔に保ち、その疾病・障碍等は成るべく早く注意を與へて、適當な療治を加へさせるべきである。又沐浴によつて皮膚を清潔にすべきは勿論、冷水摩擦は皮膚の鍊固上に效が多いから、年齢の相當長じた兒童には、これが勵行を奨めるがよい。尙、皮膚の鍊固、衛生上の躰として、<sup>一</sup>寒く感じない程度の薄着をなし、厚着の習慣をつけないこと、<sup>二</sup>暑い時汗が出たら速に拭はせ、汗で濡れた下着は早く着換へさせること、<sup>三</sup>皮膚の抵抗力を強めるため、冷水摩擦の外に、空氣浴冷水浴等を行はせることも良い。又水泳は筋肉を鍊磨し、皮膚を強健にし、且兒童の嗜好にも適するから、その適度

の練習は頗る望ましい。

養護上の施設及び注意養護に關する實際上の施設及び注意に就ては、近時種々の方法が講ぜられてゐる。左にその主なものを挙げる。

養護上特に注意すべき要項

- 一、毎年定期又は臨時の身體検査や體力検査の結果は、兒童は勿論家庭にも直にこれを通知し、十分有効にその利用を圖らねばならぬ。
- 二、身體發育の標準並びに異常を示せる表圖等を適宜の場所に掲げ、兒童をして、便宜己が身體の情態と照合させるがよい。
- 三、家庭に於ても、成るべくは、毎月一回兒童の身體を検し、特に脊椎の彎曲、肩腰、肋骨等に於ける左右不均等の有無を吟味するやう奨めるがよい。
- 四、學校給食は、全校兒童に及ぶを理想とするけれども、已むを得ない時には、その一部の者に就て、十分注意を拂ひつゝなすべきである。
- 五、食後は、直に激動をさせることを避け、暫時愉快な談笑をした後、自由の遊戯、競技に移らせるがよい。
- 六、日曜日その他授業を行はざる日を、養護上有効に利用させるため、特に考慮

を加へて、適當の方法を指導すべきである。

七、身體薄弱な兒童に對しては、事情の許す範圍に於て、養護學級、林間學校、戶外學校、開窓教室その他類似の施設を講ずるがよい。

八、長期に亘つて授業を行はざる際には、事情の許す限り、他の團體等と協力して、各種聚落、臨海保養等を行ふのは、最も望ましいことである。

九、遠足、登山、水泳、漕艇、雪走、水滑等を盛に行ひ、又兒童の年齢發育に應じて、各種の遊戯、競技、武道、基本運動等を奨励すべきである。但しこれ等を指導する際には、特に傷害の防止に注意し、往々發生する傷病等に對しては、速に救急處置を講じて、遺憾なきを期すべきである。

一〇、競技の種目、繼續時間、及び競走の距離等に關しては、兒童の年齢性別發育に適應する標準を定めて、これを指導すべきである。

一一、國民科、修身、理數科、理科、體鍊科等適宜の教科科目に於て、公衆衛生並びに個人衛生に關する切實、卓近の知識を授けて、運動衛生の必要を理會させ、且これが實行を督勵すべきである。

一二、教師は常に生理衛生に關する知識を修養し、又絶えず家庭にも育兒保健

に關する事項を周知させる方途を講ずるがよい。

### 第三章 教授

#### 第一節 教授の任務

教授の意義 教授とは、知識技能を教へ授ける義である。即ち、道徳・科學藝術制度等の文化財を、教育の見地から選擇し、整序して陶冶財〔教材〕とし、これを理會習得させ、又は創作・實演させて、知能を體得・修練せしめるのが教授の任務である。かくの如き教授の任務は、更に立入つて考へると、實質的陶冶及び形式的陶冶の二方面に分けられる。實質的陶冶とは、教材の内容、即ち一定の知識技能そのものを兒童に修得させることで、謂はゞ出來るだけ多くの知識技能を身につけさせることを目ざすものである。形式的陶冶とは、知識技能そのものを授けるよりも、それによつて能力や態度を養はうとするもので、そ

實質的陶冶

形式的陶冶

兩者の關係

の目ざすところは、内容の豊富さではなくて、すぐれた機能や態度である。この形式的陶冶は、更に詳説すれば、記憶力・推理力・觀察力・注意力等の心的機能を練磨すること、一層根本的に、知能體得の一般的方法や態度を養ふこと、即ち知能を愛好して熱心にこれに向ひ、適正な方法で、これを求めるところの訓練を行ふこと、の二方面に分けることが出来る。約言すれば、機能陶冶と學習訓練とが、形式的陶冶に含まれるのである。實質的陶冶と形式的陶冶とは、かやうに分けて考へられるけれども、實際の授業に於ては、兩面が結合し相俟つて行はれる。知識・技能の内容を豊富に修得させようとするれば、心的機能の陶冶や學習の態度方法の訓練が必要であり、又これ等の形式的陶冶は、何等かの知能の修得に即してのみ行はれるのである。

教授と指導 教授は、兒童と教師と、そして文化財との間に働く作用である。譬へば、これ等の三點を通ずる軌跡の如きもので、然もこの

兒童教師文化財  
の協調

軌跡は、絶えず、三點を通じて渦巻く無限の進展である。従つてその作用は、全的に且動的に考察せらるべきもので、決して或一點に即した部局的の觀察に囚はれてはならぬ。更に積極的に譬へていへば、教授の作用は恰も交響樂の如きもので、教師はその指揮者、兒童はその演奏者、各種の文化財は數々の樂器に似てゐる。交響樂の指揮者は、自ら樂器を奏しないが、よくその調律を呼吸し、總ての働きを以て演奏者を指導する。演奏者は、一心不亂に樂器を演奏するが、それは緩急宜しきを得た指揮の下に、調律に合するのであり、又樂器は、調律に協つた演奏によつて妙音を發する。かく三方面が互に呼應協調して、神韻縹渺たる藝術の極致が現れるのである。教授の作用も亦これと同じく、教師の働きは適切な指導を要領とし、兒童の働きは全我を込めた體得を生命とし、そして文化財の働きはその内藏せる陶冶價値の餘蘊なき發揮にある。然も三者の呼吸が合致して働く時、

指導と體得

文化財は眞に陶冶財と化して、陶冶が最も有効に活現せられるのである。

學習と授業

授業と學習 心理學で學んだ通り、兒童には、その自然に恵まれた伸びて行かうとする力があつて、この力が、魂の糧とも言ふべき種々の文化財を取り、そしてその理會習得、創作、實演を積むのであるから、學習は自然に起る働きで、授業あつて後に始めて現れるものでなく、授業の前にも學習があり、又授業の後にも學習があると言つてよい。けれども、兒童に有效的確な陶冶を遂げさせるためには、教師が彼等の學習を導かねばならぬので、それが即ち指導の意義である。

指導の意義

## 第二節 教科課程

### 第一 教科課程の成立

明治天皇の御製に

客觀的標準と主觀的標準

教科目  
教科  
教科課程表

よきたねをえらびくくして教草うゑひろめなむのものにもやまにもとあるのを拜する。國民學校の教科課程は、國民學校令施行規則に示されてゐる。教師はその趣旨を知悉して、これが學習を適切に指導し、そして、その陶冶價値を十分に發揮させなければならぬ。

教科科目教材の選擇 文化財を選擇・排列する標準は、概括してこれを二方面に分つことが出来る。その一を客觀的標準といひ、その二を主觀的標準といふ。客觀的標準とは、教育の目的、特に國民學校教育の目的これである。主觀的標準とは、子弟心身發達の程度である。この二つの標準に基いて文化財を精選し、これを適當に分類したものを教科及び科目といひ、そのそれぞれの内容を教材といひ、そして教科科目及び教材の一表に排列せられたものが、即ち教科課程表である。

併し、教育は、一方には統一を尙ぶと同時に、他方には特殊の事情に

教材選擇上の要件

國民學校の教科科目及び教材

も應じねばならぬから、この外尙、「土地の情況」、「修業年限の長短」、「男女の性別」、「個人的特殊の事情等を顧みて、多少の斟酌を加へねばならぬ。現行の國民學校に就ても、必設科目の外、若干の加設科目をを許し、且教育の程度及び兒童身體の狀況・性別等に依つて、教科科目及びその教材にも、多少斟酌裁量の餘地を存してある。

教科科目教材の關聯及び統合 教科科目及び教材は、その難易の程度によつて適宜、修業の期間に配當せられねばならぬ。これを教科科目及び教材の配當といひ、配當せられた教科科目及び教材は、相互間に有機的に關聯を保たせて、全體の上に統一あらせることを圖るべきである。これを教科科目及び教材の關聯及び統合といひ、かくて各學年の課程表が出来るのである。各學年の課程表の調製は、學校長の重要任務の一である。

教科課程の研究 教科課程の趣旨が常に研究せられねばならぬこ

各學年の課程表

とは、初にも一言したところである。殊に加設科目もあり、又、各教科科目の教材に關しても、上述教材選擇上の要件に照して、適宜斟酌を加へるべき部分もある。教師は一方には、國民學校教育の目的及び各教科科目の要旨、任務を攻究し、他方には各種文化財の性質を吟味し、彼此對照して常に調査を加へるべきである。

## 第二 教科課程の實施

教科課程を實施して教授の効果を擧げるには、種々の手續が要る。授業細目、教科用圖書、日課表、及び指導案等これである。

### 授業細目の性質

授業細目 各學年の課程表に就て、その教材を分節して項目を擧げ、これを毎學年に區分し、更に月若くは週毎に配當したものを授業細目といふ。授業細目は、學校に於ける實際授業の豫定案で、日常指導の臺帳とも言ふべきものであるから、これが調製も亦、學校長の重要な

### 授業細目調製上の要項

任務に屬する。次にその調製上の注意を擧げる。

- 一、授業時數を考へよ。即ち、一方には授業時數を考へ、他方には教材の性質を考へ、そして不必要なところに時間を空費し、必要なところに時間の缺乏を生ずるが如きこと無きやうにすべきである。
- 二、分節を適當にせよ。教材の性質によつて適當な分節を加へ、各題目を明確に定め、題目毎にその内容の要項を簡單に掲げて、教材の實質及び他の教材との關係をも示して置くことが必要である。
- 三、關聯統合に注意せよ。教材の性質上聯絡させ得るものは、指導の際互に相顧みて補益し得るやうに排列すべきである。
- 四、季節の關係に注意せよ。教材は、成るべく直觀に訴へ、又兒童日常の體驗、見聞から出發すべきものであるから、季節の關係には、これが排列上特に注意を要する。従つて曆を參考することを忘れてはならぬ。
- 五、土地の情況に注意せよ。教科課程表は全國に通ずる大綱を示したものであるから、各學年の課程表及び授業細目は、地方により、土地の情況に照らして斟酌を加ふべきである。



六、兒童の環境を顧慮せよ。國民學校の授業は、卑近切實を旨とするものだから、社會の實際生活、特に兒童の環境を十分に顧みるべきである。兒童の體驗見聞は、大體に於て、家庭、郷土から町村、國家へと、次第にその範圍を擴めるものだから、授業細目は、この自然の進路を無視してはならぬ。

七、心身發達の程度に適應させよ。兒童の心身發達の程度は、既に教科課程表の顧慮したところであるけれども、授業細目の調製に際して尙一層の注意を加へるべきである。

八、性別及び將來の生活を顧慮せよ。性別の標徴のまだ現れない低學年にあつては、特に要項を區別する必要はないが、學年の進むに従つて、兩性の差が次第に明となるのみならず、將來の生活職分にも同じくない點があるから、これらの諸點を顧慮し、それぞれ適切な事項を按排すべきである。

九、分量の過多を避けよ。要項の少いのは、實際に當つて補ひをつけることも出来るが、多過ぎるのは、却つて混雜を來すものである。分量の過多は、避けなければならぬ。

一〇、偶發事項を附加し得べき餘地を存せよ。偶發事項その他の附加活用によつて、文化財の生きた諸相に面接させることは、指導上極めて必要である。然も、豫め定め置き難いものも少くないから、細目調製の際十分にこれが餘地を存すべきである。

教科用圖書の性質  
教科用圖書の種類

國定教科書とその趣意

教科用圖書活用上の要項

教科用圖書 教材をば順を追つて挙げ、授業學習の實際に直ぐ使へるやうに敘述したものが教科用圖書である。教科用圖書に教師用と兒童用とがある。教師用には、授業に必要な事項が掲げられ、兒童用には、兒童學習の要項が挙げられてある。この外に掛圖もある。國家は一定の教科用圖書を編纂して、所謂國定教科書を作つてあるけれども、これによつて、瑣細の點まで全國を畫一にしようとする趣意ではない。寧ろ、各地方、各學校に於ける情況を顧みて、特殊の要求を容れる餘地を存してゐる。何れにしても、教師に大切なことは教科用圖書の研究であつて、これに就て特に注意すべきは、**一**當該教科用圖書編纂の趣意を知悉すること、**二**教科用圖書を研究して、その

教材の研究

教材の内容に精通することである。さうでない、活用自在な處理をなすことが出来ない。教材の研究は、教科用圖書を用ひざる教科目に就ても亦、等しく大切である。

日課表の性質とその調製

日課表 日課表とは、所謂時間割で、各教科科目の毎週授業時數に應じて、毎日の授業時限を配當したものをいふ。各教科科目の毎週授業時數は、教科課程表に規定せられ、且高等科では若干の増課が許されてゐるが、その一日中に於ける配合に至つては、教科科目の性質と兒童心身活力の消長とによつて、適宜これを按排すべきである。日課表は、漫りに變更しないのがよいけれども、最低學年にあつては、綜合授業も出来るやうにし、又教材の性質、學習の經過によつては、二時限を通じて同一の學習を繼續させる等、實際の必要に應ずる機宜の變更は、規定に抵觸しない限り、教師の運用に委ねられる。

綜合授業

指導案の性質と立案

べき指導の計畫は立案せられる。これを指導案といふ。指導案は、月毎に、週毎に、又は時限毎にも立てられるが、學校に於ける授業指導は、一週間を單位として進められるから、週毎にするのが普通である。又これに密案と略案との別がある。

### 第三節 指導過程

#### 第一 指導過程の一般的考察

指導の方法に二つの主な方面があり、一は指導過程で、二は指導形態である。本節に於ては、先づ指導過程に就て述べよう。

指導單元 指導を實際に行ふには、先づ教材を適當に分節しなければならぬ。かく分節せられた教材を、單元又は題材といふ。單元は、教材の性質と兒童の程度とにより、授業細目、教科用圖書及び日課表を顧慮してこれを定めるべきである。

心理的基礎と論理的基礎との結合統整

各過程の名目

指導の出発點

目標の設定と學習動機喚起

指導過程 一つの單元を取扱ふに當つて、履む順序を指導過程といふ。これに就ては、從來或は教授段階と名づけ、或は教授形式と稱へて、種々論議せられたけれども、畢竟それは、指導過程即ち導きの手順に外ならない。又その中には、心理的基礎を重んじたのもあれば、論理的基礎を主としたのもあつて、色々考案せられたが、實は、心理的方面と論理的方面とを適正に結合統整することこそ、指導の要領なのである。そして、この要領を全うするためには、若干の手順が要るのであつて、その手順は、これを豫備・教導・整理の三過程に分けて考へるのが妥當である。今各過程に就て、その主な任務と着眼點とを明にしよう。

豫備 豫備は、指導の出発點で、兒童に學習態度を整へさせる足場ともいふべき意義をもつてゐる。

この過程の主な任務は、單元即ち目標を設定して、これに對する學

習の動機を喚び起すにある。目標の設定は、命題の形で示すこともあれば、問題の姿で表すこともあり、又その價值を目醒ますため、適切な誘導語を使つて若干の説明を加へることもあれば、日常生活の反省、既習事項の復習、乃至は基本練習の豫行から入つて行くこともある。何れにせよ、兒童の學習動機即ち興味を現實に誘發し、自ら進んでこれを攻究しようとする態度を起させることが、肝要である。

教導 この過程は學習の營まれる中心領域であり、いはゞ指導の山である。新教材に突き進み、その本來の構造に即して心意を働かせ、教材の含む陶冶價值を如實に活現させることが、その任務である。

教導の様相は、教科科目教材の特質によつて、色々に現れる。尤もこの多様性は、豫備の過程にも、整理の過程にも存するのであるが、教導の過程は、教科科目の本質と、教材の特徴とに直接制約せられる點が特に多いので、教科科目教材の類型に應じて、それぞれの姿に現れ

攻究的態度  
指導の中心領域

指導の終局

る部面が目立つて來るのである。これに就ては次節に詳述しよう。整理整理とは、啓發收得せられた知識・技能を、更に統整し、精練すること、指導の仕上げであり、終局である。

整理の多様の任務

この過程も、教科科目教材の特質に應じて多様に行はれる。當面の教材に關する學習の成果そのものを整理し、それを更に既習事項の中に編入して、一層大きな系統に組織したり、反復練習して記銘體得したり、進んで實際生活に應用して、生活の反省・向上に資したりするのが、その任務である。これに就ても次節に再説しよう。

指導過程の伸縮 一單元は、一時限に取扱はれるものもあれば、數時限又はそれ以上に互るものもある。従つて指導過程の長短は、單元によつて著しく違ふのである。又上述各過程の任務は、種々の場合を包括的に擧げたものであるから、兒童の程度と教材の性質とに應じて、適宜各過程を伸縮加減すべきは勿論である。要するに、教師は指導過程を使ふべきものであつて、決してこれに使はれるべきものではない。

## 第二 國民科の指導過程

指導過程の類型的考察 上述の指導過程は、總ての教科科目に共通する一般的形式であつて、これを各教科の科目に就き、個別的に考究することは、各科指導法の任務であるが、吾等はこの最も一般的な形式と最も個別的な形式との中間に、若干の類型を立てることが出来る。そして、類型的考察は、一般から個別への具體化を媒介する役目をもつのであつて、方法的に重要な手順である。

國民學校に於ては、皇民鍊成といふ最高の目的を五教科の要旨に分化させ、それを更に各教科の使命に分化させてゐる。故に五教科は、一般と個別との中間にあつて、一種の類型的地位を占めてゐる。

類型的地位と役割

類型としての教科

吾等は、この教科に即して指導過程を考究することにより、方法上の類型的考察を試みようと思ふ。尤も、或教科の方法が他の教科のそれと共通し交錯する部面も多いのであるが、大局から見て、各教科の方法的核心を捉へる場合には、自ら一は他と區別せられる本質的特徴をもつてゐる。

國民科の要旨

國民科の方法的特質 國民科の要旨は「我が國ノ道德、言語、歴史、國土國勢等ニ付テ習得セシメ特ニ國體ノ精華ヲ明ニシテ國民精神ヲ涵養シ皇國ノ使命ヲ自覺セシムル」ことに存するのであるが、かゝる要旨を實現するためには、その教材は單なる自然物ではなくて、精神的なもの、意味の籠つたもの、特に國民精神に關係したものでなければならぬ。それは人格又は文化財として提供せられ、その本質は一定の價值への志向に統一せられて、全一的構造を成してゐる點に存する。そして、かゝる精神構造を理會させるところに方法上の核心がある。

精神的教材

方法的核心としての理會

勿論、單なる理會に止まるべきではなく、理會したところは表現もせられ、特に生活上の實踐にまで導かれねばならぬが、併し精神構造を有する教材の理會の仕方そのものに於て、國民科の指導方法上の特質が最も明に現れるのである。故に吾等は理會を中核的領域とし、その前後に來るべき操作をも加へて、國民科の指導過程の全體を次の如くに大觀することが出来る。

豫備

國民科の指導過程 豫備に於て學習興味を喚起するために、教材に關係のある生活經驗を想起させたり、既習事項を復習させたり、必要と思はれる新材料を學ばせたり、體驗させたりすることは、一般の指導過程の出發點と同様であるが、この間にも國民科に於ては、特に國民精神的な雰圍氣を培ひ、單なる知的活動の外に、情意の發動を促して、嚴肅な裡にも、和やかな、潤ひのある、そして感激の漂つた氣分を醸成することが必要である。時宜により、詔勅や御製の奉唱を入れる

教導

のは、極めて有効な仕方である。

教導に入つて、當面の教材を理會させるに當つては、先づその精神生活の諸方向の現れを理會の資料として蒐め捉へさせ、それ等を結合して、漠然ながらも、その對象の全體像を構成させる。即ち、その精神生活の中心的價值方向を探求し、決定し、それとの關聯に於て、個々の表現資料を意味あるやうに結合組織し、そこに全體としての構造を的確に把握させる。この場合の作用は、論理學に於て精神科學の方法として詳述したところであるが、これを教材の特質と兒童の程度とに應じて、具體的な操作に展開させることが、指導の要諦である。こゝでも重要なことは、對象たる教材の精神構造が、中心的價值によつて一切の機能を統一した全一體であつて、そこでは、知情意の總てが渾然と融合してゐるのであるから、これを理會する兒童に於ても、知情意の總てを働かせた全一的構造を以て、對象に合體しなければ

整理

ならぬ。單なる事實の提供や、その知的解明に止まることなく、指導の態度・調子・氣分に於て、一種の全體的雰圍氣を醸成することが、教師の努力すべき要點である。

かくの如くにして、當面の教材を理會させたならば、それを既習教材と比較し關聯づけて、より大なる精神的世界に編入組織させ、歴史觀や人生觀の樹立を促すのであるが、これを國民科として具體的に實現するには、國體や國民性や國情の體得に導き、更に兒童の日常生活の實踐にまで到達させねばならぬ。これが、整理に屬する段階である。

第三 理數科の指導過程

理數科の方法的特質 理數科の要旨は、通常ノ事物現象ヲ正確ニ考察シ處理スルノ能ヲ得シメ之ヲ生活上ノ實踐ニ導キ合理創造ノ精

理數科の要旨

教材の特質と方  
法上の核心

神ヲ涵養シ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フことに存するのであるが、この場合に對象たる事物現象は、主として自然現象及び數理であり、文化現象と雖も、それが因果的及び數理的關係に於て取扱はれるところに、理數科の教材たる面目を現して來る。正確な考察處理も、かゝる取扱によつてのみ可能であり、合理創造の精神も、科學的數理的合理性の把握を基礎にして、それから新しい發見工夫を生み出すところに、初めて實現する。生活上の實踐といひ、國運發展への貢獻といつても、それが事物現象の因果的數理的取扱を通じて遂行せられることにより、理數科の特質が發揮せられるのである。吾等は、かゝる取扱に理數科の方法的核心を求め、この立場から指導過程を考察しよう。

豫備

理數科の指導過程 理數科に於て特に重要なことは、日常の經驗に出發することである。理數科理科の如きは、かゝる經驗的事象に不

斷に注意を向けさせ、そこに驚異を感じ、疑問を抱き、進んでこれを解決しようとする意欲を起すやうに指導することが、豫備の任務である。そのためには、現實の事象を兒童の眼前に提示したり、日常生活や既習事項を想起させたり、場合によつては新奇な經驗を與へたりして、その間に探求すべき問題を意識させるがよい。理數科算數に於ても、先づ兒童の日常生活に現れる事實に出發して、その解決處理のために、計算や測定や證明といふやうな數量的取扱の必要なことを自覺させるのが、豫備の任務である。總じて理數科の學習興味を喚起するには、冷靜な合理的な知的活動の背後に、眞理に對する憧憬や、自然に對する愛着や、その利用厚生への熱意といふやうな、情意的活動を促すことが必要である。豫備の要諦は、かゝる意味の科學的雰圍氣、即ち知的作用を前面に働かせ、情意がその背後を支へるやうな態度氣分を醸成することに存する。

## 教導

教導の最初の仕事は、當面の對象を全體的に直観して、その形状構造等を概観し、又は因果關係を豫見して、ともかく大略の全體觀を立てさせることである。次には、それを各要素に分析して精密に觀察し、その要素間の關聯を探求し、又は實驗を行つて因果關係を推究するといふやうに、精査探求が行はれねばならぬ。更にかゝる精査探求の結果として、概念を確立したり、法則を歸納したりすることによつて、最初の全體觀よりも高次の全體觀を確立させるのが、教導の終局である。理數科算數に於ても、豫備で喚起した學習興味を發展させて、先づ當面の問題に就て、概算とか目測とか證明法の豫見とかの形に於ける全體的概觀を行はせ、次に計算法の會得や實測や證明といふ中核的領域に進ませ、更に計算を反復練習させたり、公式や法則などを記録させたりして、總括的終局に導くのが、教導の仕事である。「分析的論理的ニ考察スル力ヲ養フト共ニ全體的直覺的ニ把握スル

## 整理

態度ヲ重ンズベシ」といふ方法上の注意も、上述の如き過程を通じて具現されるであらう。更にかゝる過程を一層有效ならせるためには、觀察實驗ヲ重ンジ實測調査、作圖、工作等ノ作業ニ依リテ理會ヲ確實ナラシメ發見工夫ノ態度ヲ養フことが必要で、單なる知識の受容、記憶の如きは、理數科にあつては、特に警めて避けねばならない。以上の成果を、記述の上で整へたり、教科用圖書の本文と關聯づけ、て纏めたり、既習事項と結合して更に廣大な體系に組織したりすることが、整理過程の任務である。それを日常生活に適用して、科學的乃至數量的方面から、生活の合理化と創造とを促すこと、特にそれを個人的見地からでなく、國民としての生活、國家興隆の基礎といふ見地から把握實踐させることは、指導の上からは應用の過程であるが、理數科の要旨からいへば、その本義に該當する最も重要な領域である。尙、或一單元の指導を、上述の如き手順で一先づ終結させても、事



物現象そのものは、それで消滅するものでないから、寧ろその後の経過を忍耐強く見届けることを指導し、それによつて、持久的ニ推究スル態度を養ふことが、極めて重要である。

#### 第四 體鍊科の指導過程

##### 體鍊科の要旨

體鍊科の方法的特質 體鍊科の要旨は、身體ヲ鍛鍊シ精神ヲ鍊磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ、獻身奉公ノ實踐力ニ培フことに存する。その目ざすところは、單なる身體ではなく、精神の鍊磨を含み、心身一體の鍊成にある。併し方法的に見れば、かうした目標も、身體の鍊磨を通して行はれるのであつて、體鍊科の名稱は端的にこれを示してゐる。身體を鍊磨するためには、身體運動に訴へることが必要であり、そして身體運動は、内的精神の表現であると同時に、翻つて内的精神に影響し、こゝに心身一體の鍊成は成立するのである。かくして

方法的核心としての身體運動

體鍊科は、要旨としては心身一體を對象としながら、方法上の直接當面の對象は身體であり、その運動である。故に體鍊科の指導過程は身體運動の指導體系として構成せられる。勿論こゝに運動とは、體鍊科體操だけでなく、體鍊科武道をも含み、その體鍊科體操は、體操教練、遊戯、競技をも含み、その體鍊科武道は、劍道、柔道等を含むのであつて、體鍊科といふ類型的考察は、かゝる多様の科目教材を包括する點に意義を有するのである。體鍊科に於ては指導單元がいつも新教材から成立するとは限らず、寧ろ既習教材の中で特定の運動を中心とし、他の諸運動を從屬せしめた練習教材群から成立する場合が多く、又たとひ新教材を含む場合でも、それを中心としながら多くの既習教材が提供せられて、全體として一聯の運動群を成すのが普通である。そして、それ等の運動群を時間的経過に即して、初めの準備運動と、中間の主運動と、終りの整理運動とに大別するのが、自然的且合

運動群とその類別

豫備

理的である。吾等はこの見地に立つて指導過程を考究しよう。  
 體鍊科の指導過程 豫備は、準備運動を課することを任務とする。  
 準備運動には、一般的基本運動、即ち殆ど毎時限繰返すところの簡単な運動と、特にその單元に於ける新教材又は中心的練習教材に對する準備として課する、特定の運動とがある。これ等によつて、一面には、氣分を醸成し身體を活潑にして、心身の態勢を整へると共に、他面には、新教材又は中心的練習教材に對する興味を喚起し、意氣込を養ふのが、豫備の任務である。

教導

教導は主運動の指導から成立し、これに最も多くの時間が費される。その中の中心として、更に新教材又は中心的練習教材があるわけであるが、その教導に當つては、先づその運動を全體に纏めて行はせるといふ経過が、常道とせらるべきである。この場合に、教材の選擇分量排列及び指導の方法に於て、兒童心身ノ發達、男女ノ特性ヲ顧

整理

慮することや、衛生養護ニ留意して不合理や過重を避けること等が、特に必要である。  
 整理過程は、整理運動を課して、心身の調子を平靜に復させることの他に、その單元で行つた運動や、それに附隨して行はれた躰姿勢その他の訓練を、日常生活に具現させる方法を指導し、そして體鍊科による心身の鍊成は、結局「献身奉公ノ實踐力」の培養にあることを自覺せしめるやうに、導くことが必要である。

第五 藝能科の指導過程

藝能科の要旨  
 方法的核心とし  
 ての製作又は實  
 演

藝能科の方法的特質 藝能科の要旨は「國民ニ須要ナル藝術技能ヲ修練セシメ情操ヲ醇化シ國民生活ノ充實ニ資セシムル」にある。併し、この要旨を實現するための方法は、何等かの作品の製作又は表現的動作、即ち實演を通して成立する。藝能科習字・藝能科圖畫・藝能科

## 豫備

工作藝能科裁縫の如きは製作を主とし、藝能科音樂の如きは歌唱といふ實演を主とし、藝能科家事の如きは製作及び實演を共に主とする。勿論製作や實演の外に、理會鑑賞といふ部面も多いのであるが、併し理會や鑑賞は、他の教科にも主領域として含まれるのであつて、藝能科の主領域は製作や實演にある。吾等はこの點に着眼して、藝能科の指導過程を考察しよう。

## 藝能科の指導過程

豫備は、製作や實演の興味を喚起し、その特に努力すべき焦點を自覺させることを任務とする。そのためには、日常生活に於けるその活動の重要性を知らせたり、既習の製作や實演を想起又は復演させ、それとの比較によつて新教材の焦點乃至難點を自覺させたりすることが、有效である。尙、藝能科にあつては、體鍊科と同様に、基本練習によつて雰囲気や態度、氣分を養ひ、又材料や器具等の用意を周到にして、創作、實演の心構へを助長し、訓練に資すること

とを怠つてはならぬ。

## 教導

教導に入つては、先づ製作すべき對象の全體をば、構想とか設計とか素描とかの形に於て大觀させたり、實演すべき動作の概略を指示したりして、漠然ながらも全體觀を得させるのがよい。次に部分を逐うて精確に創作又は練習させ、更に全體としての完成精練に導くべきである。かうした過程を通じて、技巧ニ流レズ精神ヲ訓練スルコトヲ重ンジ眞摯ナル態度ヲ養フことや、各自の個性ノ伸長ニ留意スルト共ニ適宜共同作業ヲ課スることや、躰ヲ重ンズる等の注意が何れも必要である。

## 整理

整理に於ては、製作、實演の跡を省みて自ら批正し、又教師や學友の批評に傾聽して自ら正すやうに導き、更にその收得した藝能を日常の實踐に應用して、常住不斷に情操の醇化と國民生活の充實とに資せしめるやう指導することが、藝能科の要諦である。

第六 實業科の指導過程

實業科の要旨

教材の多様の性格

實業科の方法的特質 實業科の要旨は、産業ノ一般ヲ理會セシメ農業、工業、商業又ハ水産ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シムルト共ニ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ産業ノ國家的使命ヲ自覺セシメ國運ノ發展ニ貢獻スルノ素地ニ培フことに存する。その教材を方法的見地から見るとならば、或は精神的なものとして理會の對象となるものもあり、或は理科的・算數的に處理すべきものもあり、或は身體運動に訴ふべきものもあり、或は製作又は實演の對象となるものもあり、實に各種の性格をもつて現れて來る。然も、それ等が綜合されて教材を成す場合が多い。唯それが、特に我が國産業の一領域として組織せられ、兒童から見れば、將來從事すべき職業の一形態として構成せられ、從つて實生活との關聯や地方の實情への即應を一層必要とするところに、

方法的特色

豫備

實業科固有の特色がある。吾等はこの見地に立つて實業科の指導過程を考察しよう。

實業科の指導過程 豫備に於ては、その地方の産業の實情、乃至兒童が實際に従事した經驗を取上げ、そこに問題を發見させたり、研究や實踐の興味を起させたりすることを任務とする。既習教材との關聯によつて、問題設定や興味喚起を刺激し具體化することは、勿論有効である。

教導

教導に於ては、既述の如き教材の多様の性格に應じて、國民科・理數科・體鍊科・藝能科の何れかに近き形態を以て指導が進められる。然も、これ等の若干が綜合された場合が多いから、方法的にも亦、綜合的運営を要することが多い。特に實習を重んじ、たとひ實習前後に教室内の學習がある場合にも、常に實習に歸着し、實習から導き出されるといふ實習中心の立場が、實業科に於ては強調されなければなら

整理

ない。これによつて知識技能も生かさされ、勤勞愛好の訓練も行はれるのである。

整理に於ては、その學習事項を整理すると共に、兒童の家庭や郷土の産業に適用する方途を指導せねばならぬ。然も、自我功利の立場に於てではなく、産業を通じて國運の發展を助け、職域に應じて國家に報ずるの立場に於て、實踐化を導くべきである。従つて、一面兒童の郷土の産業への關聯を重んじて、愛郷心の涵養に資すると共に、他面國策と兒童の境遇と郷土の實情とに即して、必要あらば勇躍海外に發展するの意氣と、その具體的方途とをも指導することを怠つてはならない。

第四節 指導形態

前節では指導過程を明にしたから、本節では指導形態を説かう。

過程は指導の進められる順序であるのに對して、形態は指導の行はれる様相である。

指導の行はれる様相に就ては、昔からも多少の形式は存してゐた。例へば、東洋では、孔子は多く修述を用ひたのに對して、孟子は主として問答を用ひ、西洋では、ピタゴラスが示教に訴へたのに比べて、ソクラテースは對話によつたのである。降つて歐洲中世の高等教育では、講義と演習との兩形式となり、近世の宗教教育では、問答と説教との兩方法が發達した。近時教育の道が益、開けるに従ひ、指導形態も亦、次第に詳密に研究せられるに至つたが、畢竟、導きの形に外ならぬのであつて、大體に於て、これを教様と教式とに分つことが出来る。

教様と教式

第一 教 様

教様とは、指導の際、教師と兒童との間に起る活動の様相で、これに

教様の三種

傳達教様の長短

傳達教様・輔導教様・自學教様の三種がある。

一、傳達教様 この教様にあつては、教師が専ら能動の地位に立ち、児童は被動の態勢にある。従つて、教材を纏めて收得させるには裨益があるけれども、倦怠を生じさせ易いのと、自學自習の習慣を養ひ難いのが短所である。

輔導教様の長短

二、輔導教様 この教様は、教師と児童と交、活動するのであるから、兩者の心意上の接觸交渉が常に緊密に保たれ、教師は児童の實力によつて指導を調節し、児童は必要に応じて適切な誘發を受けるから、教科・科目の種類を問はず、學年の高低を論ぜず、頗る廣く用ひられる。

自學教様の長短

三、自學教様 この教様にあつては、児童が専ら能動の地位に立ち、教師は、これを監督し若くは質問に應じて指導を與へるだけである。國民學校の授業は、自學自習ばかりには委ね難いけれども、教科・科目・教材の種類によつては、成るべくこの教様を混用するがよい。

第二 教式

指導の仕事は、教師と児童との間に起る活動に外ならぬが、教師は、これに對して一定の規矩を與へることが出来る。この規矩を教式といふ。教式には、示教・示範・講話・問答の四種があつて、教様の異なるに従ひ、適宜に斟酌して運用せられる。今一々に就て説明しよう。

示教の要義

一、示教教式 示教は、直觀を有效にして、認識を十分ならせるもので、理數科的教材を代表として、多くの知識教材に用ひられる。殊に近時、直觀の意義が擴充せられ、直觀教授の價值が發揮せられてから、この教式の意味は一層豊かとなつた。これが活用上、特に注意すべきは次の諸點である。

一、事物は自然のまま、で觀察させるべきものであるから、成るべく實物をその自然の關係に於て提供することに努めるがよい。

教式の四種

示教教式活用上の注意

示範の要義

- 二、實物の性質は順次に指示して、仔細に觀察させるがよい。全體を示しただけでは、直觀の意義は全うせしめ難い。
- 三、成るべく多くの感官に訴へて、直觀させるがよい。
- 四、實物を示し難い場合には、繪畫模型標本等を使つて、よくこれを補ふべきである。
- 五、實物繪畫模型標本等の示教は、距離方向光線等の關係に注意し、成るべく明瞭に觀察し得るやうにし、必要の場合には、机間に進んで示し、若くは兒童を以て教壇に近づいて觀察させるがよい。
- 六、常に要點を擱むことを指導して、事物觀察の方法をも自得せしむべきである。
- 七、微細の部分は、教師が板上に描き、擴大して直觀を助けるがよい。
- 二、示範教式 示範とは、兒童の眼前に模範を示して、これに倣はせることで、藝能科や體鍊科の指導には、古くから行はれたものであり、國民科や實業科にあつても亦、この教式に訴へられる科目が随分多い。

その運用の要點は、次の如くである。

示範教式運用上の注意

- 一、示範は確實で且明瞭でなければならぬ。
- 二、示範には分解的に示す場合と、総合的に示す場合とがある。必要に応じて併せ用ひるべきである。
- 三、示範には、概ね適當な説明が要る。説明は、簡潔で要領を得ることを旨とし、決して冗漫に失してはならぬ。
- 四、示範の説明と實習の批正とは、成るべく相照應させるがよい。
- 五、示範に次で、直に練習をさせるのが自然の順序である。練習には、齊讀、齊唱等の如く、一齊に行はせるものと、個別にさせるものがある。前者には、活氣を添へ怯者を勵まし、且倦怠を防ぐ等の利點はあるが、又機械的の摸倣に流れる虞もある。後者は、各自の確得を強め、弱點を矯正するに便利であるが、倦怠を來させる嫌もないではない。それ故、教材の性質と兒童の程度とに應じ、適當に調節して活用すべきである。

講話の要義

三、講話教式 講話は、國民科に屬する諸科目、及びその他の科目にあ

講話の得失

つても、總じて兒童の想像感情意志に直ぐ影響させようとする場合に用ひられる。この教式の長所は、「一」兒童の自ら觀察し難い點を示し得ること、「二」全體の關係を纏めて提供し得ること、「三」談話の音調・強弱等によつて、兒童の情意に一種の徹底を與へ得ること、「四」兒童をして、最も重要な點と然らざる點とを自ら區別させ易いこと等である。但し、専ら聽的方面に訴へるから、視的方面・動的方面が十分に働かされない短所がある。かゝる長短があるから、この教式を運用する上に、特に注意すべき事項は左の如くである。

講話教式運用上の注意

- 一、直觀的に、具體的に、成るべく鮮明に描き出して、把住を確實容易ならせるべきである。
- 二、講話の要訣は、兒童の胸奥に透徹すべき有力な言語にある。即ち、用語は平易で口調は明晰なのがよい。
- 三、語調は早きに失してはならぬ。又常に温情と生氣とをもつべきである。

- 四、講話の事項は、よく統一されたものでなければならぬ。そのためには、教師は先づ腹案を十分に立て、置くがよい。
- 五、説話は、兒童の教育上大切な方面であるから、教師は常にその方法を洗煉すべきである。徒に技巧の末に腐心するのは、望ましくないけれども、總じて話上手は教師に適はしい資格である。兒童用文學の類を參考するのも、その一助である。

問答の要義

四問答教式 問答は、判斷を練り、啓發を進め、記憶を喚起し、注意を鼓舞する等、學習のあらゆる作用を働かせるものであるから、この教式は、何れの科目にも適する。問答教式は、問と答との運用であるが、先づ發問に就て、學級授業の實際上、特に注意すべき要點を擧げる。

發問上の注意

- 一、問は全級に向つて發し、各兒をして悉く問はれたことを自覺させ、且一齊に思考させた後、始めて一生を指定して答へさせるがよい。
- 二、一般の注意を緊張させるため、席次によらず答へさせるがよい。舉手しない兒童にも答へさせることを忘れてはならぬ。



答の處理上の注意

- 三、繼續して問を發する際には、成るべく前後相關聯して適切に進むやうにするがよい。發問の濫用によつて、學習を支離滅裂にならせてはならぬ。
  - 四、答者の指定は一部の兒童に偏してはならぬ。但し兒童の優劣を斟酌して、難易の問題を適宜に配當すべきは勿論である。
  - 五、問は兒童の側からも、これを發せしめるがよい。自ら疑問を起し及び不審を教師に質すことは、學習を進める上に最も必要である。但し、思考の徑路は、教師の誘導の下に兒童自らに辿らせるがよい。
- 次に、答の處理に關する注意を述べよう。
- 一、兒童の答が正しい時は、果して理會に基いてゐるかどうかを考へ、疑はしい點があつたら、更に形を變へて反問し、又はその答の理由を述べしめるがよい。
  - 二、答へることの出来なかつた場合、並びに答の誤つてゐる場合には、その所由が兒童にあるか又は教師にあるかを一考し、それに應じて適當の處置を取るべきである。
  - 三、答に表れた誤謬は、適切な指導によつて、必ず正確に訂正せしめるべきである。

- 四、答の内容が不適當でなくても、發表が誤つてゐたり、又は不十分であつたりしたものに對しては、兒童の程度に應じて臨機適切な誘導を加へて、成るべくそれを完成させるがよい。
  - 五、教師の裁決は明確なのがよい。曖昧であつてはならぬ。
  - 六、成るべく兒童の解答を活かして、指導を抄らせるがよい。但し一生徒の答にのみよつて直ぐ進むことなく、常に全級の理會を標準とすべきは勿論である。
- 諸様式の運用 以上述べた諸種の教様並びに教式には、それぞれ特長があるから、一概にその價值を上下すべきでない。又何れの教科・科目にあつても、指導は單一の様式で行はれるものでない。寧ろ長短相補益せしめて、便宜諸様式を活用すべきである。

第四章 訓練

第一節 訓練の任務

訓育の重要性

訓練の意義 訓練は、一に訓育とも言ひ、子弟を訓へ練ること、これ亦教育上極めて重要な方面である。そしてその仕事は、子弟の躬行實踐を指導することによつて、その人格を育成するにある。教授が、専ら理會に訴へて、先づ知能を啓培するのに對して、訓練は、主として實行を導いて、直に情意の涵養を圖るものであり、共に教育の方途たるに於ては一である。

日本教育と躰

我が國は、東海の君子國と稱へられて、古來最も躰を重んじた國である。武士道は言ふまでもなく、農、民道に於ても町人道に於ても、頗る禮讓を尙び、品位を重んじたものである。唯自由主義や個人主義の謬説に禍されて、教育上、一時この方面の輕視されたのは、眞に歎しいことであつた。國民學校令施行規則は、この弊を警め、その第一

訓練の出發點としての躰

節總則に於て、教科と併せて「儀式、學校行事等ヲ重シ」し、教育を國民の生活に即して「具體的實際的ナラシムベシ」と示して、訓練の重要性を掲げ、更に第三條、國民科修身の條下にも「禮法ノ實踐ヲ指導シ」品位ノ向上ニカムベシ」と訓へ、又「躰ヲ重ンジ善良ナル習慣ヲ養フニカムベシ」と標榜して、訓練上、躰の大切なことを強調してゐるのは、いかにも當然のことである。

知的習慣

良習慣の養成 訓練は躰即ち良習慣の養成から始められる。良い習慣の養成は、外面的・身體的のものから、次第に内面的・心意的のものへと進むべきである。習慣の範圍は極めて廣いが、主なものも挙げると、知的習慣、美的習慣、徳的習慣である。知的習慣とは、事物を觀察し、事理を考慮し、己が思想情意を發表する等の上に生ずるもので、幼時からこの方面に良習慣を養ふと、所謂習、遂に性となつて、注意、思慮、勤勉、精確等の良性が成立つ。次に、美的習慣とは、趣味、好惡等の上に

美的習慣

徳的習慣

存するもので、児童には、児童の藝術の世界があつて、年齢相應の趣味・好悪等があるものだから、この方面に良習慣を養ふと、いつしか野卑陋劣の念を去つて、高尚上品な氣風を高めることが出来る。更に、徳的習慣は、善惡邪正に關する感能・判斷・行爲の上に生ずるもので、實に徳性の基礎である。徳性の萌芽は児童には有るから、これを觸發啓培して、良習慣を養ふことが最も大切である。以上諸方面の良習慣が早くから十分に養はれると、品性の根本が成立つけれども、若しその教養に缺けるところがあれば、却つて不良の習慣が出来て、生涯拔けないことになる。それ故に、訓練の出發點は實に良習慣の養成にある。

良習慣養成の要義

良習慣の養成には、常に好模範を示して、反復實行、これに習熟させることが必要であり、同時に適當な環境の裡に生活させて、不良の感化を受ける機會を防ぐことが大切である。これ、一方に學校生活の

自治體得の必要

十分な整理と、他方に訓練の周到な手段とが併せ要る所以である。

自治の體得 児童の年齢が稍長じて、その心意も發達して來たなら、彼等の自力に訴へて、その躬行實踐を促すがよい。所謂自治の訓練であつて、良習慣の養成は、かくて更に自治の體得にまで進まねばならない。児童は、初は萬事父母教師に依頼して、その指圖に従つて行動するものであるが、心身が發達して來ると、自我の感情が著しく現れ、自主獨立の傾向が頗る盛となるものだから、この自然の傾向を導いて、自治の精神を養ひ、自律の習慣を得させることは、最も必要且有效である。

既に、心理學で學んだ如く、児童後期から青年前期にかけては、児童は、一方には、もはや單なる空想に甘んぜず、自ら理想を構成してそれを憧憬し、これによつて環境を統整しようとし、他方には、交友に對する信頼協力の念が長じて、父母教師に閉ざせる胸奥をも、友達にはこ

團體精神と公民精神

れを開いて親密な交情を結び、長上の命令にもいや増して朋友の制裁には服従する風をも生ずる。更に、學級精神の如き公共的意識が強烈となり、團體の名譽を重んじ、共同の責任を感じ、互に切磋琢磨して、級風・校風の發揚に努めるに至るものである。かゝる團體精神は、實に公民精神の基礎であつて、これに對して教師は、親切な助言者、卓越せる先輩者たる地位を取り、彼等を誘導して、その精進向上を鼓舞することが肝要である。この訓練が效を奏すると、彼等が他日、公民として實際の社會に立つに當つても、適正にその責務を盡すことを得ると共に、それは又、國を擧げての一億一心の素地ともなるであらう。訓練は、こゝに至つて始めてその任務を全うしたものと云つてよい。即ち訓練の作用は、良習慣の養成から、自治の體得に進むべきもので、自律こそ實にその到達點である。

自律的生活の要求は、かくの如く兒童の自然に發するところでは

訓練の到達點と自律

の要義

あるが、併し兒童は猶兒童であつて、思慮の周到と知見の圓熟とを缺くことが多く、大體に於て、まだ生硬粗野、輕佻詭激の恣態を脱することが出來ぬ。それ故、自治の訓練には、教師の適當な監督指導の要るのは勿論、斷じて子弟の放縱を許さない。殊に團體に於ける自治に至つては、常に良好な機會を利用して、絶えず誘掖提撕を加へなければ、これを全うさせることが出來ぬ。これ共同訓練と個別訓練とが共に必要な所以である。

## 第二節 訓練上學校と家庭及び社會との關係

家庭生活と訓練 人は家庭に生れて家庭に生長する。家庭は即ち兒童教育の自然の場で、家庭生活は實に人格生成の苗床である。

この苗床たる家庭生活は、兒童の訓練に對して一種の特色をもつ。先づその長所を擧げると、第一は、親子兄弟の愛情である。この愛情

家庭生活の長所

は最も自然的であり、且最も深厚に兒童を包容するものであるから、兒童人格の萌芽が、この愛情の裡に培養せられるのは勿論である。第二は、父母は兒童心身の情態を知悉し、その要求を最もよく充足することである。幼兒の心身は、全然父母の手厚い保護・養育の下にあつて、その一舉手一投足も父母を煩はさぬものはない。訓練の如きも、その始は舉げて父母の掌るところで、幼兒の習慣性行は、一に父母によつて左右せられるものである。第三は、家庭の秩序が社會生活の基礎を造ることである。家庭には、父母があり、兄弟姉妹があり、又祖父母もあつて、各、その勤めるところに多少の相違はあるが、長短相助けてその力を協せ、家長を中心として互に輯睦し、從順・信賴・秩序・同等の諸徳をその間に修めることは、これ社會の模型で、團體生活の基礎である。第四は、家族的・精神が國民道徳の要諦たることである。即ち、我が國民道徳の大本たる忠孝一本の大義が、家族的・精神に、淵源

するの言ふまでもなく、祖先崇拜・家名尊重等の美風も、亦家族的・精神に胚胎するのであつて、我が國の家生活は、非常に深い國民的意味を宿してゐるのである。

家庭生活の短所

家庭は、かくの如き特長を有すると同時に、又その短所もないではない。例へば、親子同胞の愛情に溺れて、剛健敢闘の氣風を養ひ難いこと、の如き、或は家族の範圍が狭いため、公共的精神を培ふのには猶不十分なことの如き、何れも然りである。

學校生活と訓練 兒童が學齡に達すると、學校生活がこゝに始まる。彼等が、溫情に満ちた父母の膝下を離れて、規律井然たる學校に入るの、幼苗が苗床から移されて、田畝に植ゑられるのと同じく、兒童に取つては、實に境遇上の一大變化である。

この新生活たる學校は、これを家庭に比べると、種々の點に於て著しい相違がある。第一、家庭は必ずしも兒童教育のためにのみ存す

學校生活の利點

るものでないが、學校はこの目的のために特設せられた機關であるから、專念純一にこの目的を遂行することが出来る。第二、兒童は家庭に在つては、諸種の慾望衝動も多くは寛容せられ、終日嬉々として意のままに遊び戯れることを得たが、學校に來ると、諸般の規律があり、それに従つて課業に服しなければならぬ。そしてそれは、兒童のこれまで経験しなかつたことで、彼等はこゝに始めて、眞摯な努力勉勵を自覺せざるを得ないのである。第三、家庭では少數の家族に圍繞せられて、萬事殆ど自由に行動することを得たが、學校に來ると多數の同輩がゐて相尅制し、權利利益の壟斷は許されない。かくて一方には、摸倣、競争等の衝動を發揮する機會は多いが、又他方には、自らの仲間の制裁にも服従せねばならぬから、克己自製の習慣を養ふことが大きい。第四、父母は愛の自然の發露を以て子を庇護するものであるが、教師は理を通しての愛を以て兒童を導くものであるから、學校に於ては、兒童の軟弱な意志も鍛へられて、次第に確乎たる態度を有するに至るものである。

## 學校生活の弱點

## 社會的影響の性質

併し學校は元來、人爲の結合で、自然の團欒たる家庭に比べては、慈愛と温情とに缺ける點がある。従つて動もすると、兒童が畏怖・恐懼の念に驅られて、己れを隠すといふ弊を生じ易い。

社會生活と訓練　社會は、兒童が修了後に進むべき場であるのみならず、實は彼等が家庭にある間も、學校にある間も、社會は絶えず彼等に對して感化を與へつゝあるもので、譬へば風雨寒暑が苗床と田畝とを問はず、常にその作用を及ぼすが如きである。従つて社會の影響も亦、訓練上には次の如き至大の關係をもつ。

第一、活社會の事象は、頗る強い暗示力をもつてゐる。殊に兒童は思慮が猶單純で、意志も亦薄弱であるから、直ぐこれに感染し易い。第二、兒童は總じて好奇心に富み、摸倣の念の強いものであるから、徒

に年長者の行動を摸し、新奇な所爲に倣はうとする風があり、その結果不測の弊害を醸すに至ることさへもある。第三、社會は教育のためにもみ存するものでなく、却つて日常の出來事は複雑多岐を極め、その刺激は過度に失する。就中都會の地には、各種の興行物等兒童の好奇心を唆るものが甚だ多く、子女が街上の惡例を見習ひ、或は不健全な讀物から受ける弊害には、人を戰慄させる事例も少くない。殊に、非常變災の時代に不良兒の多く出るのは、世界共通の事實であるから、吾等は、こゝに警戒の眼を放してはならぬのである。

併し、社會を全然罪惡の府と考へるのは、その暗黒面ばかりを見た偏見である。却つて傳來の習俗、日夕の事象、及び諸般の施設等の中には、資つて以て子弟の勸戒に供すべき活材料が少くない。殊に田舎の兒童は、靜物を熟視する風があるのに反して、都會の兒童は、動態を瞥見的に眺める傾がある。それ故何れにせよ、社會上の出來事を

社會は罪惡の府  
ではない

適當に選んで、教授訓練の材料とすることは、教育上必要であるのみならず、又實に教授訓練そのものを活躍させる所以である。

學校の家庭社會に對する聯絡 訓練の任務は、誘掖薰陶の途を遂行すると同時に、又これを妨げる諸勢力を防遏するにあることは、既に述べたところである。そして兒童の生活は、家庭・學校・社會に互るものであるが、就中、教育をその純一の目的とするのは學校であるから、學校は自ら兒童訓練の中堅となつて、一方には家庭を率ゐ、他方には社會を導き、そして薰陶防遏の趣旨を貫徹させるべきである。殊に訓練上、家庭並びに社會の長短得失は、上文段々と述べ來つた通りであるから、學校は特に次の諸點に留意しなければならない。

一、學校は常に家庭と聯絡を圖り、或は父兄懇話會を催し、或は家庭訪問を行ふ等、適正な方法によつて、一方學校の要求を知らせると同時に、他方家庭の希望を聽き、互に隔意なき相談を遂げ、出來る限り協力一致して訓練の實を貫

學校と兒童訓練  
の中堅

聯絡上の注意の  
要項

徹させねばならぬ。

二、殊に初入學の兒童は、その心身が猶幼弱で、嚴格な共同生活にはまだ堪へない點もある。それ故、彼等に對しては、恰も始めて田畝に移し植ゑられた幼苗に對するやうな心掛を以て、特に斟酌を加へ、又個別的注意を怠らずして、漸次に共同生活に慣れしめることに努めるべきである。

三、學校は常に家庭生活實際生活の情態を洞察し、適宜にそれを學校生活に導入して、適切な訓練の途を講ずべきである。

四、教師は常に社會と交渉を保ち、世態の真相に通じ、その地方の風紀習俗を知悉すべきである。又社會に起る日常の出來事を取つて、これに適正な批判を加へ、訓練に役立てるがよい。

五、學校以外に於ける兒童の交友、讀物、遊戯、映畫その他の觀覽物等に關しては、これが選擇指導に十分な注意を加へ、校外保導の方法をも適當に講ずるがよい。

### 第三節 訓練の方法

#### 第一 訓練上の施設

訓練上の施設は、これを兒童の集團に對する共同的方面と、各個の兒童に對する個別的方面とに、別けて考へることが出来る。

共同的方面 共同的方面に關して、攻究を要する事項は固より少くないが、就中、學校生活の整理、校風、級風の振作、共同勤勞作業の課務、及び交友の關係等は、その主なものである。

學校生活の整理 學校生活は、兒童の訓練が最も適切有效に行はるべき施設と機會とをもつてゐなければならぬ。習慣の養成、人格の陶冶には、家庭も社會もこれに關與するところは、然も訓練の趣旨を體して、率先模範を垂れるべき教師によつて、管理せられるのであるか

共同訓練と個別訓練

共同的方面の主要問題

學校生活整理の要義



ら、學校生活は、共同訓練を行ふに最も適するやう組織せられ、且整理せられねばならぬ。

校風級風の振作

校風級風は兒童を包容する空氣である。總じて人は風習の間に育つもので、學校兒童は校風級風の裡に養はれる。

即ち、校風級風が堅實健全であれば、不斷の感化が無言の間に行はれて、各兒の氣風も自ら向上の域に進むべく、時に校外から不良の刺激を受けても、よくこれを防遏して、その影響を蒙ることが少い。それ故、校風級風の振作發揚は、極めて大切なことである。そして校風級風に最も密接の關係を有するものは、師道である。かの學校の設備が猶不完全で、教育の方法もまだ十分でなかつた時代にあつて、寺子屋や學塾がよく薰陶の效を擧げ得たのは、一にその塾風、師道の影響である。これ吾等の最も考慮すべき點である。

共同勤勞作業の課務

協力同勞は、共同訓練に最良の機會を與へる。

校風級風の感化

師道

共同勤勞作業の教育的價值

蓋し、公共の精神、一致の習慣、規律、勤勉、同情、獻身等の諸徳が、具體的にその間に鍛へられるからである。それ故、學校は成るべく一つの共同勤勞作業團體たらしめるやうに組織し、學習に、作業に、常に各自が責任を分擔し、義務を遂行することが出来るやうに、指導することが大切である。殊に近時、勤勞奉仕の事業が盛に行はれるに及んで、集團作業の教育的意義と價值とが、益、發揚せられるに至つた。これが手段、方法に就ては、後に詳説する。

勤勞奉仕

交友の影響

交友の關係 交友は人の自然に生ずるもので、然もその相互に及ぼす感化影響は至大である。況して同窓同學の間に於てをやである。同氣相求め、同好相頼るのは人情の自然で、殊に兒童に於て然りである。けれども、朋黨比周は切磋琢磨の道ではない。宜しく周到な注意を加へて、責善の實を擧げさせるやう努めるべきである。これ亦訓練上決して等閑に附すべからざる點である。

個別的方面の主要問題

個別的方面 次に、個別的方面に就ても、着眼すべき種々の要項がある。家庭調査及び特性調査等これである。

家庭調査の必要

家庭調査 兒童の家庭の情況並びにその家庭に於ける生活の情態は、成るべく入學の初から、教師の知るべきことであるから、それを調査して、常に明瞭にしておかねばならぬ。そして、これが調査事項は、簡明で適切なのがよい。その要項は左の如くである。

家庭調査の要項

- 一、保護者に就て
  - イ、職業及び生活の情態。 ロ、兒童との續柄。
- 二、家族に就て
  - イ、父母、祖父母、兄弟姉妹同居人の人柄、教育程度及び使用人の有無。 ロ、兒童教養の主任者。
- 三、家庭に於ける兒童の生活情態に就て
  - イ、平素の起居動作。 ロ、學校課業の復習豫習。 ハ、家事の手傳。 ニ、交友の關係。

四、教養上の方針

イ、躰上過去の經過。 ロ、教養上現在の方針。 ハ、將來の目的並びに希望。

特性調査の必要

特性調査 教育は自然に反して行はるべきものでなく、殊に訓練に於て然りである。従つて、よく兒童の特性を知悉し、これに應じて、誘導に、補正に、それぞれ適切有效の途に出なければならぬ。これがためには、特性調査の必要があり、それは又、學籍簿に於ける性行批評の資料ともなる。尤も特性の調査は、唯それを知るためでなく、主として誘導補正の實際に役立てるためであるから、その調査は成るべく包括的で、遺漏の無いことが肝要である。その要項を左に擧げよう。

性行概評の資料

特性調査の要項

- 一、遺傳
  - イ、身體的。 ロ、精神的。
- 二、家庭環境
  - イ、生活地環境の關係。 ロ、家庭關係、職業及びその影響、富の程度、家族の數並びに相互の交情。

三、身體

イ、身體の特徴。 ロ、發育の情況。 ハ、病歴。

四、心意

イ、注意力、記憶力、理會力、判斷力の程度。 ロ、心意活動の速度。 ハ、感受性。 ニ、感情の發作。 ホ、意欲の特徴。 ヘ、趣味嗜好、食物、色彩、遊戯、競技、教科科目等に對する趣味嗜好の情況。 ト、利害觀念。 チ、性質、美點並びに缺點。 リ、志操。 ヌ、宗教心。

五、活動

イ、練習效果の情態。 ロ、工夫、創作の力。 ハ、發表力、論理的發表、審美的發表、技術的發表等の能否。 ニ、根氣。 ホ、睡眠の情況。 ヘ、言語。 ト、動作。 チ、勤惰。 リ、氣質及び習癖。 ヌ、交際。 ル、物品の取扱。

六、總括

イ、健康。 ロ、性格。 ハ、才幹。 ニ、行狀。 ホ、特徴。

第二 共同訓練

共同訓練の問題 學校に於ける兒童の生活は、主として學びと遊びとである。従つて、最も自然で且最も有效な共同訓練の機會は、遊戯・競技・作業等の上に求められる。

遊戯・競技の教育的價值 自我の活動としての遊戯及び競技に就ては、既に屢述べたから、こゝには、その教育的價值の主要點を擧げよう。

一、遊戯・競技は、自發活動によつて、運動の衝動を満足させるものであるから、身體各部の機能を發達させ、健康を増進させ、心情を快活ならせる。身體的訓練の要素として遊戯・競技が重んぜられるのは、そのためである。

二、遊戯・競技は、旺盛な活力の自由の發現であるから、兒童の自然的個性がその中に活躍するのみならず、又これによつて人格を陶冶し、公共の心、同情の念、正義、廉恥、敢爲、忍耐等の諸徳を養ふことも大きい。

遊戯・競技の價値の要點

三、特に大切なのは、公正に奮闘する精神が、社會生活の基礎となることである。即ち、全力を盡して堂々と勝負し、己れ一人のためでなく、味方のために闘ひ、他人に怪我をさせず、又物を損せざるやうに努め、然も負けて怒らず、勝つて誇らず、天晴れの勝者とならなければ、立派な敗者となることは、嘗に遊戯競技そのもの、生命たるのみならず、實に社會生活の根柢である。或人が、あの學校の競技が腐敗してゐるから、吾等はあるところで養成された若者を信用することが出来ぬ、といった言葉は、確に遊戯競技の教育的價値を道破したものである。

四、遊戯競技は自發の活動であるから、兒童は、その中に工夫・創造を試み、想像・推理を練り、かくて自ら知識と技能とを修練することが頗る多い。

五、殊に、集團的の遊戯競技にあつては、協力・互助、並びに自律・節制の

習慣を養ひ、又統御・指揮の才幹を練ることも出来る。

遊戯競技指導上の注意 遊戯競技の教育的價値は、かくの如く大きい  
が、それを十分に發揮させるには、適當な指導を要する。今これに關する要項を擧げよう。

遊戯競技指導の  
要項

一、自由は遊戯競技の生命である。それ故成るべく拘束を加へることなく、十分に兒童の天真を發露させるがよい。

二、併し兒童の自由は動もすると、放縱不規律に流れることがある。放縱不規律は訓練に益が無いだけでなく、却つて危険を醸す虞もある。それ故相當に規律を設け、秩序を保つことが必要である。

三、遊戯競技の種目は、差支のない限り兒童の選擇を許し、然も一方に偏しないやうに注意を加へるべきである。

四、遊戯競技に於て、教師が兒童の仲間に入ることは、監督上にも獎勵上にも極めて必要である。

五、兒童の年齢性別・心身發育の程度等に應じて、適正な遊戯競技の種類を課す

べきである。そして、第二篇第二章第三節に掲げた年齢に適した運動の圖表の如きは、この點に參考を與へる。

六、競技は實力及び熟練の競争であるから、特に公正に奮闘する精神を十分に發揮させねばならぬ。徒に勝負をのみ争ひ、卑劣の舉動をなすが如きは、嚴にこれを戒めるがよい。審判の公明正確なるべきは論を俟たない。

七、遊戯に於ても、競技に於ても、各自の全力を傾注させるがよい。殊に、弱者を勵まし、怯者を奨め、各自、己が最上を盡させる習慣を養はせねばならぬ。

八、遊戯競技の奨励は、訓練の企圖と背馳してはならぬ。兒童は動もすると、これに耽つて作業を顧みない弊に陥り易いものであるから、注意を要する。蓋し、よく學びよく遊ぶところ、兒童生活の理想であり、又、遊戯競技は實に作業に移る階梯だからである。

**作業の教育的價值** 作業に就ても既に述べたから、こゝには主としてその訓練的價値の要點を摘記する。

一、作業は、自然の活動をば、適當な方法による適當な活動にまで導いて、生活機能を發達させ、これを實際的に練磨するものであるから、その實習は實際生活に對する準備の要諦である。この意味に於て、作業は人を有爲ならせる基である。

二、作業は、一方には、兒童稟有の生活機能を満足させて、思念を無邪にし、自信自頼の念を高めると同時に、他方には、無聊煩悶等の機會を少からせて、却つて奉仕謝徳の風を養ふ。この點に於て、作業は生活を幸福ならせる礎と言つてよい。

三、殊に集團的のものにあつては、協力互助の必要を體驗させ、連帶責任の意義を自得させ、就中、共同一致の實が擧がれば擧がる程益、その能率が加つて、團體の隆昌繁榮を進めることを理會させる。この意味に於て、作業は共同一致の精神を實行に繋ぐ礎である。

四、作業は、その關係が多方面に互るものであるから、これによつ

作業の價値の要點

て、廣く人事界並びに自然界との接觸を十分ならしめ、生活の意義を理會させ、これに對して穩當な識見と堅實な習慣とを得しめる。この點から見れば、作業は人生の眞義を體得させる本である。

五、作業は身體を強健にし、四肢を器用にし、將來、公民として實際社會に立ち、忠實業に服し、勤儉産を治めるのに、大切な心身の練磨を全うさせる。この意味に於て、作業は知行合一の人を造る道である。

作業指導の要項

作業指導上の注意

一、作業は遊戯競技から進むものであるから、始は活動それ自身に興味あるものを選び、兒童心身の發達を酌量して、漸次に、一定の企圖を有し一定の努力を要するものに進むべきである。

二、企圖の自覺と結果の當否は、作業の骨子である。それ故、作業はその種類の如何を問はず、常にこれが企圖を知らせて努力を鼓舞し、又その成否を示して責任を明にするがよい。

三、作業には適當の監督指導が要るのは勿論であるが、これが遂行努力は兒童の自奮自勵に訴へるがよい。

四、共同のものに就ては、先づ全體の計畫を知らせて、各自分擔の任務を明にし、協同一致、節制を尙び、責任を以て事に當らせるやう仕向けるべきである。

學校生活に於ける作業並びに行事 學校生活に於て行はれる作業並びに行事は頗る多い。左にその主なものを述べる。

一、當番勤務 當番を定め、兒童をして交、諸種の勤務に服させることを、當番勤務といふ。例へば、教室内の整頓、教室日誌の記入、學校園の手入、動植物の飼養、栽培等である。これ等は決して、學校の便宜のため、に兒童を使役するのではなく、これによつて作業的訓練を施すものである。それ故、教師は、その勞務を公平に配當し、各兒をしてよくそ

當番勤務の意義

當番勤務の方法

の任務を盡さしめることが肝要である。但し、教師は先に立つて彼等を指導し、且身體上、衛生上の危険は、必ずこれを避くべきは勿論、ただ作業に慣れない幼稚な兒童に對しては、上級生をしてこれを助けさせる等、便宜斟酌を加へねばならぬ。要は、學校のための作業でなくして、兒童のための作業であることを、忘れない點にある。

二、儀式及び會合 學校に於ける諸種の儀式は重大な行事であつて、然も亦訓練の好機會である。即ち四大節、その他學校記念日、入學式、修了式等に於て、全校の師弟一堂に參集して、これが式を舉行するのは、これ學校一致の活動であつて、兒童が將來實際社會に立つて舉國一致、億兆一心の國民生活を營む良訓である。講堂訓話も亦、訓練のために行はれるもので、共同の精神を養ひ、全校の統一を圖る效が頗る大きい。

その他、會合には學藝會、運動會等がある。學藝會は主として知能

講堂訓話

訓練の機會としての儀式

訓練の機會としての諸會合

上の事に、運動會は専ら體育上の事に關して行はれるが、何れも、その訓練上に及ぼす効果は鮮少でない。蓋し、これ等は、平素の成績を發表する好機會たるに止まらず、又實に共同活動の仕事だからである。その他、朝會、晝會、終會等も亦、訓練上有益なことである。

三、遠足及び修學旅行 これ等は、必ずしも訓練の企圖のみから行ふのではないが、その訓練上に及ぼす影響は甚だ大きい。一日の遠足が、毎日の課業よりも却つて師弟間の情誼を温めることがあり、一回の修學旅行が、平素の嬉遊談笑では到底見られない兒童相互の親交を深くすることもある。けれども、その統率が十分に行かぬと、折角の企圖が達せられぬだけでなく、時には不慮の災害を醸すことさへあるから、特に周到な注意を要する。

學校生活と自治組織 自治組織とは、學級學校を一の自治團體の如くに組織し、選舉によつて諸種の役員を定め、學級内の事務は勿論、圖書

訓練の機會としての遠足及び修學旅行

自治組織の訓練  
上の適用

教具の始末から、當番勤務諸會合遠足修學旅行等のことに至るまで、これを兒童に分擔處理させようとするものである。これは自治の精神を涵養し、自律の人格を陶冶する上に必要なことであるが、併し兒童の訓練は、彼等の心身發育の程度を十分に顧みなければならぬ。それ故に、實際の問題としては、教師は自治・自律の氣風を兒童に誘發して、漸次に分擔處理の習慣を養ふやうに仕向け、學年の進むに従ひ、教師指導の下に、この組織の實行に入らせるのが適當である。

### 第三 個別訓練

個別訓練の問題 訓練の目的は一であつて、二あるべき筈はないが、實際に於ては、兒童の性行に應じて、便宜適切な斟酌を加へねばならぬ。それが即ち個別訓練の問題である。兒童の性行の中で訓練上に最も重要な關係のあるのは、氣質と習癖とである。

氣質の意義

氣質の訓練

氣質とは、情緒を中心として情意の方面に現れる個人的素質で、通例これを多血質、神經質、膽汁質、粘液質の四種に別けることは、既に心理學に述べたところである。

多血質兒童の特  
質

一、多血質 この質に屬する兒童は、一般に快活で、元氣に富み、摸倣に長じて、多藝多能であり、且一喜一憂直に色に表れる風がある。けれども、意志は概して弱く、感情・慾望の變化も亦頗る急激である。従つて、鼓舞獎勵宜しきを得れば、勇往邁進の慨があるけれども、一旦蹉跌すると、忽ち失望落膽して、堅忍持久の力には乏しい。總じて遊戯・競技を好み、且社交性にも富んでゐるから、教師にも慣れ易いし、朋友とも交を結ぶことが早い。併し、動もすると輕佻浮薄に傾き、又他人の煽動に乗つて輕舉事に當る弊がある。これを要するに、情的生活が盛であつて、活氣には富んでゐるけれども、持續の性に乏しいのが、この質の特色である。



多血質兒童に對する訓練の方法

その取扱 この質の兒童に對しては、常に作業を與へて、その活動を堅實な方向に導くことが必要である。それも、必ずしも始めから多きを望むことなく、寧ろ成功し易いものを課し、然も一事を終へなければ他事には移らず、漸を追うてその程度を進め、そして、移り易い注意を持続させて、忍耐の習慣を養ひ、動き易い情緒を抑へて、自信の力を目醒ませることが最も肝要である。又、事に躓くと失望し易いから、叱るよりは寧ろ勵まして、次第に意志の鍛錬、努力の持續を圖ることが大切である。要するに、教師も忍耐を第一とし、兒童にも忍耐を第一に習はせることが、その取扱の要領である。

二、神經質 この質に屬する兒童は、概して細心綿密で、思慮は周到で、特に想像、推理の能に長ずる。けれども、舉止が沈靜に過ぎて活氣に乏しく、痛苦の印象が頗る強くて、氣象は一般に憂鬱である。己れを閉ざして社交を好まず、遊戯、競技に對しては寧ろ退嬰の風がある。

神經質兒童の特質

従つて、教師を憚る念が強く、交友とも隔たり易く、甚だしきに至つては、寡言沈黙、孤獨の境に退き、或は孤疑躊躇、瑣事に齷齪たる弊に陥る者もある。要するに、知的生活は盛であるけれども、進取活動の力に乏しく、俗に所謂苦勞性の兒童の如きは、これに屬する。

その取扱 この種の兒童に對しては、常に父母、教師、朋友等の温情に接せしめ、活潑爽快の氣風を鼓舞することが、最も大切である。殊に沈靜憂鬱の氣象は、身體の健康並びに活動と密接な關係があるから、成るべく遊戯、競技を獎勵し、特に團體的のものに参加させて、清新潑刺の氣風を鼓吹することが必要である。又この種の兒童は、前にも述べた如く、由來細心に過ぎ、痛苦の印象が強いものであるから、これに對して甚だしくその感情を興奮させるのは、徒に多情多感に陥らせるだけである。寧ろ溫言慰撫を加へて、徐に心服信賴の念を長ぜしめるがよい。瑣事に煩悶する者に對しては、偉人の立志傳奮闘譚

神經質兒童に對する訓練の方法

等によつて勇氣を振起させ、膽力を養成させるがよいし、無益の沈鬱に耽る者に對しては、快活な作業を課することが、何よりも有効である。

膽汁質兒童の特質

三、膽汁質 膽汁質の兒童は、舉動が沈着で物に動じないが、事に臨んでは勇往邁進、困苦を辭せざる風がある。總じて意志は鞏固で、實行を尙ぶけれども、動もすると自負尊大に陥り、更に殘忍酷薄に流れることさへある。又自信が強くて、必ずしも人に容れられることを欲しない。従つて教師朋友に接近するのを好まない傾はあるが、遊戯、競技はこれを悦び、往々仲間を凌いで首領とならうとする風がある。これを要するに、意的生活が最も旺盛であつて、所謂善にも強ければ悪にも強いといふ者が、この質の兒童には多い。

膽汁質兒童に對する訓練の方法

その取扱 この質の兒童は、意的生活が最も旺盛で、進取敢爲の氣象に富んでゐるから、漫にこれを抑壓することなく、寧ろ善良有益な方

向にその特質を發揮させることを圖るべきである。即ち、彼等を成るべく適當な境遇に置き、或は自然の反省に導き、そして自分を制するのは自分の利益であることを、自ら悟らせるがよい。直接の抵抗は却つて激昂を招き、不良の結果に至らせることが少くない。但し、教師は常に確乎たる態度を執り、權威と溫情を以てこれに臨み、よく彼等の心服と信頼とを得なければならぬ。

粘液質兒童の特質

四、粘液質 粘液質の兒童は、起居動作萬事につけて無頓着で、一般兒童の特色たる競争心、名譽心に乏しく、一方から見れば、從順、溫厚、着實の風はあるが、他方には、卑屈、無能、迂濶に流れる傾があり、又活動を避け、安逸を貪らうとする虞もある。教師に對しても、多くは無頓着であり、交友に對しても、他人の言ふがまゝ、爲すがまゝに任せて、特に自ら愛憎するところがない。概ね卓厲風發の霸氣には缺けてゐるけれども、又沈着大度で、慎重に事を處する素質もあるから、所謂晩成の

粘液質兒童に對する訓練の方法

大器が、この質の者から出た實例も多々ある。一言でいへば、その生活が知的に偏せず、情的に傾かず、又意的にも失せずして、大體に於て平穩なものと云つてよい。

その取扱 この質の兒童には、概して鈍感の者が多いから、常に感情と努力とに對する適度の刺激を與へることが必要である。又動もすると、安逸を貪り、怠慢に流れる傾があるから、成るべく作業を授け、且規則正しい生活をさせることが大切である。その他活潑な遊戯、競技を奨励して、敢爲決行の氣風を涵養することにも努めるべきである。これを要するに、適度の鼓舞奨励を加へてその氣風を清新ならせ、漸次に大成を期せしめるがよい。これ、この質の兒童に對する取扱の要領である。

以上四種の氣質は、最も著しいものによつて區分しただけで、實際に於ては、相混じて表れる場合が多い。従つて、これに對する取扱も

習癖の意義

亦、それぞれ斟酌を加へなければならぬ。

習癖矯正の必要

習癖の矯正 氣質・習慣等の結果として、特に顯著な徴候の表れたものが、習癖である。「無くて七癖」などといふ諺の通り、多少の癖は何人にも免れぬところであり、又總ての癖が皆悪いとも決して言へない。唯素生の正しい梢を伸ばすためには、贅芽を摘み取らねばならぬ如く、良い個性を十分に暢達させるためには、不良の習癖を矯正しなければならぬのである。習癖は、その種類が非常に多いけれども、その本質によつて、これを二類に大別することが出来る。心意の過度の昂上に基くものと、その甚だしい沈靜に因るものとが、それである。前者に對しては、大體に於て適當な抑制を必要とし、後者に就ては、概して有效な鼓舞が大切である。今、兒童に表れ易い習癖の主なものに就て、その取扱の要點を擧げよう。

習癖の二大別

放縱に對する取扱

放縱 放縱な兒童に對しては、規律の大切なるを會得させることが

強情に對する取扱

必要である。教師の態度は殊に明確なるを要し、その判断行爲は共に直截明晰でなければならぬ。然も長きに亙つて徐に修正させるがよいので、急激に失すると却つて卑屈に陥らせる虞がある。  
強情 強情は活力の横溢に起因することが頗る多い。漲り来る怒濤は、正面からこれを堰き止めようとするよりは、寧ろ適當な方向に導く方がよいと同じく、強情な兒童に對しては、巧にその興味を適當な方向に轉換させ、有り餘つた活力をこれに注がせて、次第に強情の性癖を緩和するのがよい。

怯懦に對する取扱

怯懦 怯懦は、その原因が様々である。氣質の薄弱に崩すのもあり、榮養の不良に基くのもあり、家庭の躰方が餘り嚴酷なために起るものもある。従つて、その矯正は、原因の異なるに應じて、適切な方法を取らねばならぬ。先づ慎重な吟味を加へて、その原因を知り、次に周到な考慮によつて、鼓舞の方法を工夫し、然も親切と同情とを以てこれを導くことが、何れの場合にしても大切である。

過敏に對する取扱

過敏 過敏は多くは、神經の興奮から生ずるもので、或は狐疑邪推となり、或は嫉妬猜忌となる。これ等の性癖を有する兒童に對しては、教師は特に虚心坦懷の實を示して、その心意を緩和し、これを安靜ならせることに努めると同時に、又彼等の自制力を強くさせて、自らも修養を積ませるべきである。

放心に對する取扱

放心 放心も亦、兒童には頗る多い習癖で、怠慢或は學業不進の原因となる。これを救治するには、成るべく兒童の環境を整理して、その日常の生活を規定し、一方には、誘惑の刺激と機會とを除くと共に、他方には、本人の自覺と自制とを盛ならせるのがよい。

不規律に對する取扱

不規律 不規律は、本人の素質によるのもあれば、父兄の感化によるものもあつて、その原因は色々であるが、かゝる兒童の取扱には、規則正しい生活をさせて、規律ある習慣をつけるのが第一義である。そし

輕躁に對する取扱

て、一日中の行事に就て時間割を定めて、これを恪守させることの如きも、その有效な一手段である。  
輕躁 輕躁の習癖に對しては、規則正しい行動秩序井然たる作業、順序ある思慮等を勵行させて、忍耐の習慣、持久の氣風を養はせることが、何よりも肝要である。

虐待に對する取扱

虐待 虐待の習癖ある兒童に就ては、その交友に對して表れるものと、その動物に對して表れるものとを問はず、總じて心情を和らげ、他に對する同情を起させることが最も必要である。そして、平和の境遇、親切な取扱、慈愛に富んだ訓諭等は、これに缺くべからざる手段である。

虚言に對する取扱

虚言 虚言は盜人の苗代などといふ諺もあるが、兒童の虚言には、その原因が様々である。中には、唯想像が餘りに強いところから起る極めて無邪氣なものもないではない。けれども、その習癖となつた

ものに至つては、訓練上頗る注意を要するものである。即ち、この習癖は、その萌芽の時に當つて、或は訓諭により、或はその結果を自覺させる等あらゆる手段を講じて、これを芟除することが必要である。さうでないと、所謂、病遂に膏肓に入つて治し難いことになる。

貪慾に對する取扱

貪慾 貪慾の習癖も亦、注意を要するもので、この習癖を有する兒童に對しては、一方には、正當な所有の觀念と、十分な同情の念とを起させ、他方には、これが誘惑の刺激と機會とを取除くことが肝要である。殊に盜癖の如きに至つては、その萌芽に於て根本的にこれを芟除し盡さねばならぬ。

諸習癖矯正上の一般注意

個別訓練と學校家庭社會の協力 兒童の習癖は、千差萬別で固より枚舉に暇がない。以上は、唯主なもの若干を擧げて、その取扱上特に注意すべき事項の一端を述べたに過ぎない。教師は、その場合に應じて、適宜にこれが矯正救治の工夫を凝すべきである。然も、その原因

の生理上に存するものに對しては、醫療上の注意を保護者に促すべきであり、又その所由の家庭上、社會上にあるものに就ては、特に父兄家族の協力に待たねばならぬ。前にも述べた訓練上、學校、家庭、社會の關係は、常に兒童の良習慣を養成する上に於てのみならず、子弟の惡癖を矯正する上にも、極めて重大な關係を有することを忘れてはならぬ。總じて個別訓練の事たる、教育上の至難事ではあるが、不可能事ではない。唯滿腔の熱誠と不斷の努力とに頼つて、始めてその奏效の歡喜を享樂し得べきものである。

#### 第四 訓練の様式

訓練の主な様式 訓練は、多方面に互るものであるから、その様式にも亦種々ある。左にその主なものとして、示範、命令禁止、訓諭、懲罰、褒賞を擧げ、各の性質とそれに關する注意とを述べる。

#### 人格的感化

示範の性質 教師が躬を以て範を示して、兒童に倣はせることを示範といふ。示範は、權威としての教師の價値が直接に現れたものであるから、最も兒童の心を動かし易く、且兒童がこれに對して尊敬の念を捧げるのは、蓋し當然である。従つて、兒童をして唯これに倣はしめることを強ひず、寧ろ教師の人格の自然の發露として、知らず識らずの間に感化を及ぼすこと、恰も雨露の草木を生育させるが如くなるのが、その上乘である。所謂人格的感化これである。

#### 他律的の服従

命令禁止の性質 教師は、平素示範を與へる外、更に意志を明示して兒童をしてこれに服従せしめる必要がある。それが命令禁止であつて、就中、命令は行爲を促す場合、禁止は行動を止めしめる場合である。何れも、他律的に規範に服従させるのであるから、常に用ひるべきものでなく、唯兒童が爲すべきを爲さざる場合、又は爲すべからざるを爲した場合にのみ適用すべきである。従つて、兒童の發達に應

じ、漸次にこれを減じて、成るべく自發行爲を促す途に移るがよい。  
命令禁止に關する注意

- 一、命令禁止は合理正當で、且兒童の實行し得べきものでなければならぬ。
- 二、命令禁止は簡單明瞭なのがよい。
- 三、命令禁止は一途に出なければならぬ。教師の數の多い場合に於ては、その統一を保つことが殊に緊要である。
- 四、一時に夥多の命令禁止を發するのは宜しくない。成るべく、一事を爲し終へた後他事を命ずるがよい。

訓諭の性質 教師が先づ希望を述べて、兒童の考慮反省を促し、彼等をして發意的に實行に就かしめる途を取るのが訓諭である。併し訓諭の本質は、必ずしも説得を遂げる點にあるのでなく、實に兒童の發意を促す點にある。従つて適切に問題を指導して、實境を打開し、勵行の工夫を積ませるやうに誘導することが大切である。  
訓諭に關する注意

發意の誘導

- 一、訓諭の方法は、教師の人となりにより、又兒童の特性によつて、或は婉曲に、或は率直に加へらるべきであるが、要は兒童の向上を希ふ赤誠の發露でなければならぬ。
- 二、訓諭の時機には充分の考慮を要する。機を失すると効力が少いし、輕率に發すると委曲を盡し難い。宜しく事情を察し、考慮を定めた後、徐にこれに加へるべきである。
- 三、訓諭は必ず實行の努力を起さしめるものでなければならぬ。非難を加へる場合でも、非難すべきは行爲の一部で、人格の全體でないことを示し、前途に希望の光明を與へて、よく自奮自勵に導くべきである。
- 四、訓諭は兒童の胸奥に徹底して、よく彼等の悦服を得ることを要する。徒に非行のみを指摘して漫罵を加へたり、感情に驅られて人格を無視するが如き舉動があつてはならぬ。

懲罰の性質 懲罰を用ひないで訓練が行はれるのは、元より教育の理想である。唯示範訓諭もその力がなく、命令禁止もその效を奏し

ない場合には、已むを得ないから懲罰に訴へるのである。即ち、懲罰は訓練上實に最後の手段といつてよい。そして、その目的も、唯苦痛を感じしめるのでなく、これによつて將來を戒飭し、非行を矯正しようとするのである。

雪の竹叩くも慈悲の一つかな  
とよみ、

憎しとて叩くにあらず竹の雪

と詠じた俳句の心こそ、味ふべきものである。

懲罰の方法に三種ある。名譽の褫奪、自由の拘束、及び身體の苦痛これである。名譽の褫奪は、兒童の名譽の念、廉恥の情に訴へて、精神上の苦痛を感じしめ、そして悔悟を促さうとするものである。叱責を始とし、座席の隔離、共遊の制限、榮譽的任務の褫奪等がそれで、停學に至つては、その最も重大なものである。自由の拘束は、自由を拘束

## 懲罰の種類

## 體罰の禁止

して心意上の快樂を奪ひ、苦痛を感じしめることによつて、改善に導かうとするものである。休憩時間の禁足、放課後の留置、特別課業の停止若くは附加等は、これに屬する。身體の苦痛を課するのは即ち體罰で、故意に且直接に身體の部局に苦痛を與へるものである。これは古くから教育上に用ひられたけれども、弊害が多いから斷じて用ひるべきものでない。普通の教育は、體罰を用ひずとも十分に行はれる筈であり、殊に我が國の國民學校に就ては、國民學校令第二十条に

國民學校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ズ

と規定されてある。總じて、懲罰は教育の權道であつて、常道ではないし、且その目的も一に改過遷善にあるのだから、その適用には多大の注意を要する。「最良の教育は最少の懲罰によつて行はれる」とは、



眞に至言である。

懲罰に関する注意

- 一、懲罰は誠意に發し、公平に行はれねばならぬ。忿怒に驅られ又は私情を挾んではならぬ。
- 二、懲罰は成るべく輕きに從ひ、且決して過用すべきでない。重罰の過用は屢、反抗を招き、或は自暴自棄に陥らせる。斷じて改過遷善を促す所以でない。
- 三、懲罰は成るべく早く忘れられることを尙ぶ。兒童に改悛の實が現れたなら、教師の温情は舊に復すべきである。驟雨迅雷の後には光風霽月がある。教師たるものには、この襟度がなければならぬ。
- 四、懲罰は教權の發動であるが、決して無理でなく、恰も自然の應報の如くに感ぜしめることを要する。これその効果を有力ならせる途である。

褒賞の性質 懲罰が、兒童の不快感を利用して改過遷善に導かうとするのに反し、彼等の快感を善導して向上發展を勸めるものは、褒賞である。かくの如く、賞と罰とは表裏の關係をもつてゐるが、その目

的とするところは、共に兒童品性の進歩發達に外ならぬ。尤も賞は罰に比して、多少その多いのを妨げないが、併し濫賞に流れてはならぬ。

可愛くば五つ訓へて三つ褒め二つ叱つてよき人にせよの歌に思を致すべきである。

褒賞の種類

賞品の選擇

褒賞の方法も數々である。教師の満足及び賞讃を表す言語・容貌・態度・善行名譽の表彰・褒狀・賞牌・賞品の授與等は皆さうであるが、總じて賞は、成るべく永く記憶せらるべきものであるから、賞品の選擇には注意を加へるべきである。例へば、消耗品よりは、賞牌・書籍等の如く永く記念となつて、向上進歩を誘起するに足るものゝ方がよい。

褒賞に関する注意

- 一、褒賞は天與の材能よりは、寧ろ努力の優れた結果を重視すべきである。又一時の善行と共に、永續の精勤をも認めなければならぬ。

二、受賞は時に他の兒童の猜忌を誘發し、又本人の自負心を増長させる嫌もある。それ故に、審査の公平正確なるべきは勿論、更に授賞の理由を十分に明にして、同時に、受賞の眞價は將來の向上進歩によつて、彌、その光輝を放つことをも篤と知らせるがよい。

三、賞は幼少な者には自ら多いわけであるが、年齢の長ずるに従つて次第にこれを節減してよい。

## 第五章 教育の効果とその測定

### 第一節 教育測定の意義

素質検査と教育測定既に述べた如く、人の發達は先天的素質と後天的影響即ち教育との相乗積であつて、その因數に比すべき素質の分量と教育の効果とを、明確に分析することは不可能であるが、それにも拘らず、主として先天的素質の優劣を検査することゝ、教育の効果を測定することゝが行はれる。前者は素質検査であつて、後者は廣義

の教育測定である。素質検査は心理學に於て述べたから、こゝには教育測定に就て語らう。

教育測定の重要性 實際教育の立場からすれば、教育の前提として素質検査が必要であり、教育の後始末として教育測定が要求せられる。併し教育測定と雖も、單なる後始末に止まるのではなく、それに照して今後の教育方針を樹立し、一層大きな教育効果に向つて努力すべき足場となるのであつて、こゝに教育測定の重要性がある。教師も父兄も兒童自身も、今日までの教育効果の測定から、常によりよき明日を的確に齎さねばならぬ。教育効果の測定は狹義に、學業成績考査のみを指すこともあるが、廣義には、身體検査と學業成績考査と性行考査とを含むものと見てよい。次にその各に就て説かう。

### 第二節 身體検査

教育効果測定の  
廣狹二義

狹義の身體検査

身體検査の目的 身體の情態を検することを、廣く身體検査といふならば、それは家庭でも學校でも、不斷に行はれてゐるわけであるが、狹義に身體検査といへば、學校に於て、文部省令の規程に基き、定期に一定の項目に就て検査することを指す。その目的は、昭和十二年一月發令の學校身體検査規程第一條に次の如く示されてゐる。

學校ニ於テハ學生生徒兒童ノ身體ノ養護鍛鍊ヲ適切ニシ體位ノ向上ト健康ノ増進トヲ圖ル爲本令ニ依リ身體検査ヲ施行スヘシ右によれば、狹義の身體検査の目的は、身體の情態を検して、それに適切な養護鍛鍊を行ひ、體位即ち體格・體質・體力の綜合的水準を高め、全身の健康を増進するためである。

身體検査の當事者

身體検査の方法 學校身體検査は學校醫が行ひ、學校齒科醫がある場合には、その人が齒牙の検査を行ふことになつてゐる。その上、學校職員・學校看護婦その他適當な者に、検査の一部を補助させること

身體検査の項目

身體検査の期日

身體検査の結果

が出来る。検査の項目は、身長・體重・胸圍・坐高・榮養・脊柱・胸廓・眼・耳鼻及咽頭皮膚・齒牙・其ノ他ノ疾病及異常であり、この外でも必要と認められた事項は、特に検査を行ひ得ることになつてゐる。検査の期日は毎年四月に全項目を検査することを原則とし、止むを得ぬ場合に於ては身長・體重・胸圍・坐高の測定を除いた以外を、六月末日までに施行することが出来る。検査の結果は一定様式の身體検査票に記入し、それを學校長が身體検査統計表に調製し、その年の八月末日までに、直轄學校・公私立大學・高等學校・専門學校にあつては文部大臣に、その他の學校にあつては地方長官に報告すべきことになつてゐる。故に國民學校の場合には地方長官に報告し、地方長官はそれを纏めて、道府縣身體検査集計表を調製添附して、文部大臣に送附するのである。尙身體検査に關する詳細は、學校管理法中の學校衛生に於て述べるであらう。

### 第三節 學業成績考査

學業成績

授業の効果と學業成績 授業の効果は、兒童の學業成績の上に現れる。學業成績は、兒童の素質に學習の努力が加はつた所産であり、それは養護も基礎となり、又訓練が實踐を助けることも少くないが、併し、これに對して直接の關係を有するものは授業である。從來は授業上に於て、傳達・指導の方面は頗る重んぜられたけれども、成績効果の方面から考査を加へて、その能率を調べ、適切な考査を積むことに至つては、猶甚だ不十分なるを免れなかつた。けれども、教育の作用は、指導の進捗と診斷に基く反省と、兩方面からの考慮が互に歩み寄るのでなければ、その効果を全うし難いものであるから、授業に於ても、一方には指導の方法を講ずると同時に、他方には時々その能率を考査・診斷し、彼此對照攻究して、適切に學業成績の進歩を圖ることに努

教育上學業成績を考査する必要

めねばならぬ。

學業成績の考査 學業成績を考査する方法として試験が行はれたのは、久しいことである。けれども試験は、衛生上から見ても、教育上から見ても、弊害が多くて利益は少いので、國民學校では用ひるべきものでない。即ち國民學校令施行規則第三十三條に

國民學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全課程ノ修了ヲ認ムルニハ試験ノ方法ニ依ルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムベシ

と規定されてある。

學業成績考査の目的 兒童の學業成績を考査する目的は、決して單一なものではなく、種々の企圖を併せもつてゐる。教師がこれによつて授業の直接の效果を知つて、指導上の改善に資することが、その一であり、學業進歩の程度を測つて、兒童の課程の修了等を認定する資料

試験の不用

成績考査の目的

に供することが、その二であり、兒童に學習の結果を自覺させて、奮勵努力の動機を切實ならせることが、その三であり、又父兄に己が子弟の進歩を知らせ、一方には家庭に於ける復習・豫習の参考とし、他方には本人將來の方針を定める參按に役立たせることが、その四である。かく學業成績考査の目的は多岐に互るけれども、何れも考査のため考査するのでなく、これを教育上に役立てようとするのが、その要義である。教育者はこの要義を誤つてはならぬ。

教育測定と成績考査 學業成績の考査に就ては、近時客觀的に且科學的に指導學習の効果を精確に計量する方法が案出せられた。これが狹義の教育測定である。教育測定は一には、授業の結果を測定して、その能率を明にし、二には、その結果の診斷的考察によつて、指導の反省に役立てようとするもので、從來の成績考査が動もすると主觀的に流れた弊と、一定の標準を缺いた弱點とを救ふことが出来る。

## 教育測定と成績考査との關係

教育測定と成績考査との關係

## 學校調査の任務

學校調査と成績考査との關係

學校調査と成績考査 教育測定は、單に或學級、或學校に於て行はれるだけでなく、一の學校、一地方の學校の成績が、他の一般のそれに對する關係如何を公平に調査するため、同時に多くの學校に對して行ふことがある。これを稱して學校調査といふ。尤も學校調査は、常に兒童の學業成績に就て行ふだけでなく、その養護訓練の成績、その他學校管理の全般に互つて行はれるものである。

## 成績考査の方法

成績考査の方法 兒童の學業成績を考査するには、教師の主觀による方法と教育測定とを併せ用ひるがよい。蓋し、平素兒童の學習を指導する教師は、自己の主觀に頼つて、彼等の學業成績を考査する自信を有すべきである。これ主觀的方法の猶捨つべからざる所以である。けれども、主觀的方法には、避け難い缺點もあるから、時には教育測定も行ひ、兩々相顧みて兒童の學業成績を考査することは、最も合理適正の方法である。

合理適正な成績考査方法

考查上の要項 教育測定は教科科目によつて、その標準と方法を異にするが、一般考查の方法に關し、學籍簿に記入すべき成績を中心として、注意すべき要項を纏めて次に掲げよう。

一、成績の考查は、大體に於てその學期とか學年とか、一定期間に亙つた日常の成績の平均たることを要する。故に、平常の課業に於てその作品に評語を加へ得るものは勿論、その他にあつても、成るべく平常の課業に於て、その成績を考查すべきである。

二、特に問題を與へて考查する場合にも、問題は、平易なものと稍困難なものとを略同量に配當するのが原則である。難問ばかりを課するが如きは、成績考查の本旨に悖る。

三、各科目の成績は、平素の情況を通じ、その習得考察處理應用技能鑑賞實踐及び學習態度等の各方面より、これを綜合評定し、優良可の區別に依り記入すること。

優良可は左の區別に依るべきである。

イ、當該學年相應の程度に修め得たりと認められるもの………良

ロ、良のものに比し優れたりと認められるもの………優

ハ、良の域に達せずと認められるもの………可

ニ、優の中、著しく秀でたものに對しては、秀の評語を與へ得ること。

ホ、良の中、優に近きものに對しては、良上、可に近きものに對しては、良下の評語を與へ得ること。

四、各教科欄には、その教科の各科目を通じ、兒童の學習に現れた著しい傾向、學習態度等に就き、教育上特記を要するものがあれば、その大要を記入すべきである。

五、教科概評は、各教科の學習、行事、團體訓練、農耕的、戸外作業等に於て現れた著しい傾向、及びその事由を、成るべく具體的に記入すべきである。

六、考查は、修得の狀況を吟味するのみならず、授業の實際にも役立てようとするものであるから、その結果に對しては、診斷的考察を加へて反省の基礎となし、又必要ありと認められた場合には、特に矯正指導を加へることもあつてよい。矯正指導とは、修得達成の不十分な場合に、これを矯正補足するため、特に加へる指導をいふ。

各教科欄

教科概評

矯正指導

### 第四節 性行考察

性行考察の意義

性行概評

性行考察の目的 性行考察も亦、單に教育の成績を検するといふ回顧的の意義をもつだけでなく、今後の教育に資するといふ點に一層重要な意義があり、性行概評は、學籍簿にも記入せられねばならぬ重要事項の一である。それ故に適切な考察を加へて、教師のためにも、父兄のためにも、兒童自らのためにも、過去の反省と將來の向上とに十分役立つものたらしめねばならない。

平素不斷の考察

性行考察の方法 身體の情態や學業の成績は、その性質上客觀的に考查せられ易く、又等級を以て表示し得る部分も多いのであるが、性行に至つては、情意的、非合理的の性質を帯びてゐるから、これを客觀的に測定したり、等級を以て表示したりすることが、頗る困難である。従つて平素の考察こそ、これが主たる方法であり、それも學校生活だ

家庭調査特性調査の活用

けでなく、家庭や社會に於ける生活をも觀察する必要がある。即ち第四章第三節第三、個別訓練の條下に詳述したところに基いて、家庭調査特性調査の結果を遺憾なく活用し、廣く心理學で學んだところを絶えず參考して、適切な考察を加へなければならぬ。

性行概評上の要項 次に、學籍簿に記入すべき性行概評に就て、文部省普通學務局長から指示せられた事項の要點を擧げよう。

性行概評の項目

一、性行概評は、主として性格才幹習癖趣味嗜好言語動作等に就き、平素の學習及び行狀を綜合評定して、その特記すべきものを、成るべく具體的に、毎學年の終に於て記入すること。

性格の觀察方

二、性格に就ては、氣質及び性情等に就き、學校の内外に於ける日常生活の情況を通じて觀察すること。

才幹の觀察方

三、才幹に就ては、記憶、理會、觀察工夫、根氣、勘實行、統率等に就き觀察し、これ等相互の關聯に就ても併せ考察すること。

習癖の觀察方

趣味嗜好の觀察

言語及び動作の觀察方

- 四、習癖に就ては、その著しいものに就て、表面的觀察に止まらず、その原因等をも併せて考察すること。
- 五、趣味嗜好に就ては、平素の情況に就き、性格及び才幹等と併せ觀察すること。
- 六、言語及び動作に就ても、表面的觀察に止まらず、情意的方面と併せ考察すること。

## 第五篇 家庭教育

### 第一章 家庭教育の本質

家庭の教育的意義 家庭は人生の搖籃であり、苗床であると同時に、最も基本的な教育機能を有する陶冶社會である。それは本來、教育そのもの、意圖ではなくて、人生百般の要求を綜合的に果すために自然に成立した社會であるが、その家庭生活が家族を自らに同化して行くことは、社會の根本機能としての教育をば、最も具體的に實證する。かゝる教育的機能が反省、自覺せられて、意圖に上り、方案を具へ、父母が子女の家庭教育そのものに努力することになれば、そこに教育精神と意圖的教育形態とが強く鮮かに示現する。かくして家

家庭の本質と教育的機能



家庭教育の廣狹  
二義

庭は所謂「生起」としても「課題」としても、教育的機能を有し、然もこの家庭教育は子女の心身の全面に互つて、不拔の根柢に培ひ、將來のあらゆる教育は、家庭教育の根幹の上に接木せられるのである。

廣義に家庭教育と言へば、家庭に於て行はれる一切の教育を意味し、子女が學校に入學した後も、又修了した後ですら、家庭教育を離れることは出来ない。併し狭く家庭教育と言へば、學校入學前の嬰兒、幼兒が家庭で受ける教育を意味する。吾等は、主として狭義の家庭教育を念頭に置いて、本篇の論究を進めるが、その根本の趣旨は、廣義の家庭教育にまで擴充せらるべきことを豫想してゐる。

**家庭教育の動機** 家庭教育の本質を一層明に把握するためには、家庭教育が何故に起り、何故にその振興を強調せられるかといふ動機を、考察する必要がある。吾等はこの動機を、第一には、人情の自然に歸し、第二には、特に我が國體と家との關係に歸し、第三には、社會と家

人情の自然と家  
庭教育

庭との關係に歸したいと思ふ。

元來、子を愛して、よくこれを育てようとするのは、人情の自然である。昔、山上憶良が

白金も黄金も玉も何せんにもまされる寶子にしかめやも  
と謳ひ、古語にも「子寶」といひ、又「七つの倉より子は寶」などといつて、最も子を貴んだことは、我が國古へからの習俗である。花山天皇の御製に

思ふこと今はなきかな撫子の花さくばかりなりぬと思へば  
とあり、菅原道眞の母は、道眞が元服した時

久方の月の桂も折るばかり家の風をも吹かせてしがな  
と祈つた。その外、本多重次が陣中から、その家に送つた簡単な手紙にも

一筆啓上、火の用心、おせん泣かすな、馬肥せ。

とある。嘗に貴族や武家のみではない。一般民衆の間にも  
あすは坊さん宮参り、宮に参らば何んといふて拜む。この子一生  
まめなよに、この子一生まめなよに。  
といふ俗謡があり、橘曙覽も

樂みはまれに魚煮て子らみながうましうましといひて食ふ時  
樂みは三人の子どもすくすくと大きくなれる姿みる時

と歌ひ、大自然の讚美者であつた俳聖芭蕉でさへ

子に飽くと申す人には花もなし

と詠んでゐる。昔も、今も、高いも低いも、總てを通じて變らぬものは、  
實に子をよく育てようとする親の眞心である。子も亦幼時にあつ  
ては、その一切の願望も、要求も、そして疑問も、概ね親に向つて發せら  
れ、且親によつて最もよく充たされることは、既に前に述べた如くで  
ある。かくて、家庭教育は實に人情の自然に成立つものである。

特に我が國に於ては、國體の獨自性と家との關係から、家庭教育の  
動機は更に重要性を加へる。我が國體は、皇室を宗本家と仰ぐ一大  
家族的國家として特色づけられ、家と國とがその本質を同じくする。  
肇國の大理想と、歴代列聖の深厚なる樹徳と、我等祖先の忠誠とは、萬  
邦無比の美しい國風を形成して來たのであるが、この國風は、謂はば  
國といふ大きな家の家風である。故に我が國體の精華は、その縮小  
された姿を家に見出すことが出来る。我が國の家は、縦に祖先と子  
孫とを連ねる歴史的社會であり、横に一家親族を結ぶ有機的社會で  
ある。家の傳統的指導精神と現實の雰圍氣とは、家風を形成して生  
きた陶冶力を發揮し、一家一門の名譽は、家名として個人の生命以上  
に尊重せられ、祖先以來の家の教育方針は、家憲・家訓・庭訓として儼然  
たる權威を保つ。かうした家族生活は、そのまゝに、國體を重んじ、國  
史を尊び、國憲・國風に同化する國民生活と相連なる。國を家として

忠は孝となり、家を國として孝は忠となる。家族道德は國民道德の出發點であり、國民教育は家庭教育のさながらの擴充である。こゝに、我が國の家生活が萬國に比類なき深みと尊さを有する所以が存し、我が國に於ける家庭教育の國家的動機も、そこに生れる。

家庭教育を強調振興すべき第三の動機は、社會の影響を家庭に於て醇化し、子女の性情を温かく素直に孚むことに存する。社會は實に、複雑多様の勢力を混淆して居り、その影響は、子女の發達に必ずしも望ましいものばかりではない。特に交友や讀物や映畫などによつて、子女が社會の弊風に染まり易いことは、周知の事實である。かうした中であつて、動もすれば荒み易い子女の魂を、温かな、正しい家庭の雰圍氣に包んで、素直な生長を遂げさせることは、家庭教育の極めて重大な課題である。近時、世相の惡化や思想界の混亂を憂ふる聲が、家庭教育振興の叫びとなつたのも、全くかうした動機を語るものである。

社會の影響と家庭教育

## 第二章 家庭教育の任務

明治天皇は

いづくしとめづるあまりに撫子の庭のをしへをおろそかにすなと諭し給ひ

たらちねのにはの教はせばけれどひろき世にたつもとゝとぞなる

と訓へ給うたのは、誠に畏い極みである。家庭教育の任務は、身體發育の養護を根柢として、その上に言語知識の收得が行はれ、又價值判斷の基調や、品性の基礎や、趣味の萌芽が養はれるにある。人生處世の基根は、かくて家庭に於て啓培せられるのである。左にこれを述べよう

家庭に於ける身體發育養護の任務

一、身體發育の養護 丈夫な身體は、あらゆる幸福の背景である。そして、幼時に於ける身體發育の著しいことは、既に述べた通りであるから、これをよく養護して、兒童の健康を進めることこそ、將來丈夫な身體の持主たらしめる根本である。母を喪つた幼兒には、死亡率が多いし、又身體上の瑕に就て調査した人の報告によると、所謂一生瑕なるとものゝ多くは、幼時家庭に於ける手落に基因してゐる。家庭に於ける身體養護がいかに大切であるかは、これ等によつても證明せられる。

二、言語知識の收得 兒童は、生後約一年半から二年に至る間に於て、最もよく言語を覺えることは、既に心理學にも述べた如くであつて、吾等の言語は實に、家庭で知らず識らずの間に覺える言葉に、その根幹をもつてゐる。學校教育はこれを補充し訂正して、これに文字を附與するものである。言語は事物の名稱を示したり、その性質關係

家庭に於ける言語收得練習の任務

を立言したりするものであるから、言語の收得練習は、概念判斷推理等の知的作用の發達と密接な關係がある。「三歳の習は八十に至る」とか、兒童が六歳までの間に、爾後一生の間よりも多くを學ぶものである。とか言はれるのも、これである。然も幼兒が家庭を中心として收得する知識は、それ自身が生活上必須であるばかりでなく、將來接觸する一切の事物を類化し處理するための基礎となり、従つて生涯の知識の土臺となるものである。

三、價值判斷の基調の啓培 陶冶とは、體驗に基いて更に理會創造を進めることに外ならぬ。その上、人の思考も、感情も、將又意志も、意識の下に潜んでゐる習慣の力に支配されることが、存外大きいものである。同じ一羽の胡蝶でも、詩人はこれを春の女神と眺め、哲學者はその去來の中に宇宙の真相を觀じ、動物學者は生物界の法則をその構造の上に讀む。これ皆、その人の體驗及び意識の根柢の相違に基く

家庭に於ける價值判斷啓培の任務

家庭に於ける品性陶冶の任務

のであるが、その體驗の基礎や意識の根柢こそは、家庭で養はれるものである。さうして見ると、家庭に於ける價值判斷の基調の啓培は、いかにも大切である。

四、品性の基礎の陶冶 「三つ兒の魂百までも」とはよく言つたもので、幼時に於ける家庭の躰こそ、人間一生の品性行動の湧き出す泉である。故意に加へられる教訓も、これに影響を與へるには與へるけれども、併しその影響の如何に拘らず、周圍の空氣と精神とは、結局、人の氣風と態度とを形造るに最も力強い要素である。この意味に於て、子供は確に家庭の鏡であつて、世の中に父母ほど強い感化を與へるものは外に無い。

家庭に於ける趣味涵養の任務

五、趣味の萌芽の涵養 吾等の趣味性や鑑賞力は、概ね環境の裡に、いつとはなしに養はれるもので、家庭が吾等の根本環境であることは言ふまでもない。かの荒涼たる天地が、美に對する希望を餓死させ

ると同じく、亂雑な家庭は、兒童の趣味性を枯渴させる。かゝる兒童に對しては、學校の教育も、その美的趣味を培ふのに困難であり、動もすると、間接の知識技能を、そのさゝやかな記念物として、彼等の上に残すに過ぎないことになる。

### 第三章 家庭教育の方法

家庭教育の方法に關して、特に注意せられた二三の問題がある。先づこれを批判して、然る後その方法の要領に及ぼう。

胎教子に對する教育上の注意が、その猶胎内にある頃から加へられることがある。これを胎教といふ。胎教は、東洋では周の頃から文獻に現れてゐるし、西洋ではアリストテレスが始めて唱へたと言はれてゐる。周の文王の母は、その妊娠するや、目に惡色を視ず、耳に惡聲を聽かず、口に教言を出さずして、文王を生んだといふことで

胎教の沿革

## 胎教の方法

ある。伊藤仁齋の妻は妊娠中から常に聖經賢傳を繙き、ナポレオン一世の母は、妊娠中絶えず古英雄の傳記を讀んだ。その他、胎教に心を用ひた賢母良妻は、古今東西決してその事例に乏くない。これは當然のことで、妊娠中に於ける母の思想、感情、及び一家の生活情態は、胎兒の上に少からざる影響を及ぼすからである。それ故に、妊婦は特にその身の健康と衛生とに注意し、生活を正しくし、榮養をよくして、胎兒の十分な發育を圖るのは勿論、常に思念を純正にし、感情を平和にして、甚だしい感動や心配、煩悶のために、心身を惱ませること等は、これを避けねばならぬ。周囲の者も亦、妊婦を勞はつて、過勞に陥らせぬやうに注意を加へるがよい。これは、妊婦のためのみでなく、胎兒のためであり、一家一族、國家社會のためでもある。

## 早教育の沿革

早教育 兒童が學齡に達しない前から、これに學校教育の如き系統的の教育を加へようとするのが早教育である。早教育は、支那に於

## 早教育の主張點

## 早教育の批判

ては、古くから多少行はれた形跡があり、歐洲でも西曆十八世紀の頃、汎愛派の人達によつて試みられたこともある。近時米國でも、亦これを實施する者がある。その主張するところを見ると、兒童に成るべく早くから、知識技能に對する愛を目醒めさせ、且批判の力を伸ばさせねばならぬ。さうでないと、不良の感化に染んで、天稟素質の暢達を妨げ、生涯抜き難き禍根となるといふのである。これは、確に一面の眞理を含んでゐる。併しその方法に至つては、早計に失するものである。無論、學齡未滿の幼兒に對しても、その教育の大切なことは、學齡兒童に於けると毫も異なるところはない。けれども、心身の猶孱弱な幼兒に對して、系統的の教育を施し、規律的訓練を加へるが如きは、無理であるばかりか、自然の發育を阻害する虞も大きい。兒童の教育は、知能の開發だけではない。殊に幼兒に對しては、その身體の旺盛な發育を護り、その品性の純良な萌芽を培ひ、これが發達大

成の基礎を十分に養ふことこそ、實に根本義である。これ、家庭教育の缺くべからざる理由であり、又場合によつては、これを補ふ途として、幼稚園保育の必要な理由でもある。

家庭教育方法の要領 家庭教育も亦、皇國の道に則つて行はるべきものであることは、言ふまでもない。こゝに、その教育方法の要領を纏めて擧げると、第一は、兒童の身體の保護で、この點に就ては、母は特に育兒の方法に通じ、且家庭の衛生に甚大の注意を拂はねばならぬ。第二は、兒童の環境の整理で、主として家事の整頓と密接な關係をもつ。第三は、父母の適切な示範で、これに就ては、第四篇第四章に述べたところを基準とすべきである。そして、兒童が學校教育を受ける頃に至つては、家庭と學校とは、成るべく、その教育の方針を一にすべきのみならず、兒童の作業に於ても互に協調を圖つて、教育の効果を統一的に擧げること努めねばならぬ。勿論、學校・家庭の聯絡は、學

教育效果の統一的考察及び實施

家庭から見た學校との聯絡の必要

校教育の方から必要であるばかりでなく、家庭教育の方からも大切である。蓋し、家庭は自然の教養場ではあるけれども、父母は一心に子を愛する餘り、直情徑行に過ぎ、喜怒褒貶、動もすればその常軌を逸し易い。實に藤原兼輔が

人の親の心は闇にあらねども子を思ふ道にまどひぬるかな

と詠んだ通りである。とにかく、家庭と學校とは、互にその長短得失を異にする點が少くないから、相協力することによつて、各、その特長を發揮し、互にその弱點を補足し、そして、兒童教育の能率を十分に増進させることが出来るのである。これ、學校教師が家庭教育の一斑に通じねばならぬ所以でもある。

## 第六篇 社會教育

### 第一章 社會教育の本質

狭義の社會教育

社會教育の意義 教育は總て社會によつて行はれ、家庭や學校も有力な陶冶社會であるが、こゝで社會教育といふのは、家庭と學校とを除いた一般社會による教育を意味する。然も、一般社會が無意的にその成員を同化しつゝある廣義の教育ではなく、意圖的に、特殊な施設を以て、その成員を教化指導する狭義の社會教育をさしていふのである。従つて、この教育も、教育に關する勅語の聖旨を奉戴し、國民の實際生活に即してその心身を練磨し、生活及び文化を向上せしめることを以て本旨とするものである。

社會教育と我等の精神的要求

社會教育の三動機

社會教育の動機 吾等の向上進歩は、學校の修了を以て終りを告げるものでない。人には、それ以上尙教育を受けようとする欲求もあれば、機能もある。これと同時に社會には、かゝる人々を指導しようとする同情や、理想を有する人もある。これ皆、陶冶を欲する吾等の精神的要求に基くものである。國家が、その全員たる國民の發展を圖るために、各地方が、その地方民人の幸福を進めるために、又團體が、その團員の向上を企てるために、それぞれ社會教育を施設するのも、畢竟、人の本然の性質の然らしめるところである。それ故に、社會教育の動機は、これを三方面に分けて考へることが出来る。即ち、國家・社會の動機が一であり、教育する者の動機が二であり、教育を受ける者の動機が三である。

國家社會の動機 國家社會は、その國民各個が單に學校教育を受けただけで満足するものでない。それ自身の向上・發展の理想を實現



國家社會と教化との關係

するためには、更に社會教育によつて、常に教化の進歩と普及とを企圖して已まぬものである。何となれば、教化の進歩普及の程度如何は、實に國家社會の興廢盛衰に關係するところ頗る大きいからである。例へば、民衆體育が廣く且盛に行はれて、國民の體格・體質・體力が改善向上せられるならば、それだけ國家の強勢を増すわけであり、又講習會・講演會等によつて、人々の知識が増進し、健全な思想が養成せられるならば、それだけ國民文化の隆昌を招來するからである。

教育する者の希望と同情

教育する者の動機 社會教育には、かく公共團體の力によつて行はれるものゝ外、私人又は私法人がその主體となつて、これを經營するものも亦決して少くない。蓋し、人には教化的動機があつて、己が所有する道德・知識・藝術・趣味等を、他人にも分たうとするのが普通の希望である。殊に、これ等に關して未熟な者に對しては、同情の念も自然に湧くから、彼是相俟つて、乃ち彼等に對して陶冶の機會を與へよ

教育を受ける者の修練要求の動機

うとし、かくて社會教育の施設經營を見るに至ることも、亦頗る多い。教育を受ける者の動機 上述の兩動機は、主として教育する方面に働くものであるが、それに教育を受ける者の動機が結び付く。皇國の道に則つた學校教育を受けた者は、その職域奉公を全うして、臣道實踐の實を擧げんがためには、修了後も猶實際生活に即して益・修練を積まうとする、熾烈な動機をもつてゐる。この動機は、當然上述の兩動機と正に相投合し、かくて一生を通じて、日常生活を國家目的に即應せしめ、不斷の修養に努めて遺憾なからしめるに至るであらう。かくて、三方面の動機が何れも實現せられて、社會教育は、その企圖を全うすることが出来るのである。

三動機の結合と社會教育の實現

## 第二章 社會教育の任務

社會に於ける陶冶の理想は、國民によつて、その主とするところが

色々であり、又時代によつても、それが様々に變遷してゐる。社會教育は、學校・家庭以外、一般の教化を企圖する一切の施設經營を包含するものであるから、その範圍は廣く、その事業も多岐に互り、従つて、古來社會に存した陶冶上の理想は、概ね皆、その何れかの方面に現れて來てゐると言つてよい。けれども、それ等の一般に通ずる大體の任務を擧げると、凡そ左の五點である。

一、道德教育　これは、國體・家・國民性等に關する道德から、生活處世に必須な實踐道德は言ふに及ばず、更に進んで國際道德に至るまで、一切の道德に關する陶冶であるが、その中堅たる點は、實に國體の明徴、國民精神の作興にあるのは、元より言ふまでもない。即ち國民道德を土臺と定めて、國家・社會の一員として必要な徳性思想を修養させることは、躍進日本の社會教育にあつても、第一の任務でなければならぬ。

社會教育に於ける道德教育の要義

社會教育に於ける公民教育の要義

二、公民教育　善良な立憲自治の民たる素地を育成することが、公民教育であるが、かゝる育成は、知識の收得に止まるべきでなく、醇厚な情操と、熾烈な信念とを涵養し、實行の意力を喚起せしめるに足る、全一體としての人格を、陶冶するものでなければならぬ。この意味に於ての公民教育こそ、社會教育に缺くべからざる重要任務である。

三、職業教育　人は、それぞれの職業を有して、その生存を全うするものであるから、それに應ずる必須の知識・技能を授けるのが、職業教育である。そして、各個人の理想を實現させる上にも、又國利國益を増進させる上にも、職業教育の大切なのは言ふまでもないが、職業によつては、傳來の慣習をのみ墨守して、日新の科學技藝を應用することを怠るものが無いでもない。これ等は、社會教育によつても改善されねばならぬのであつて、職業指導は社會教育の一重要點である。

四、趣味教育　趣味好尚は、人生に缺くべからざるもので、美的趣味の

社會教育に於ける職業教育の要義

社會教育に於ける趣味教育の要義

涵養は何人にも必要である。この趣味は、やがて吾等の慰藉ともなり、娛樂ともなつて人生を潤はせ、兼ねて社交を圓滿ならせる。趣味の生活こそ、この世ながらの淨土である。そして、低級の娛樂を避けて高尚な趣味を養ふ上に、社會教育の及ぼす影響は實に大きい。

社會教育に於ける體育保健の要義

五、體育保健　體育保健は、學校生活で大切であるのみならず、實際生活でも大切であり、又幼兒・兒童に對して必要であるのみならず、青年・壯年に對しても必要である。たとひ老年になつても、吾等は健康を保つためには、常に身體の練磨を怠つてはならぬ。そして學校・家庭以外、總ての人に、身體練磨の適當な場所と機會とを提供することは、社會教育の一つの大切な任務である。

任務の要約　以上の所述を概括すれば、社會教育は學校教育の補習を旨とし、皇國の道に則つて、道德教育・公民教育・並びに生活に必須な職業的の知識・技能を授け、且趣味の養成・健康の増進に努めることを以て、その任務とするといふに歸する。

### 第三章 社會教育の方法

社會教育の方法は、實に多面多角で、諸種の施設經營を含むのであるが、これを青年教育・成人教育及び文化施設の三方面に大別して擧げ、最後に社會教育の指導に就て述べよう。

#### 第一節 青年教育

青年教育の施設の主なものは、青年學校と青少年團とである。

一、青年學校　青年男女の社會教育は、極めて重要であるから、國家は大正十五年に青年訓練所を設け、その後若干の推移があつたが、昭和十年四月に至つて、青年學校令を制定し、國民學校卒業後直ニ社會ノ實務ニ従事スル男女大衆青年ニ對シテ普ク教育ノ機會ヲ與フルト

## 青年學校の目的

## 男子青年學校の義務制

共ニ青年教育上最モ重要ナル時期ニ於テ其ノ教養ニ間隙ナカラシメンコトヲ期したのであつて、その目的は、同令第一條に示されてある如く、男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルにある。昭和十四年四月から、男子に就ては、これが義務制を布き、就學出席の完璧徹底を期し、授業時間に關しては書間制を勵行させ、同時にその教員養成所を獨立させ、又教授訓練の内容を充實させて、大いにこれが振興を圖り、他方には女子青年學校に對しても、益、その普及に努めてゐる。その課程の詳細は、學校管理法の中に述べてある。昭和十六年は大正十五年青年訓練實施以來滿十五周年に當るので、これを記念する青年學校生徒御親閱式が、その五月二十二日に、畏くも天皇陛下の御親臨を仰ぎ奉つて、極めて莊嚴盛大に舉行せられた。内外地の一萬八千餘校、三百餘萬生徒の代表として、

## 青年學校生徒御親閱式典

男子三萬六十名、女子四千二百五十名が參集し、男子部隊の分列行進に次で、女子部隊の奉唱歌齊唱があつて、御親閱を忝くし、參列者一同無上の光榮に感泣した。

二、青少年團 青年學校と不離一體の關係に立つものは、青少年團である。これに就ては、從來種々の團體が存してゐたが、昭和十六年三月に、これ等の大部分が統合せられて、大日本青少年團の結成を見るに至つた。大日本青少年團の目的は、皇國ノ道ニ則リ男女青少年ニ對シ團體的實踐鍛鍊ヲ施シ共勵切磋確固不拔ノ國民的性格ヲ鍊成シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセシムルにある。この目的を達成するため、青年の修練に於ては、特に國防的訓練、勤勞奉仕、生活訓練等を行ひ、これに必要な道場、農場、廠舎等を整備し、少年團にあつては、國民學校初等科第三學年以上の兒童を以てこれを組織し、その年齢に應じてそれぞれ適切な教養訓練を行ふことになつてゐる。總じて青少年

## 大日本青少年團

生活即修練の教養

學校との不離一體の關係

團の教養は、生活即修練たることを要する。即ち、實踐を通して、學問と實務と修練とが、一如となるやうに仕向けねばならぬのである。そして、青少年團は文部大臣がこれを管轄し、青年學校及び國民學校と不離一體のものたらしめて、緊密な聯絡統制を圖り、その本部を東京に置く外、全國各地方に地方團を設け、又その經費の如きも、國庫及び府縣區市町村から、これを支出することになつてゐる。

## 第二節 成人教育

成人教育の事業は、講習、講演、團體、會合に類別せられる。

講習講演の本旨と方法

一、講習講演 成人教育は、一般成人に對し、日常生活の間に於て教養訓練を施し、國民の生活並びに文化の向上を圖るものであるから、これがために開催せられる講習講演の内容は、非常に廣い。即ち國防、政治、經濟、産業、禮法、趣味、保健、衛生、榮養、育兒、隣保、融和、生活改善等、あら

各種團體の社會教育的意義

ゆる範圍に涉るであらう。然も、一般的のものと専門的のものとを適宜に按排し、指導者にも亦、多方面の人材を網羅すべきである。

二、各種の團體 世に存する多くの團體は大抵、社會教育に何等かの關係をもつてゐる。教化、育英に關する團體は、元より言ふまでもなく、所謂公益法人、即ち防貧救恤、地方開發、部落振興、遺德顯彰、遺跡保存等に關する多くの社團、財團の如きも亦、間接には社會教育に連つてゐる。殊に、最近統合結成せられた大日本婦人會の如き、社會教化團體の如き、乃至は、近時盛に起つて來た勞務者教育施設、融和教育施設等に至つては、その社會教育上の効果が非常に大きなものである。これ等各種の團體は、官廳の施設たると民間の經營たるとに論なく、適當にこれを支援し補助し、そして、遺憾なくその社會教育的機能を發揮せしめるがよい。

三、諸般の會合 五人組や寄合や講等によつて示されてゐた我が國

常會と教化網

古來の隣保相扶の美風は、近時、町内、部落、隣組等の常會として、著しく擡頭復興して來たのであるが、これ等の會合も亦、益、その内容を充實せしめて、國民生活の充實向上を計ると共に、教化網としても十分にその意義を全からせるべきである。

### 第三節 文化施設

文化施設は、多岐多端に互るが、就中社會教育の見地からして、主なものだけを擧げる。

圖書館の種類と職能

一、圖書館　これは、専ら讀書による教育を目的とする文化施設であつて、その當體の區別によつて、成人圖書館、兒童圖書館、徒弟圖書館、勞務者圖書館等となり、設置の場所の相違によつて、學校圖書館、兵營圖書館、病院圖書館、家庭文庫、床屋文庫、湯屋文庫等の名稱もある。一般に、貸出文庫や移動文庫は、便利なものであり、圖書館の無い所でも、新

讀書指導

良書推薦

出版文化の統制向上

兒童文化と兒童讀物の改善

博物館の職能

展覽會の職能

聞雜誌、縦覽所、揭示所等を設けるのは、簡單で然も有益である。人は讀んだ書物の一節から、生涯に互る感化を受けることもあり、讀書は實に人生の重要事である。そして、圖書館で讀書指導を強化することは、その機能を一層積極的ならせる途である。書籍の内容に關しては、近時文部省が良書推薦の制度を整備してから、それは社會教育の上に、非常に大きな功益を齎してゐる。又最近出版文化の統制向上に、官民共に力を加へるやうになつたのも、誠に喜ばしいことであり、殊に兒童文化の聲の高まるにつれて、兒童讀物の改善の講ぜられるに至つたのも亦、好ましいことである。

二、博物館展覽會　博物館は、教化を主目的とし、藝術品、標品等の保存を副目的として、人々の鑑賞、研究のために常設せられるものであり、展覽會は、一定の期間、一定の場所に諸種の事物器具等を陳列して、一般の觀覽に供するものである。これ等に就ては、一層教育的の考慮

移動展覽

を加へ、又その活動の積極化を圖るためには、移動展覽の方法をも取るべきである。博覽會も亦展覽會の一種である。

映畫の推薦認定  
蓄音器レコード  
の推薦

三、映畫蓄音器レコード 映畫は、近年非常の進歩と普及とを見てゐる文化施設の一大方面であるが、益、その質的向上を期し、その製作・配給及び興行體系の整備に努める必要がある。近年映畫法が制定せられ、文部省はこれに依つて映畫の推薦及び認定をなすに至つてから、その社會教育上に及ぼした効果は眞に顯著である。蓄音器レコードに關しても亦同様である。近時文部省が、聲樂器樂の何れを問はず、國民文化の向上に資益ありと認めたものを推薦し、その優秀なものに、賞賜を加へることになつたのは、誠に適切なことである。

放送教育の意義

四、放送教育 これも亦、極めて重要な文化施設であつて、然もその範圍は甚だ廣い。各種の講演や講座を始め、學校放送、家庭放送、商工業の時間、兒童の時間等、色々の方面に互つて、國民の教養を進め、その趣

非常時局下の宣傳報道

味を高め、慰藉を提供する等、その効果は實に偉大である。わけでも今日非常時局下の國民に對して、生活上思念上の覺悟や態度や心構から、防空・防諜等に就ての宣傳報道に至つては、眞に現下喫緊の要事といはねばならない。殊に農・山・漁村等文化の惠澤の比較的薄弱な地方に對して、教養・報道・慰安等各般に互る有力な機關としては、その先端を切るものが實に放送であるから、これを普及させて、放送教育網を津々浦々に張るのは、最も望ましいことに屬する。

放送教育網

積極的方面の施設

五、體育保健 この施設方法も亦、非常に廣い領域に互るけれども、これを大別して二方面とすることが出来る。一は積極的方面で、二は消極的方面である。積極的方面の施設としては、一定の場所に一定の設備をなし、必要な器具を備へて、體操・武道・競技・遊戯等を練習させる體育場・武道場・競技場を始めとし、四季の推移に應じて歲時に開催せられる運動會・遠足・旅行・登山會・游泳會、その他の健康増進運動何れ

消極的方面の施設

社會體育保健の要領

も皆然りて、これ等は、體育として眞に國本に培ふ所以であるのみならず、質實剛健の氣風を涵養する上にも大效がある。又消極的方面の事業としては、結核その他傳染病の豫防、撲滅、禁酒、禁煙の勵行、食住衣の改善等に關する各種の宣傳實行で、これ等は實に國民保健の根本條件である。何れも、その範圍が廣汎に互る程、又その實施が徹底する程、その效果も愈々偉大であるから、土地の情況に應じ、民度の如何を察し、又年齢、性別等をも斟酌して、それぞれ適切な方法を講じ、その實效を擧げるべきである。

娛樂施設の種類と職能

六、娛樂の諸施設 これも亦多種多様である。演劇、見世物、相撲、紙芝居等は言ふに及ばず、自ら演じて自ら樂む餘興と稱するものに至るまで、その材料、その形式、實に千態萬様といつてよい。然もこれ等の中には、民族の素質が、自然の環境に應じて育成し來つたものも甚だ多く、それ等の内容に至つては、實に國風の射映とも稱すべきものである。

娛樂施設經營の要領

ある。そして、國民の性格、體力、氣象、技能が、これによつて知らず識らずの間に根深く啓培せられ、鍊成せられたのみならず、それは又それぞれ、地方色をも發揮して、然も野趣の横溢せるものも少なくない。かゝる内容は元より尊重せられねばならぬ。これと同時に、近時又慰安娛樂の内容として、有益有趣な新資料の社會に供給せられるものも頗る多い。社會教育の諸施設は、一方には地方の習俗、慣例を十分に善用して、その特色を益々發揮させると同時に、他方には又斬新有益な新資料をも活用して、慰安娛樂の内容を適正豊富にし、そして趣味の向上、慰藉の増進を圖ると共に、風俗の改善、志氣の作興に努めるべきである。

都市と公園

七、動物園、植物園、水族館、公園等 これ等は何れも有益な文化施設で、これによつて吾等の鑑賞と陶冶と、そして保健とが同時に併せ達せられる。殊に種々の點から見て、都市に缺くべからざるものは公園で、



兒童遊園

公園は實に都市の肺臓ともいふべく、その綠滴る丘や、紅葉燃える林や、鯉跳る池の汀の佇みや、毛氈を布きつめたやうな芝生の眺め程、生活に疲れた人の眼を、又心を甦らせるものはない。その上、或は博物館、動物園、水族館、體育場、競技場、忠靈塔記念碑等をこゝに建て、或は娛樂慰安の諸設備をこれに加へて、社會教育上諸般の企圖を一舉に達することを圖るのもよい。殊に都會地にあつては、兒童遊園が必須の施設である。

第四節 社會教育の指導

指導の要領 社會教育の指導に就て、その要領を述べよう。

一、企圖の自覺と方法の通曉 即ち社會教育の性質、任務、民衆教化の必要及び方法に關して、十分の知識、見解をもつことが肝要である。さうでなくて施設經營をしたのでは、その事業は徒に錯雜混亂して、結

社會教育指導上の諸要點

果を有效に擧げることが出來ず、却つてその勞力を徒費するのみに終るであらう。

二、當該地方實況の知悉 地方には、それぞれ、その長所、美點もあれば又短所、缺點もある。社會教育はこれ等に對して、應病施藥的の經營畫策を要する。従つて、東北地方の農村情況から考へた方案が、必ずしも直に九州地方の漁村に適するとは言へない。それ故に、社會教育の指導は、當該地方の實情を篤と理會し、そしてこれが改善向上に努めねばならぬ。各地方でその社會教育の指導者を置くのは、そのためであり、又地方の民育教化に關係ある人物、例へば町村にあつては、町村吏員、國民學校教員、府縣にあつては府縣の當局者、中等教員等が、社會教育の指導に參與すべきも亦、實にこれがためである。

三、一般民衆程度の熟知 社會教育の指導は、譬へば提灯を持つて夜途を案内するが如きものである。餘り先に立てば、方向を示し得るだ

けて、途を照すことが出来ず、又一行の眞中にあつては、足許だけが照されて、行手は更に判らない。社會教育の指導は、一般民衆の程度より正に一步先に進むべきであると同時に、又餘りに懸け離れてはならぬのである。これは、直接指導に當る際のみでなく、通俗圖書の刊行等の仕事によつて、一般に民衆を誘導する場合に於ても亦然りである。

四、同情親切の取扱 總じて、教化を受ける者が、指導者よりも劣つてゐるのは當然であるが、併し、その優れた指導者が、劣つた者に對して熱烈な同情と十分な親切とを披瀝するに於て、教化は活躍して、その実績が擧るのである。この點は、社會教育に携はる總ての者の、常に心懸けねばならぬところである。即ち、圖書館・展覽會等にあつてはその館員、講習會、講演會等にあつてはその講師、又運動會、音樂會、映畫會等にあつてもその主催者等は、常に同情と親切とを缺いてはならない。

五、自發的態度の誘導 元來、社會教育は、適當な刺激を與へ、又啓發を促すに足るやうに環境を整理し、そして自發的に、人の研究・學習乃至は鑑賞を遂げしめるのが、その本體である。學習者・練習者を自發的態度に立たせることは、何れの教育にも必要であるが、社會教育に於ては特に然りである。

以上は一般の要領であるが、その他、直接これが指導の任に當る者にあつては、尙、堅固熱烈な國民精神を有すること、その道に堪能であり、兼ねて一般の學藝にも通じ、且常識に富んだ人であること、趣味・娛樂に關して相當の理會を有すること、及びその身體が強健で、不斷の勤勞を辭さないこと等は、何れも必要な資格である。

國民學校教師と社會教育 國民學校は、單に就學中の兒童の教育機關たるに止まらず、地方教化の中心となるべきもので、それは社會教育

地方教化の中心  
としての國民學  
校

機關たるべき使命を意味する。就學兒童の校外保導といふ社會教育が、國民學校教育それ自身のために要求せられるのは、言ふまでもなく、地方在住者の大部分が、その地の國民學校修了生であることを思へば、彼等の社會教育は、國民學校教育の當然の延長である。且國民學校の校地、校舍、諸施設は、地方に於て教育産業、衛生慈善等の目的のためには、公の會合や行事に使用せられる可能性が最も多く、國民學校の教員は、地方教化に最適の教養と地位とをもつてゐる。かうした事情等をも考へる時、國民學校教員が、學校教育と併せて社會教育上の任務を負ふべきことは、當然の歸結である。故に負擔の過重を訴へるよりも、その名譽と責任とを思ひ、前述の如き社會教育指導者の要件を身に體し、そして教育報國の臣道を全うするやうに心掛ければならぬ。

## 第七篇 職業指導

### 第一章 職業指導の本質

職業の本質 職業指導の問題を考究するためには、先づ職業の本質を明にせねばならぬ。職業の本質は、客觀的・主觀的の兩面から考察せられる。先づ職業が人類の文化社會に於て、いかなる性質を具へてゐるかといふことが、その客觀的方面であり、次に職業が人間の心意構造と、いかに關係してゐるかといふことが、その主觀的方面である。

客觀的方面としては、職業の文化的・社會的・經濟的意義が問題となる。即ち職業は第一に、人類の營む文化活動の全體的關聯の中で、特

職業の客觀的主觀的兩面

職業の文化的意義

職業の社會的意義

殊の領域を分擔するところに、その文化的意義がある。各種の職業は、近代社會の分業の發達と共に、益々特殊の局所的に分化しながらも、それ等が相關聯して、人類の全體的文化社會を組織し、價值生活の共同舞臺を形成してゐる。第二に、職業は各人をして、社會に於ける特定の地位を占有せしめるところに、その社會的意義がある。職業に就くことにより、人は同時に社會に於ける上下左右の人的關係に身を置くのであり、そこに社會的責任を生ずる。そして、社會形態の最も完全有力なものは國家であるから、職業を果すことは、やがて國民としての責任を具體的に果すことであり、職域奉公による皇運扶翼は、實に吾等の臣道實踐の最も具體的な方途である。第三に、職業はそれによつて収入を獲得し、自己の生計を維持するところに、その經濟的意義がある。これは所謂營利的職業だけでなく、普く職業一般の具備すべき要件であつて、この點から職業は、單なる趣味や娛樂と

職業の經濟的意義

職業と天分

區別せられる。職業に就くことは、文化への寄與や社會への奉仕と共に、自己の生計的基礎を得ることとでなければならぬ。

次に主觀的方面として、職業は各人の天賦の性能を發揮する途である。人の天分や欲望は、それぞれ異なつてゐる。従つて長短有無も亦色々であることは、屢述べた通りである。文化社會の職業生活は、これ等異なつた天分や欲望をもつた多くの人々が、何れもその役割を分擔して、互に長短相補ひ、有無相通することによつて、完成されて行く。それ故に、人は自己の天分と欲望とに、最も適はしき職業を取つて、全體のために、己が最上を盡さなければならぬ。この意味に於て、總ての職業は理想的には、各人の個性に適した天職であらねばならぬ。明治天皇の御製に

年々にひらけゆく世のをしへ草身のほどくに摘ませてしがなとある。誠に尊くも有難い御言葉である。

職業指導の必要

職業指導の要義 職業指導の要義は、一言にして、上述の如き職業の本質を發揮するやうに、人を指導することである。即ち一方では、職業の客觀的性質を明に理會させて、文化的使命・社會的責任・生計的能力を遺憾なく發揮させ、他方では、自己の天分と職業の性質とを適正に自覺させて、最適の職業を選択させるのが、職業指導の要義である。近時喧しくなつて來てゐる轉失業問題の如きは、社會情勢の變動、國策上の必要にも因るが、他方に於て、本來選職の途が宜しきを得たならば、若干これを緩和することが出來たであらうとは、専門家の所説である。この點だけから見ても、職業指導の必要は確に痛感せられる。吾等はこれを國民學校教育の立場から、更に具體的に考察しよう。

## 第二章 國民學校に於ける職業指導の任務

完成教育と職業指導

普通教育と職業指導 國民學校は、基礎的陶冶即ち初等普通教育を使命とする。そして普通教育は、將來のあらゆる職業に共通に必要な基本的教養を與へることであつて、それ自體は特定の職業への意圖を含むものではない。それにも拘らず、國民學校の教育を修了して、直に實社會に送られる者が、國民の過半数を占めるといふ現状からすれば、國民學校が何等かの意味に於て、職業にまでの指導を行はねばならぬことは、自明の要求である。所謂完成教育の強調は、益、この要求を促進し、既述の如く國民學校令施行規則には、高等科に關し特にこれを明記してゐる。然らば、國民學校に於ける職業指導は、いかなる任務を有するであらうか。

國民學校に於ける職業指導の任務 國民學校に於ける職業指導は、第一に「職業的基礎陶冶」を與へることを任務とする。そこでは、職業一般に關する見識と信念とを養ふことを目的とし、従つて、既述の職業

職業的基礎陶冶

選職指導

本質觀を明確に得させることが任務となる。第二に國民學校に於ては、選職の着眼點が養はれ、正しい選職が指導せられねばならぬ。そのためには、將來就職の可能性ある若干の職業に就て、所謂「職業分析」を行つて、その職業に必要な性能を明にし、他方では兒童の心身の性能を調査して、その兩者の適合を圖らねばならぬ。第三に國民學校に於ては、可能的職業の代表的なものに就て、初歩的陶冶を行ふことを任務とする。即ち、兒童の大多數が將來從事すべき二三の職業に就て、それに必要な知能を授けるのである。國民學校で實業科目を課して、その何れかを選択履修させるのは、このためである。

第三章 國民學校に於ける職業指導の方法

上述の任務を達するために、實行せらるべき方途の主なものは、次の如くである。

初歩的職業的陶冶

職業總論と各論

職業に關する講話 職業的基礎陶冶を與へるためにも、代表的職業に就ての知識を授けるためにも、職業に關する講話を行ふ必要がある。これは「職業概論」とも名づくべき内容を總論とし、代表的職業に關する内容を「各論」として、講述せらるべく、この目的に適合する教科用圖書を編纂使用することが望ましい。そして正規の授業時間の外にも、課外講話として聽かせ、教師だけでなく、實社會の職業に従事してゐる人々の中で、見識ある人の講話を依頼することも、有益である。

課外講話

職業分析

職業分析と性能調査 適職選定の標準を示して、選職を指導するためには、一方では、職業分析によつて、それぞれの職業が、いかなる性能を必要とするかを明にし、他方では、兒童の性能を調査して、その優劣適否を自覺させねばならぬ。職業分析には、各職業團體に於て、その専門的研究が促進せられることが望ましく、職業紹介所の如き施設に

性能調査

於ても、この方面に研究を進めるべきであり、國民學校では、それ等の報告を蒐集して、兒童にも理會の出来る形に於て、これを示すがよい。併し、かうした科學的研究の結果が、整備するのを待つだけでなく、教師自身の觀察研究や、各職業人の體驗報告等によつて、不十分ながらも、出来る限りの職業分析を、學校自身が進める必要がある。次に兒童の性能調査は、心理學に述べた心性検査の方法を、職業分析に於ける諸性能の項目に即して、遺憾なく適用すべきである。かくして得られる職業分析と性能調査とを睨み合せて、兒童各自に就き、適職の範圍と不適職の範圍とを決定するのである。

家庭との聯絡

適職の範圍が、性能上から決定せられても、具體的な選職條件としては、家庭の事情が重大な關係をもつから、この點に關して父兄とよく相談し、又兒童自身にも、家庭の事情に就て反省させ自覺させた上で、選職させねばならぬのである。

父兄の意見と兒童の反省

實習

可能的職業の實習見學 上述の手續によつて、將來就職の可能な職業が豫定せられたならば、それに就て基本的、初歩的な知能を得させるために、實習を課せねばならぬ。實習は、學校に特設した實習施設による外に、實社會の職場に委託して、若干期間實習をさせるのもよい。又實習の外に見學も必要である。見學には豫め一定の計畫を立て、見學の着眼點を指導し、その結果を反省させることを怠つてはならぬ。

見學

諸方法の相互關係

以上に列舉した諸方法は、事實上は、互に關聯結合して實施せられる。例へば、職業講話が見學と結合したり、實習の體驗によつて、職業分析や性能の自覺が行はれるが如き、これである。

## 第八篇 幼稚園の保育

### 第一章 幼稚園の必要と保育の任務

母の教育的知能  
と幼稚園の必要

幼稚園の必要 家庭は最も基本的、自然的な陶冶社會であり、母は幼児教育の最適任者であるが、事實上、總ての母が教育に關する知識や技倆を十分に具へてゐることは困難であるから、母の任務を補助する施設があつて、家庭と協力して幼児を教育することが望ましい。これが、幼稚園の必要な第一の理由である。第二に、家庭の職業の關係上、幼児教育に十分の力を注ぐことが出來ぬ場合があり、殊に産業の發展に伴ひ、父母共に家庭外の仕事に従事することが多くなつたので、家庭教育の缺陷が益、痛感せられ、それを補ふために幼稚園の必

産業の發展と幼  
稚園の必要

社會的訓練と幼  
稚園の必要

要が強調せられるに至つた。「幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」に關する文部省訓令には、特にこの點を指摘して、「兒童ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養セムトスルニハ幼時ヨリ之ニ着手スルヲ以テ優レリトスコレ家庭教育ヲ裨補スヘキ幼稚園施設ノ必要アル所以ナリ殊ニ社會生活日ニ複雑ヲ加ヘ一家ノ事情意ヲ子女ノ教養ニ専ラニスルコト能ハサル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ハ益、重要ノ度ヲ加ヘサルヲ得ス〔中略〕父母共ニ勞働ニ従事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス」と示してゐる。第三に、幼兒は家庭に於て、動もすると社會的生活態度の訓練を缺き易い。即ち家族が少くて、相互の共同や禮讓などの徳が十分に養はれなかつたり、或は家族が



保育と保母

多くても、放縱に流れて、秩序や規律の訓練が缺けたりすることがある。かうした缺陷を補ふためには、幼児を相當人數だけ集めて共同生活をさせ、そこに早くから躰を主とする社會的訓練を行ふのが有益である。これが、幼稚園の必要な第三の理由である。

**保育の任務** 幼稚園の教育を特に保育といひ、その教師を保母といふ。蓋し學校教育よりも、やさしく幼児を保護育成し、家庭の母の如くに、親切に幼児の世話をすると、いふ趣意であり、かくて幼児は、いつとは無しに教養を得るのである。明治天皇の御製に

うちつれて園生にあそぶうなる子は學ぶとなしにもの學ぶらむとあるのは、保育の神髓を訓へ給うたものと拜察せられる。

保育も亦勿論、皇國の通に則るものであつて、その目的に關しては、**幼稚園令第一條に**

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル

保育の目的

性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的ト示されてある。

幼稚園兒の年齢に就ては、幼稚園令第六條に

幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ國民學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得

と示され、尙、幼稚園令施行規則第一條に左の如く規定せられてある。

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

即ち保育の目的は、心身を健全に發達せしめること、善良な性情を養ふこと、及び家庭教育を補ふことの三點にあり、保母の任務は、父母

フレイベルの創始

兄弟を助けて幼児の保護教養に務めるにある。

保育事業の起源及び發達 保育事業はドイツのフレイベルが、氏自らの家庭的不幸と、幼児への愛情と、教育的修養とを基底として、今より約百年前にブランケンブルグに幼児教育所を設立したことに起源を有する。氏は幼児の發育を植物の生長に譬へ、教師を園丁に擬して、幼児教育所に「幼稚園」と命名した。その後イタリーのモンテソリイは、低能兒教育の研究から得た原理を正常の幼児にも適用し、自由活動と感覺練習とを主眼とした合理的遊具を考案して、保育方法に進歩を促した。我が國に於ては、明治九年に初めて東京女子師範學校今の東京女子高等師範學校に幼稚園が附設せられて以來、次第に普及發達し、最近益、その必要が痛感せられて、園數の激増を見るに至つた。

一方、既述の如き近代産業の發達に伴ふ保育の必要から、主として

モンテソリイの改良

託兒所保育所

労働者の子女の保育を目的とする託兒所や保育所が設けられた。託兒所の考は、百年以前に既に佐藤信淵によつて示されたのであるが、今日の託兒所は、九十餘年前フランスのバりに初めて起り、漸次各國に擴がつたものである。現在は我が國でも、大都市には勿論、農村に於ても農繁期託兒所や保育所が、隨處に設けられてゐる。

## 第二章 保育の方法

### 第一節 保育上の施設

保育上の施設で必要なものは、遊園と保育室、遊戯室とである。

遊園遊園は、自然の保育場で、兒童の屋外生活を全うさせる樂園である。こゝで彼等は、十分な日光に浴し、新鮮な空氣を吸ひ、嬉戲と觀察とを隨意にすることが出来る。それ故に、花壇、砂場を設け、適當な運動機具を備へ、又成るべく蔬菜類を植ゑ、鶏、兎等をも飼ふがよい。

遊園設備の要項

園藝は子供の農業で、農業といつても、無論職業を教へるのでもなければ、又強ち汗の値を知らせるのでもない。土に親しみ、動植物を飼育栽培する心を養ふためであつて、日本國民生活の基根はこゝに培はれるのである。遊園は實に幼稚園や託兒所の生命で、保育の場所に遊園の無いのは、河に水の無いのと同じい。今、遊園の設備に關して、特に注意すべき事項を擧げる。

- 一、地域が廣濶で自由の活動に適し、且小丘淺池等地形の變化に富んだ場所がよす。
- 二、成るべく市塵雜沓に遠ざかり、風物清新の境地を選ぶべきである。
- 三、幼兒は變化を欲するから、近所に適當な遊園があつたなら、それをも利用するがよす。

保育室遊戯室 これ等は、幼兒の屋内生活を全からせる場であるから、柔かみと温かみをもつた快い楽しい所にするがよい。近時の

保育室遊戯室設備の要項

幼稚園は、机・腰掛を並べた教室風を撤廢して、家庭風となし、又社會の實際生活を實演する遊戯や作業、即ち子供の工業、子供の商業ともいふべきものを營むのに、適當な設備をも加へることに努めてゐる。これが設備上注意すべき點を、次に擧げる。

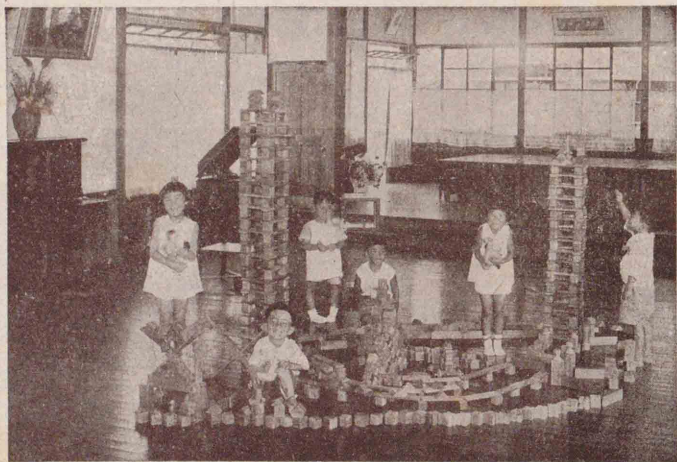
- 一、座席は、幼兒の坐作進退を自由ならせるやうに排列し、且隨時これを變更して單調を避けるがよい。室内の裝飾に就ても亦然りである。
- 二、樂器は勿論、恩物、遊具等を十分に備へ、且或程度まで幼兒に自由の使用を許すがよい。
- 三、採光・換氣・暖房等に關する衛生上の設備を十分にし、又救急療法の施設をもなすべきである。食事及び洗面・淨手等に就ての用意は清潔を旨とすべきは勿論である。
- 四、鉢植・生花等を備へて、室内を有益有趣ならせる工夫も必要である。

第二節 保育の項目

保育項目の趣旨

幼稚園令施行規則に「保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス」とあり、實施上ノ注意事項には「從來ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應シテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ存シタリ」と記されてある。即ち、幼稚園の保育内容は、嚴密に規定せられてゐるのではなく、幼兒をして楽しく嬉遊させることを主眼とし、その幼兒的生活の主な方面をば、保育項目として擧げたのである。故に所謂保育項目をば、それぞれ獨立に課するといふのは、却つて幼稚園本來の趣旨に反する。殊に近時綜合教育の主張が高く、國民學校に於てすら、兒童の生活をば、その未分化情態に即して、全一的に陶冶すべきことが、強調せられてゐるのであるから、幼兒の保育に就ては尙更、この精神を絶えず念頭において居るべきであらう。そこでこの前提の下に、以下各項目に就て、これが指導の要領と、その實際上の注意とを述べることにする。

幼稚園の實際



## 第一 遊戯

隨意遊戯と共同  
遊戯

遊戯の知的醇化

遊戯の意的醇化

遊戯の情的醇化

幼兒と遊戯 遊戯は、幼兒に最も自然のもので、且彼等の最も好むところであつて、實に保育項目の尖端に立つものである。これに、自由に遊ばせる隨意遊戯と、團結して遊ばせる共同遊戯とがある。

遊戯の醇化 遊戯の指導に就て大切なことは、その醇化である。醇化には三つの方面がある。一は、遊戯の知的醇化即ち科學化で、これによつて、幼兒はその經驗統整の純正な萌芽を養ふことが出来る。二は、遊戯の意的醇化即ち道德化で、これは、幼兒の習慣形成上に大切な地位を占める。三は、遊戯の情的醇化即ち藝術化で、これは、幼兒の心情を純美快活ならせるためには、缺くべからざる着眼點である。

### 遊戯上の注意

一、遊戯の材料には、一般民間に行はれるものを探つてよいが、危険なもの、道德

- 上不良なものは、必ずこれを避けるべきである。
- 二、共同遊戯はその方法が宜しきを得ないと、不自然に流れて興味を殺ぎ、遊戯の本質を没却する。特に指導上の注意を要する。
- 三、總じて自分で使用した遊具は、成るべく自分で始末させるがよい。

## 第二 唱歌

幼兒と歌謠 幼兒が歌謠を悦ぶ心は、彼等が猶母に抱かれ、子守に負はれ、或は搖籃の中に横へられて、低く優しい歌の調べに、右に左に搖られながら、安い眠に就いた頃から、既に植付けられてゐるが、幼稚園に入る頃になつては、自らこれを歌ふことを好むものである。かくて唱歌は、彼等の歌謠性を満足させて、その心情を朗かにし、兼ねて徳性の涵養にも役立つ。従つて、その歌詞や樂譜は、彼等の趣味に合したものでなければならぬ。この意味で、童謠や行進曲や軍歌が適好

である。但し、野卑に傾き悲哀に過ぎたものは、避けねばならぬ。

### 唱歌上の注意

- 一、唱歌の際には、姿勢に注意すべきであるが、適度の表情運動は、その自然の傾向を満足させてよい。
- 二、總じて歌謠が多きに失して、倦怠疲勞の感を起させてはならぬ。

## 第三 觀察

幼兒と觀察 幼兒は、心身の發育につれて、その自然の生活に於て、絶えず試行錯誤をなして、その經驗を積むものである。従つて、庶物や自然現象をよく觀察させて、彼等の經驗を導くと共に、その感覺機關運動機關を適度に練磨させるがよい。但し、詳しい説明を加へたり、理由を覚えさせたりする必要はない。却つて直觀こそ、體驗こそ、自然の活動である。然も幼兒は、かうした直觀體驗の間に、自ら分析綜

合を營み、かくて自然界・人事界に對する潑刺たる感興を惹くと同時に、他日學校で理數科を學ぶ素地も、既に養はれるのである。

觀察上の注意

- 一、遊園には、花艸蔬菜を植ゑ、禽鳥を飼ひ、保育室には、庶物標品繪畫寫眞の類を十分に備へるべきである。
- 二、時々幼兒を引率して散歩逍遙を試み、適當の程度に於て彼等に觀察の機會を與へるがよ。

第四 談話

幼兒と談話 談話も亦、幼兒が愉悅の情を以て、知らず識らず話中の人となり、その間に自ら啓發せられるところがあれば、それで十分で、必ずしも常に分解して教訓を抽出するに及ばない。但し、その材料と方法とに至つては、適當にこれを選択しなければならぬ。

國民童話

笑話

寓話

お伽話

神話傳説

談話の材料 談話の材料には、國民童話・笑話・寓話・お伽話・神話・傳説・歴史譚・庶物物語及び實話等數々あつて、それ等の價值にも亦、それぞれの特徴がある。先づ國民童話は、日本精神の表現で、然もその結構が想像的・藝術的で、愉悅の情を與へ、韻律の感を高めるから、日本幼兒の生活に對しては、眞にその魂の糧ともいふべく、彼等の心情は、これを榮養として、自然に生長するものである。次に笑話は、概ね無邪氣な滑稽と奇智とをその内容とし、然も輕快な談笑の裡に、親切な諷刺と比喩とを宿らせてある。これ等は、興味が主で教訓は副であるが、それに反して、教訓第一興味第二のものともいふべきは、寓話である。殊にその擬人法は、幼兒の性情によく投合するから、巧にこれを使つて、教育の效を擧げるに適する。お伽話に至つては、さながら夢の如くに淡く、花の如くに美しい幼兒の生活に、最も適はしい詩の國を開き、頗る楽しい藝術の繪卷を展べるものといつてよい。神話・傳説も

歴史譚

庶物物語

實話

亦、共に幼兒が自然に逍遙すべき純眞な天地を與へて、そぞろに祖先の生活の意義を味はせると同時に、大きな憧れの翼をば、遠い太古にまで伸ばさせる。殊に歴史譚が、國民的の自覺を強めて、民族的の感激と誇りとを高める偉力に至つては、洵に大きいものである。これを聴く時、幼兒が、いかにその小さい胸を躍らすかは、彼等の眼が愉悅の情に燃え、彼等の顔が歡喜の光に輝くのを見ても判る。庶物物語は、自然界に對する知識の愛を目醒ませ、生物の生活と運命とに關する理會を與へる外、幼兒の觀察を練り、注意を深くすることが多く、實話は、幼兒の心情を感奮させて、向上の途に進ませるのみならず、思慮を綿密にし、知見を豊富にさせる效も亦大きい。そしてこれ等の全體を通じて、幼兒が自ら經驗するところのものは、實に言語の收得と價值判斷の基調を練ることである。

談話の方法 談話は、平易な用語と溫和な態度とを以て、自然に且明

聽話法と對話法

幼兒生活の藝術的表現

快に説話すべきである。その方法に聽話法と對話法とがあり、何れも必要であるから、併せ用ひるがよい。就中、對話法は、かの擬人法と結合して、幼兒をば童話、寓話による生活の藝術的表現にまで導く。

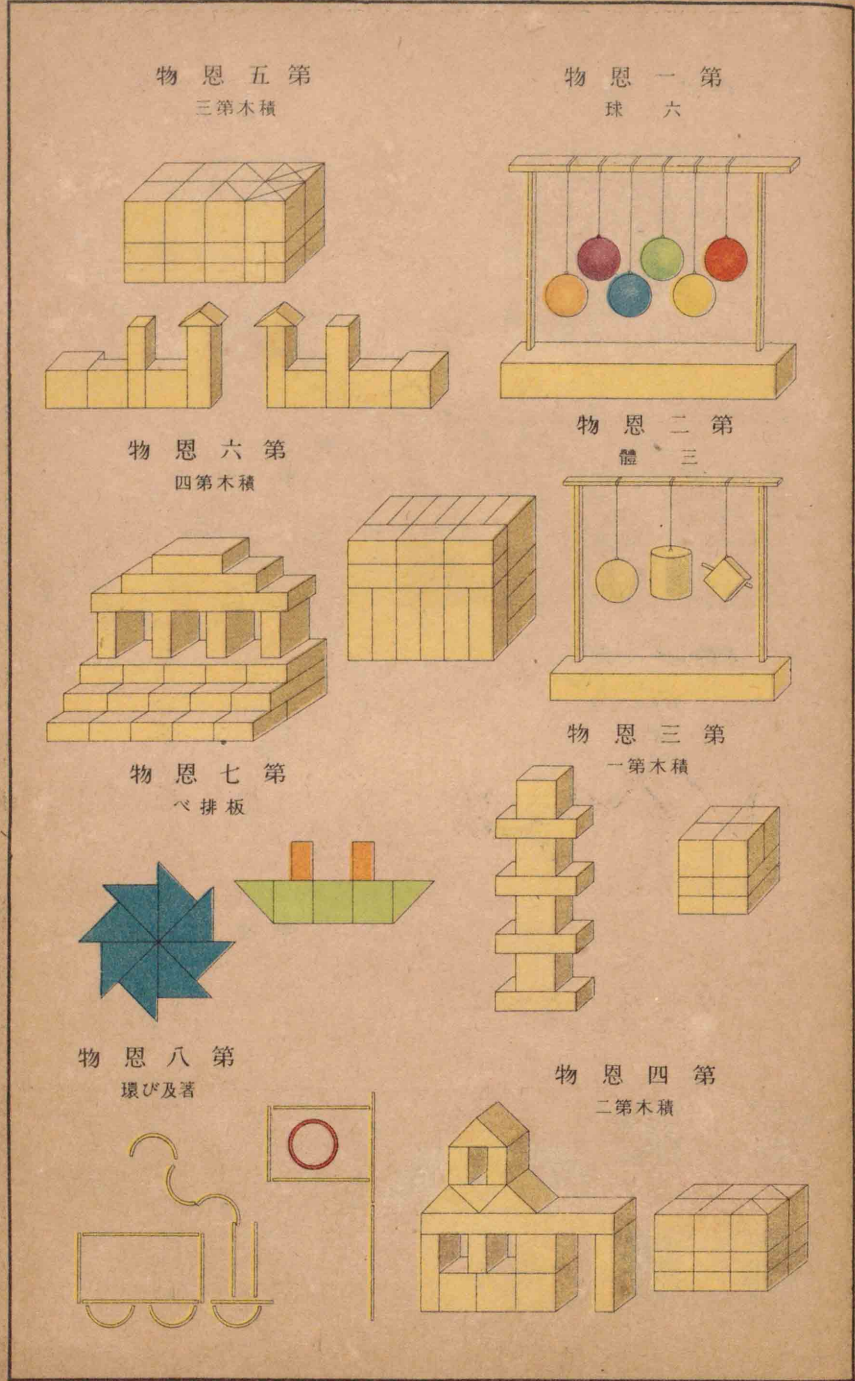
談話上の注意

- 一、幼稚園に入つて來る頃の幼兒は、心理學で述べておいた如く、優に千を越えた多數の語彙を有して、盛に言語の世界に活動するものであるから、よく言はせ、よく語らせて、その發音を正すと共に、彼等の表出を全からせるがよい。
- 二、童話寓話等による幼兒生活の藝術的表現は、彼等が自己を對象の中に寫して、その姿を眺める活動とも言ふべきものであるから、唱歌表情運動等と相俟つて、過度に互らなない限り、獎勵すべきである。

### 第五 手 技

幼兒と手技 手技は、幼兒の活動性を満足させて、その自然の經驗を積ませるものである。フレイベルは、幼兒の心身を練習させるため





恩物  
遊具  
恩物の種類

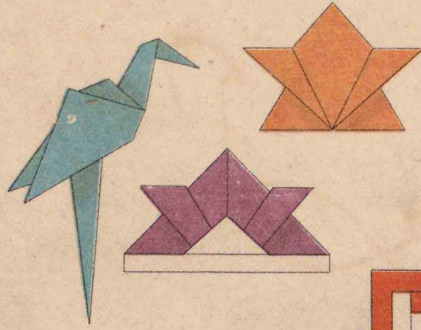
種々の用具を工夫した。これを恩物といふ。恩物とは、幼児に恵まれた賜といふ意味である。モンテソリーも亦遊具を工夫して、感覚並びに手指の練磨を圖つた。

フレールベルの恩物 これは二十種から成る。六球三體四種の積木、板排べ、箸及び環、糸及び紐、粒體、紙刺し、縫取り、畫き方、紙剪り、紙織り、板組み、紙組み、紙疊み、豆細工、粘土細工、これである。この中、前の十種は、そのまゝ玩ばせて、形體の構成、破壊を試みさせるに適し、後の十種は、多様な實物の形體を表すのに便利で、幼児の工夫、創作の力を練らせるのに適する。通例、前者を狹義の恩物と稱し、後者を作業と呼んで區別してゐる。こゝにその全部を圖示してある。

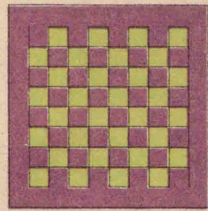
モンテソリーの遊具 これは七種から成る。一は砂紙板で、これによつて、皮膚覺を練習させる。二は輕重の木板で、これを以て重量の感覺を練習させる。三は高塔、大梯、長梯、圓柱、嵌木で、視覺によつて物體

教育學

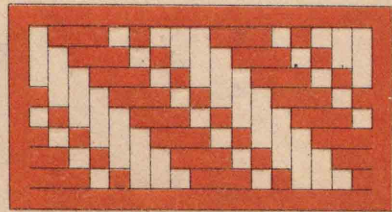
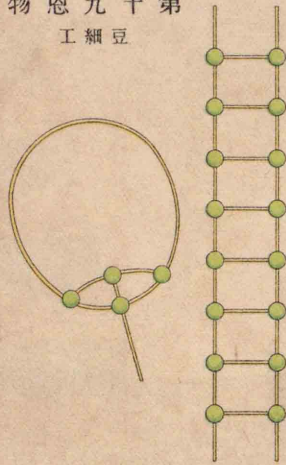
物恩八十第  
み疊紙



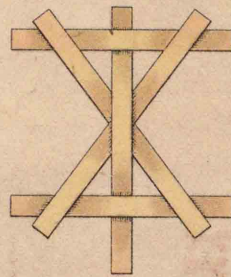
物恩五十第  
り織紙



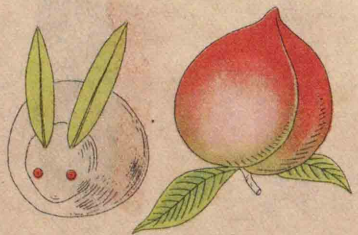
物恩九十第  
工細豆



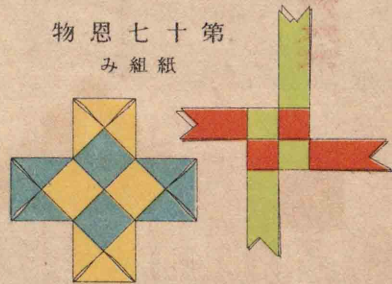
物恩六十第  
み組板



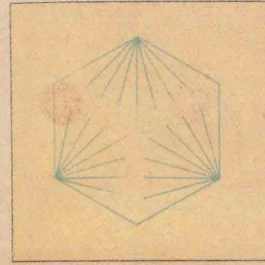
物恩十二第  
工細土粘



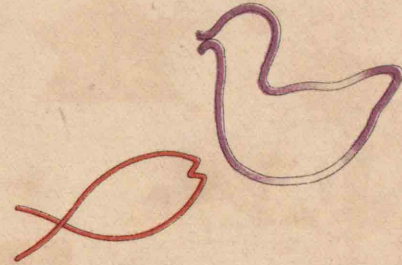
物恩七十第  
み組紙



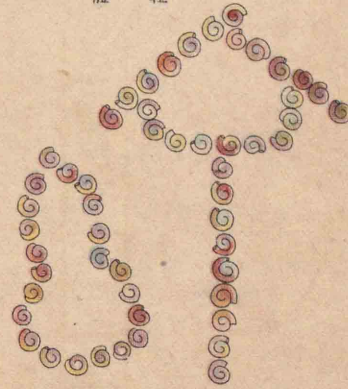
物恩二十第  
り取縫



物恩九第  
紐び及糸



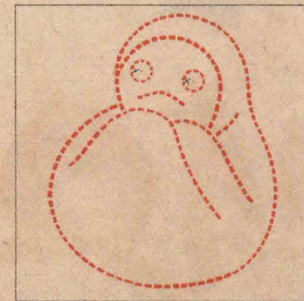
物恩十第  
體粒



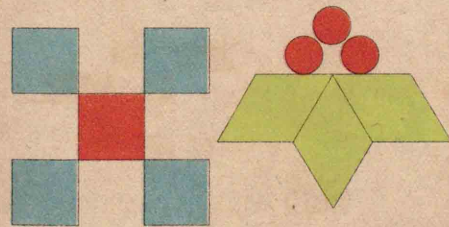
物恩三十第  
方き畫



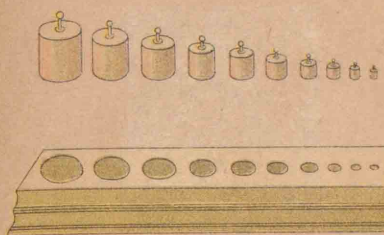
物恩一十第  
し刺紙



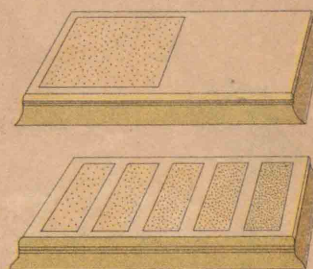
物恩四十第  
り剪纸



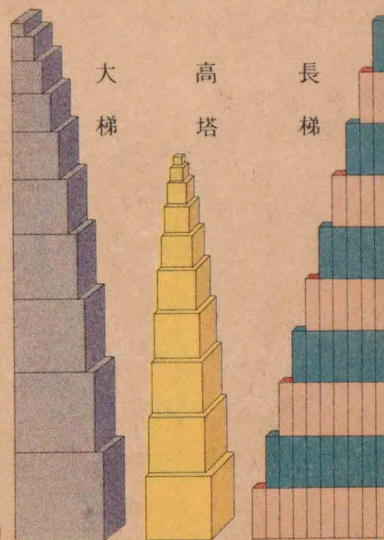
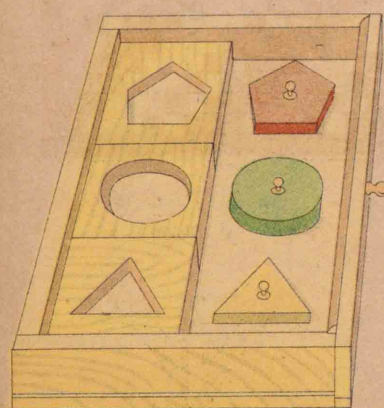
木 嵌 柱 圓



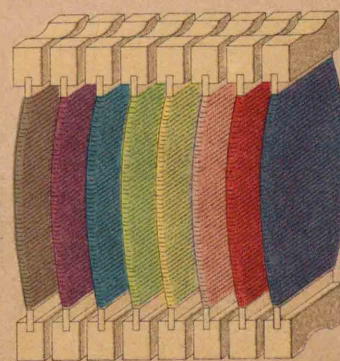
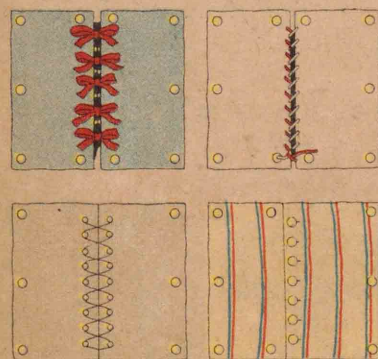
板 紙 砂



木 嵌 體 形 何 幾



け か 卸 び 結 紐



恩物遊具の活用

の大小を識別させるに使ひ、四は幾何形木板嵌木で、幾何形状を識別させるに用ひ、五は糸巻排べで、色の識別の練習に供する。六は聴官の練習用具、七は紐結び、鈕掛け等の手指練習用具である。こゝにその若干を圖示してある。

各種作業の活用 恩物遊具の中には、多少抽象的に偏したものがあ  
り、又これを使ふには、必ずしも一定の順序によるを要しない。他方  
生活の實際上に存する各種の作業中には、取つて以て幼児の手技に  
供すべきものも少くない。それ故保母は、必ずしも恩物遊具にのみ  
拘泥することなく、廣く實際社會に行はれる各種の作業並びに材料  
によつて、簡易適切なものを考案し、趣味と變化とに富んだ方法によ  
つて、便宜幼児の手技とすることが必要である。

手技練習上の注意

一、手技は成るべく、幼児の活動性に適するものを選び、その工夫創作を練らせ

るがよい。

二、必ずしも製作の成績に重きをあかず、寧ろ心身の動作を主とすべきである。製作に遅速あるのを強ひて同一ならせるには及ばないし、又便宜これに手傳を加へることを妨げない。

〔教育學終り〕

昭和十六年十月九日 師範學校教科用

文部省檢定濟

日本教育新教科書  
教育學



昭和十二年九月二十二日 印刷  
 昭和十二年九月二十八日 發行  
 昭和十二年十二月二十四日 訂正再版印刷  
 昭和十二年十二月二十八日 訂正再版發行

昭和十六年九月十八日 訂正三版印刷  
 昭和十六年九月二十三日 訂正三版發行

定價 金九拾錢

著者 東京 小石川區大塚窪町一番地 乙 竹 岩 造

發行者 東京 都神田區岩本町三番地 中等學校教科書株式會社  
代表者 山本 慶治

印刷者 東京 都牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 竹 內 喜 太 郎

印刷所 東京 都牛込區市谷加賀町一丁目十二番地 大日本印刷株式會社

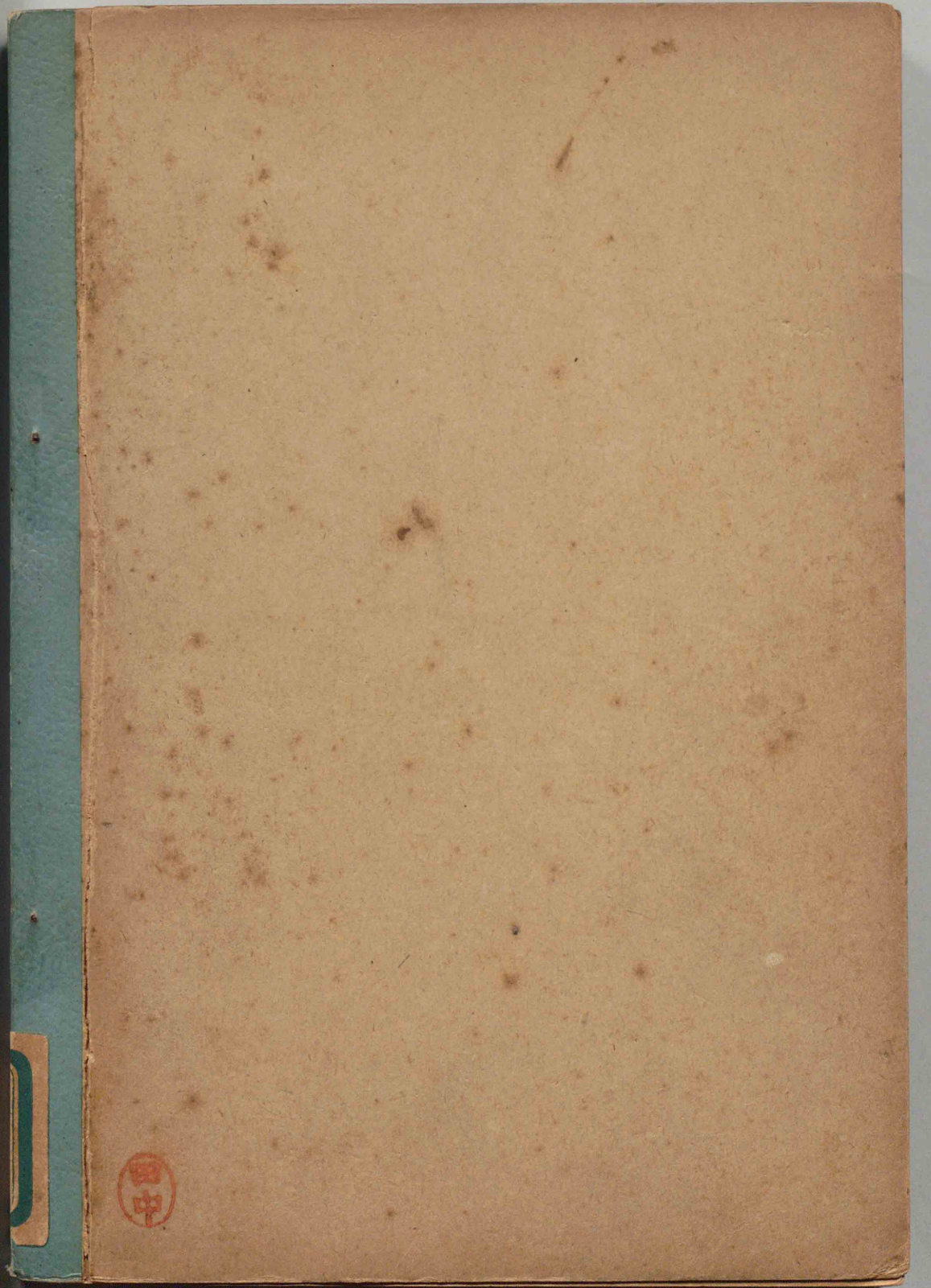
中等學校教科書株式會社

日本出版文化協會會員番號一一七五二二

東京 都神田區岩本町三番地

配給元 東京 都神田區淡路町二丁目九番地  
 日本出版配給株式會社





國中